

令和2年度

包括外部監査の結果報告書

「市税の賦課徴収等に係る財務事務について」

豊橋市包括外部監査人

世羅 徹

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	2
2	選定した特定の事件（テーマ）	2
3	事件を選定した理由	2
4	外部監査の対象部署	2
5	外部監査の対象期間	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
	（1）監査の主な要点	2
	（2）主な監査手続	3
8	包括外部監査人補助者	4
9	利害関係	4
第2	包括外部監査対象の概要	5
1	豊橋市の歳入状況及び内容	6
	（1）豊橋市の歳入状況	6
	（2）豊橋市の市税	9
	（3）新型コロナウイルス（COVID-19）の影響	12
2	市税に関連する豊橋市の組織	14
	（1）市税に関する豊橋市の組織形態	14
	（2）情報システムに関する豊橋市の組織形態	15
	（3）監査対象とした部課	16
第3	監査の結果と意見（総括）	17
1	識別した指摘及び意見の問題、原因及び解決策の概念整理	18
2	識別した指摘及び意見の一覧	19
3	包括外部監査の結果識別された事項の金額的影響額の試算	23
4	監査結果の要約	24
第4	監査の結果と意見（各論）	29
1	各課共通意見	30
	（1）市民税課、資産税課及び納税課に共通する意見	30
	（2）市民税課に対する指摘及び意見	36
	（3）資産税課に対する意見	44
2	個人市民税	48
	（1）概要	48

(2) 監査結果.....	57
3 法人市民税	67
(1) 概要.....	67
(2) 監査結果.....	74
4 固定資産税	79
(1) 概要.....	79
(2) 監査結果.....	89
5 市たばこ税	95
(1) 概要.....	95
(2) 監査結果.....	97
6 鉦産税	98
(1) 概要.....	98
(2) 監査結果.....	100
7 軽自動車税	103
(1) 概要.....	103
(2) 監査結果.....	112
8 都市計画税	116
(1) 概要.....	116
(2) 監査結果.....	119
9 事業所税	120
(1) 概要.....	120
(2) 監査結果.....	125
10 収納管理事務と滞納整理事務.....	127
(1) 概要.....	127
(2) 監査結果.....	131
11 情報システム.....	151
(1) 概要.....	151
(2) 監査結果.....	158

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

市税の賦課徴収等に係る財務事務について

3 事件を選定した理由

収納の根幹である市税等が、適切に確保されており、中長期的にも確保されるのかという点は市民の関心が高いものと思料する。その前提として市税等の歳入の事務が関係法令等に従い適切に執行されており、課税されるべきものが漏れなく課税され、納付されるべきものが公平に納付されていることが肝要である。また、税総合システムについては、導入から 3～4 年経過し、当初想定されていた費用削減効果の検証が必要なタイミングであると考ええる。以上のような理由からテーマとして選定した。

4 外部監査の対象部署

市税の賦課徴収等に係る事務を実施している部局

- ・財務部（市民税課、資産税課、納税課、債権管理課）
- ・総務部（情報企画課）
- ・会計課

5 外部監査の対象期間

令和元年度（自：平成 31 年 4 月 1 日 至：令和 2 年 3 月 31 日）

ただし、必要があると判断した場合には、平成 30 年度以前に遡り、また、一部令和 2 年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：令和 2 年 6 月 1 日 至：令和 3 年 1 月 25 日

7 外部監査の方法

（1） 監査の主な要点

市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行について、ア. 合規性、イ. 経済性、効率性、有効性、ウ. 公平性、正確性に着目して監査を実施した。

ア 合規性

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうか検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行う。また、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

イ 経済性、効率性、有効性

経済的、効果的かつ効率的に、事務が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

ウ 公平性、正確性

市税の財務事務が、法規に準拠し、公平かつ正確に行われているかを検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

(2) 主な監査手続

ア 担当課での調査（業務に関する聴取、証憑の閲覧・突合）により、賦課・徴収事務が関係法令等に則り行われているかを確認する。

イ 担当課での調査（業務に関する聴取、証憑の閲覧・突合）により、賦課・徴収事務が効果的かつ効率的に行われているかを確認する。

ウ 未申告者の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧する。

エ 課税客体の異動の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧する。

オ 減免等一覧表を入手し、減免申請書と照合する。

カ 滞納に関する状況をヒアリングにより把握し、関連資料を閲覧する。

キ 還付に関する手続について確認し、適正に行われているかを確認する。

ク 不納欠損の状況について確認し、適正に行われているかを確認する。

なお、サンプルチェックに関しては、各税目、各手続に関連する資料から無作為にサンプリングを行い、検証を行った。また、情報システムに関する監査の主な要点及

び主な監査手続については「11 情報システム（2）監査結果」に記載している。

8 包括外部監査人補助者

仲 友佳子（公認会計士）
鈴木 徹也（公認会計士）
大野 由美子（公認会計士）
岩田 香織（公認会計士）
宮崎 翼（公認会計士）

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。
したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、不当な事項等」

【意見】 「自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

本報告書に記載されている情報は、監査時点のものであり、公開情報、市から提出を受けた資料のほか、その内容に関する質問を基礎として試算している。

入手した資料や情報自体の妥当性・正確性までは包括外部監査人は十分に検証できておらず、また、本報告書における税収概算額の試算は、多様なものがありうる中での一つを採用したに過ぎず、今後の状況等により、影響額が異なる可能性がある。

第2 包括外部監査対象の概要

1 豊橋市の歳入状況及び内容

(1) 豊橋市の歳入状況

豊橋市における令和元年度の一般会計の歳入決算は、図表 2-1-1 のとおりである。

【図表 2-1-1】 令和元年度一般会計の歳入決算

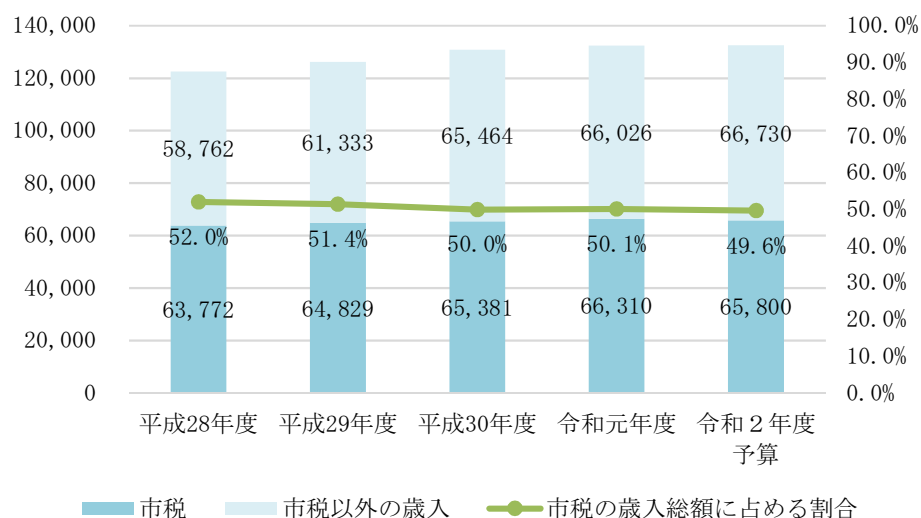
(単位：千円)

科 目		決 算 額	構 成 比
1.	市税	66,310,242	50.1
(1)	市民税	28,182,166	21.3
(2)	固定資産税	28,078,741	21.2
(3)	軽自動車税	972,175	0.7
(4)	市たばこ税	2,397,884	1.8
(5)	鉱産税	151	—
(6)	特別土地保有税	0	—
(7)	事業所税	2,752,952	2.1
(8)	都市計画税	3,926,173	3.0
2.	地方譲与税	1,364,949	1.0
3.	利子割交付金	53,577	—
4.	配当割交付金	372,534	0.3
5.	株式等譲渡所得割交付金	192,372	0.1
6.	地方消費税交付金	6,681,928	5.0
7.	自動車取得税交付金	365,802	0.3
8.	環境性能割交付金	112,830	0.1
9.	国有提供施設等所在市助成交付金	4,014	—
10.	地方特例交付金	880,043	0.7
11.	地方交付税	467,323	0.4
12.	交通安全対策特別交付金	67,990	0.1
13.	分担金及び負担金	751,472	0.6
14.	使用料及び手数料	3,099,129	2.3
15.	国庫支出金	20,790,279	15.7
16.	県支出金	9,810,803	7.4
17.	財産収入	337,012	0.3
18.	寄附金	70,471	0.1
19.	繰入金	2,205,581	1.7
20.	繰越金	1,764,904	1.3
21.	諸収入	5,711,068	4.3
22.	市債	10,922,090	8.3
歳 入 合 計		132,336,412	100.0

(出所：豊橋市税務概要 (以下、「税務概要」という。))

市税の歳入総額に占める割合の推移は、図表 2-1-2 のとおりである。市の令和 2 年度の市税予算額は、658 億円で一般会計歳入予算全体 1,325 億円の約 50%を占めており、市政を推進していく上で重要な財源となっている。

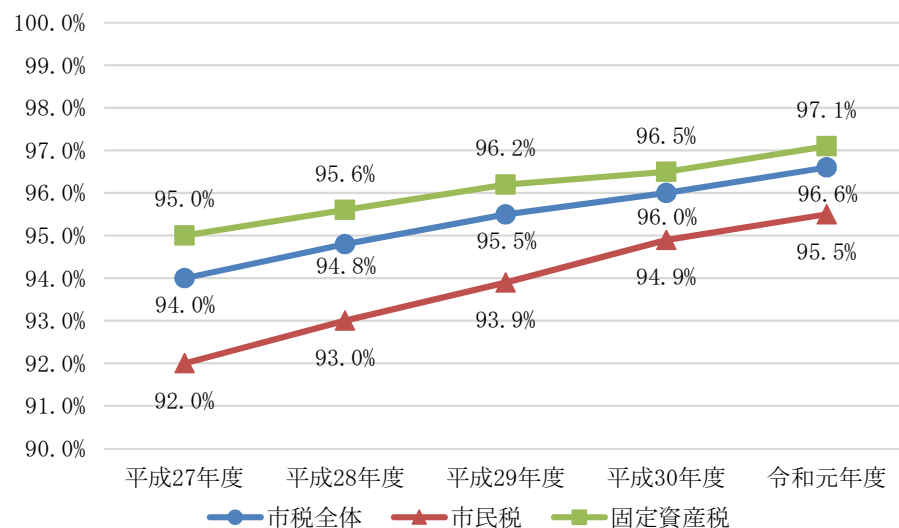
【図表 2-1-2】市税の歳入総額に占める割合の推移 (単位：百万円)



(出所：豊橋市「決算の状況について」を基に監査人作成)

また、市税の収入率の推移は、図表 2-1-3 のとおりである。

【図表 2-1-3】市税の収入率の推移 (単位：%)



(出所：税務概要)

「豊橋市行財政改革プラン 2016」においては、市税や税外債権の収入率向上、行政サービスの向上及び事務効率化を図る I C T の利活用の推進等を重点推進項目として掲げられ、市はその推進に取り組んでいる。

市税収入率については、平成 28 年度から、納付催告に反応がなく、納税の意思がないと判断される場合や、滞納金額が高額な場合等、早期の徴収が困難と判断される事案の徴収事務について東三河広域連合へ移管されたこともあり、市税収入率は年々上昇しており、岡崎市と共同の税総合システムを導入される等、行財政改革の取組みが一定の成果をあげていると思料する。

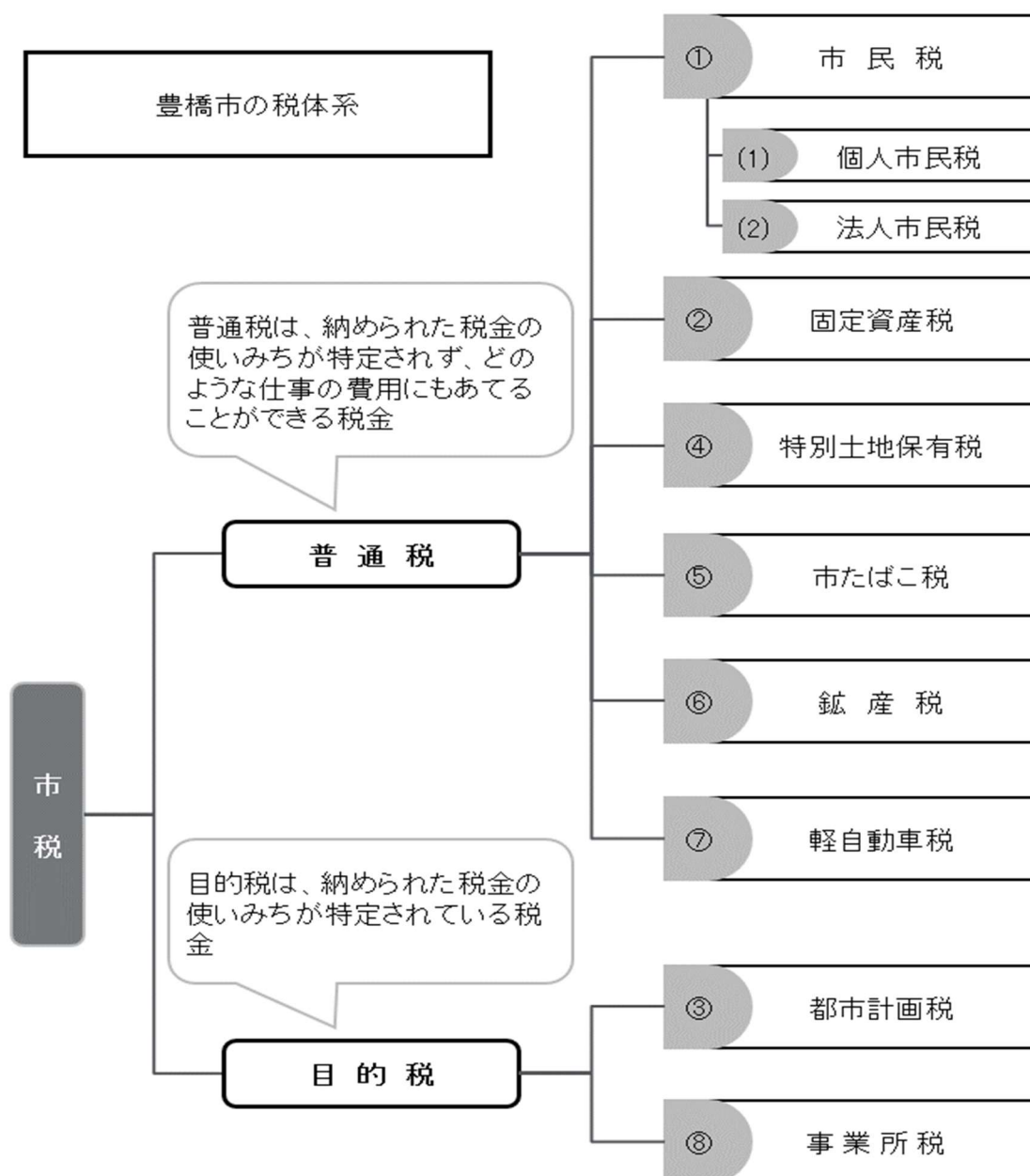
一方、「税務概要」によると、令和元年度における市税全体の収入率は 96.6%だが、市民税は 95.5%と収入率が低い市税項目もあることから、更なる取組みの余地があるものとする。

(2) 豊橋市の市税

ア 豊橋市の税体系

豊橋市の税体系は、図表2-1-4のとおりである。

【図表2-1-4】豊橋市の税体系



(出所：市税のしおり)

イ 市税別調定額の推移

市税別の調定額の推移は、図表 2-1-5 のとおりである。

【図表 2-1-5】市税の調定額の推移

(単位：百万円)

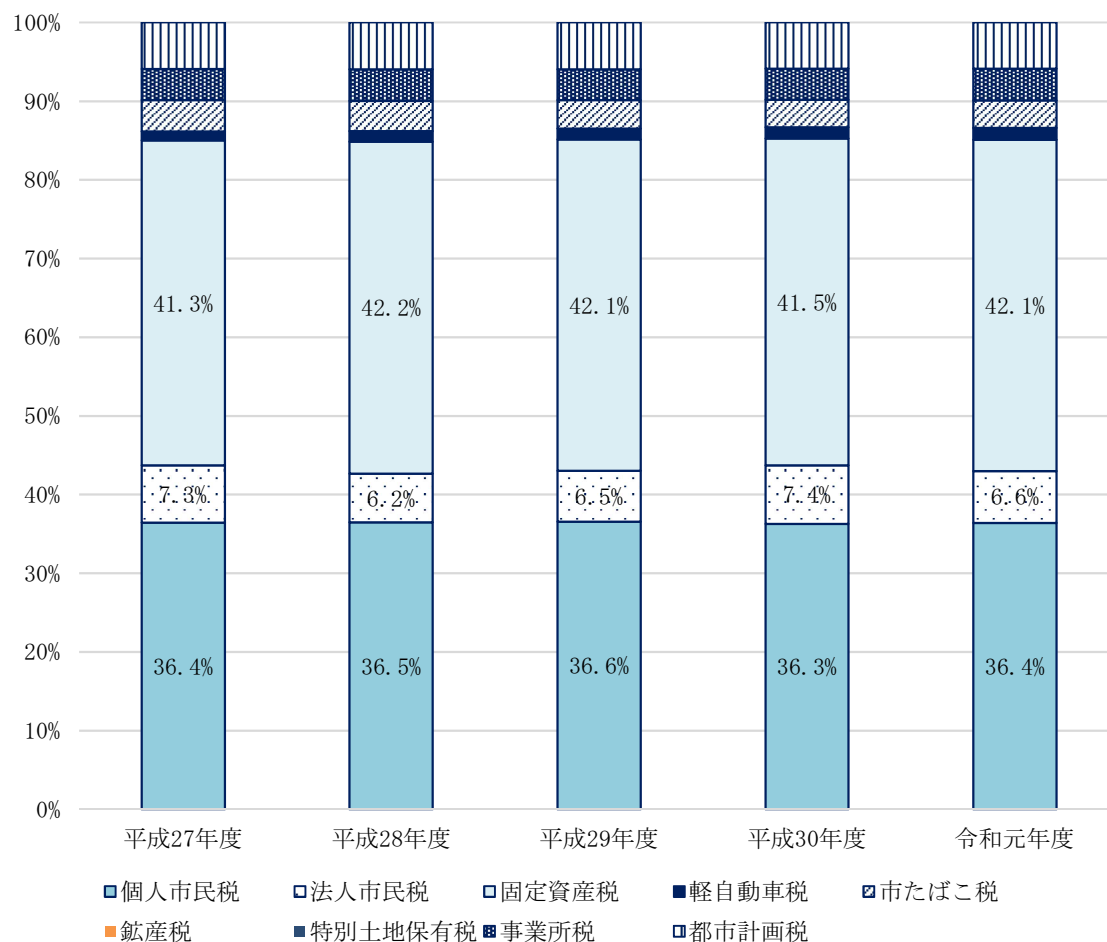
区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
普通 税	個人市民税	24,533	24,538	24,823	24,693	24,970
	法人市民税	4,917	4,175	4,383	5,069	4,529
	固定資産税	27,816	28,383	28,603	28,290	28,903
	軽自動車税	770	891	935	980	1,027
	市たばこ税	2,686	2,591	2,454	2,379	2,397
	鉦産税	0	0	0	0	0
	特別土地保有税	1	17	5	4	0
	計	60,723	60,595	61,203	61,416	61,829
目 的 税	事業所税	2,639	2,669	2,655	2,677	2,762
	都市計画税	3,990	4,014	4,047	3,996	4,041
	計	6,629	6,683	6,702	6,673	6,803
合計		67,352	67,278	67,905	68,089	68,632

(出所：税務概要を基に監査人作成)

また、市税内訳割合の推移は、図表 2-1-6 のとおりである。

【図表 2-1-6】市税内訳割合の推移

(単位：%)



(出所：税務概要を基に監査人作成)

図表 2-1-6 から分かるとおり、市税による歳入の 90%以上が、普通税によるものであり、普通税のうちほとんどが個人市民税と固定資産税により占められている。

個人市民税及び固定資産税だけでなく、各税目の調定額は、安定して推移している。

(3) 新型コロナウイルス（COVID-19）の影響

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）は、短期間で全世界に広がり、その感染者は甚大な数に及んでいる。いまだ治療法、感染してからの経緯など明確には解明されていない部分が多々あり、世界各国が感染拡大防止のため経済活動の停止措置を行った。日本政府も同様に緊急事態宣言を出し、人、物の動きを制限したことにより、我が国の経済活動が停滞し、企業業績が悪化するなど経済に深刻な打撃を受けている。

豊橋市においては、令和元年度税収が一般会計の歳入132,336百万円の50%の66,310百万円を占めており、内、固定資産税が28,078百万円（42.3%）、法人市民税が4,509百万円（6.8%）を占めており、経済活動の停滞による市税への影響が懸念される。

日本政府は、景気の悪化による対策として、日本企業のほとんどを占める中小企業に対し、事業活動を継続できるよう給付金の支給、資金繰り支援、税制上の措置等を行った。各自治体の影響としては、税制上の措置に伴い、法人市民税の収入額減少及び固定資産税や都市計画税の軽減等による税収の減少が考えられる。

税制上の措置では、法人市民税の猶予のほか、次ページ図表2-1-7にあるように固定資産税や都市計画税の軽減などが行われ、その影響により自治体では減収が予測される。このため、政府による地方財政対策が講じられており、徴収猶予で生じる令和2年度減収分は、徴収猶予特例債による起債制度が創設され、その補てんが可能になるものとされている。令和3年度減収分の固定資産税や都市計画税の軽減については、その相当額が政府から自治体向けに特別交付金として交付されることになる。

一方で、新型コロナウイルス感染症対策の歳出経費に必要な財源の一部については、政府から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が配分される。これは、新型コロナウイルス感染症への対応として必要な、「Ⅰ.感染拡大の防止、Ⅱ.雇用の維持と事業の継続、Ⅲ.経済活動の回復、Ⅳ.強靱な経済構造の構築」を目的とした事業であれば、原則として用途に制限はなく、全都道府県・全市区町村を交付対象としており、各自治体から実施計画の申請を受け付け、支給額を確定している。第1次補正予算では1兆円が7月に交付され、第2次補正予算では2兆円が11月に全国の自治体に対して交付された。

このように、豊橋市でも減収を補てんする地方債や各種交付金により、新型コロナウイルスによる減収の影響は、今年度は一定程度抑えられるものとされているが、翌年度以降は新型コロナウイルス感染症の動向や、企業業績など経済活動の動向等に引き続き注視する必要があるものと考えられる。

【図表 2-1-7】 固定資産税等の軽減

固定資産税・都市計画税について、要件を満たした場合に、納税が猶予・軽減されます。

- (※1) **納税猶予の要件**
 → 2020年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が
 前年同期比概ね20%以上減少
- (※2) **軽減・免除の要件**
 → 2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率
 ・50%以上減少 : ゼロ
 ・30%以上50%未満 : 1/2

支払い 対象 資産	2020年 (2020年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2021年 (2021年1月1日時点で 保有するものが課税対象)	2022年 (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象)
土地 【固定資産税・ 都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分の支払い 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
事業用家屋 【固定資産税 ・都市計画税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2020年4月30日～2023年3月31日までに取得したもの。 ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			
償却資産 (機械・設備等) 【固定資産税】	納税猶予 (※1) (無担保・延滞税なし)	2021年分 ゼロ又は1/2 (※2) 2020年 猶予分の支払い	2022年分 の支払い
新規取得した場合の固定資産税 最大ゼロ ・対象資産；2017年～2023年3月31日までに取得したもの (2020年4月30日以降に取得した構築物も対象) ・先端設備等導入計画の提出が必要です。			

(出所：中小企業庁HP)

2 市税に関連する豊橋市の組織

(1) 市税に関する豊橋市の組織形態

市における、市税に関する担当部署及び業務内容は、図表2-2-1のとおりである。財務部の中で市民税課、資産税課、納税課、債権管理課の4つに分かれており、それぞれが担当業務を実施している。

【図表2-2-1】市税に関する財務部の業務分担

部	課	担当業務
財務部	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人市民税の賦課調定に関すること。 (2) 個人市民税の賦課資料の収集管理に関すること。 (3) 個人市民税の減免に関すること。 (4) 法人市民税及び事業所税の申告納付及び減免に関すること。 (5) 市たばこ税及び鉦産税の申告納付に関すること。 (6) 国有提供施設等所在市助成交付金に関すること。 (7) 税制の調査及び統計に関すること。 (8) 税務各課との連絡調整に関すること。
	資産税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課調定に関すること。 (2) 固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。 (3) 固定資産課税台帳等に関すること。 (4) 固定資産税(土地)の住宅用地の認定に関すること。 (5) 特別土地保有税の申告納付に関すること。 (6) 特別土地保有税の非課税認定並びに徴収猶予及び減免に関すること。 (7) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (8) 軽自動車税の賦課調定及び減免に関すること。 (9) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び試乗標識に関すること。 (10) 市税の納税証明に関すること。 (11) 個人市民税の所得証明、課税証明、非課税証明等に関すること。 (12) 固定資産課税台帳等の閲覧に関すること。 (13) 土地及び家屋の価格通知に関すること。 (14) 資産(評価)証明、車庫証明等に関すること。
	納税課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 納税意識の普及宣伝に関すること。 (2) 市税等の口座振替に関すること。 (3) 市税等の督促状に関すること。 (4) 市税等の過誤納金還付及び充当に関すること。 (5) 市税等の窓口収納事務に関すること。

部	課	担当業務
		(6) 市税等の欠損処分に関すること。 (7) 差押物件換価及び交付要求に関すること。 (8) 徴収嘱託及び受託徴収に関すること。 (9) 市税等及び市税外収納の整理に関すること。 (10) 市税等の納税相談に関すること。 (11) 市税コールセンターに関すること。 (12) 滞納金整理に関すること。 (13) 滞納者の実態調査に関すること。 (14) 滞納処分に関すること。 (15) 延滞金の減免に関すること。 (16) 納税の猶予に関すること。
	債権管理課	(1) 市の債権の管理及び徴収事務についての指導及び助言に関すること。 (2) 他課から受託した未収債権についての徴収及び滞納処分並びに法的措置に関すること。 (3) 債権管理調整会議の事務に関すること。 (4) 市の債権に関する情報取得及び共有に関すること。

(出所：豊橋市事務分掌規則)

(2) 情報システムに関する豊橋市の組織形態

豊橋市における、情報システムに関する担当部署及び業務内容は、図表 2-2-2 のとおりである。

【図表 2-2-2】総務部情報企画課の業務分担

部	課	担当業務
総務部	情報企画課	(1) 情報化施策の企画及び推進に関すること。 (2) 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。 (3) 情報化に係る研修に関すること。 (4) 情報セキュリティに関すること。 (5) 社会保障・税番号制度の実施に関すること。

(出所：豊橋市事務分掌規則)

(3) 監査対象とした部課

テーマである市税に関する事務の執行及び情報システムについて、図表2-2-3に記載した部課を監査対象として選定した。

【図表2-2-3】監査対象とした部課

対象項目	担当部	担当課
個人市民税の賦課・減免	財務部	市民税課
法人市民税の申告納付・減免		
事業所税の申告納付・減免		
市たばこ税の申告納付		
鉦産税の申告納付		
軽自動車税の賦課・減免		資産税課
固定資産税の賦課・減免		
都市計画税の賦課・減免		
上記市税の徴収及び滞納管理		
滞納管理に関する指導助言		納税課
	債権管理課	
税総合システム	総務部	情報企画課
税金の収納		会計課

第3 監査の結果と意見（総括）

包括外部監査の結果、【指摘】16件・【意見】31件を識別した。

識別した指摘及び意見の問題、原因及び解決策について、以下の概念整理に基づき一覧に示した。

1 識別した指摘及び意見の問題、原因及び解決策の概念整理

包括外部監査の結果識別された事項は、様々な原因によるものであるが、その事項が発生した理由は組織が何らかの問題を抱えているためと考える。そこで、今回の監査の過程で識別された事項について、発生した原因から問題点を識別し、識別された事項が将来にわたって解消され、解決できるように策を示すため、以下のとおり概念整理を行った。

【図表3-1-1】問題・原因・解決策の概念整理

問題	原因	解決策
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者による認識の誤り又は不足の他、業務執行の精度が低いものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 正確な情報に基づく研修の充実化、OJTの徹底により個人を強化する。
組織風土	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人への業務分担を重視するあまり、内部統制の構築が疎かになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内部統制の重要性を理解し、業務手順に組み込むとともにルール化する。
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ セクショナリズム・曖昧な業務分掌により、責任の所在が不明となる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務分掌を明確に、責任の所在を明らかにする。
人事異動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 異動が短期かつ頻繁にあることで、業務の熟練・引継ぎが困難な状況がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各課及び役割に応じた適切なローテーションを定める。
人材採用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国語が使える職員の不足により、外国籍の住民への対応ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民に占める外国人構成を考慮した人材採用等により外国人対応を強化する。
雇用形態	<ul style="list-style-type: none"> ■ 非正規職員の増加により、業務の習熟度・帰属意識の低下の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務に応じた適切な人員配置により、必要な業務品質を確保する。
IT関連	<ul style="list-style-type: none"> ■ ITツールの未導入、既存システムの未連携により、業務効率の向上余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ タブレット利用、eLTaxの有効活用、RPA導入等により業務効率を高める。
手続不足	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去からの手続を踏襲して見直しがなされていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新しい手続を実施し、マニュアルを策定する。

2 識別した指摘及び意見の一覧

包括外部監査の結果識別された指摘、意見について、推測される発生原因の区分も含めて以下のとおり一覧化した。

【図表3-2-1】指摘、意見及び原因区分の一覧

指摘・意見	原因区分
1 (1) 各課共通意見 (市民税課、資産税課、納税課)	
ア 庁内の一般的な人事ローテーション期間よりも長い期間在課し、知識や経験を蓄積できるよう、人事に働きかけることが望まれる 【意見1】	人事異動
イ 業務を難易度と付加価値の尺度で分類し、業務に応じて職員の人数や配置する職員の特性を検討することが望まれる【意見2】	組織体制 雇用形態
1 (2) 各課共通意見 (市民税課)	
ア 引き続き、e L T A Xの普及率の向上に取り組むことが望まれる 【意見3】	組織体制 IT 関連
イ 「税務概要」をホームページに掲載する際には、担当者がホームページを閲覧し、エラー表示となった箇所がないことを確認する必要がある【指摘1】	組織体制
ウ 委託先から入手した「業務実施報告書」の契約締結年月日に誤りの無いよう、今後は有効にチェックが行われるよう留意し、業務開始日は契約締結開始日を記載することが望まれる【意見4】	組織風土
エ 適切なタイミングで廃止条例の制定を検討する等、条例の最新化に努めることが望まれる【意見5】	組織風土
1 (3) 各課共通意見 (資産税課)	
ア 課税保留の件数の抑制に努めることが望まれる【意見6】	組織風土
2 (2) 個人市民税 (市民税課)	
ア (ア) 外国人未申告者291人及び日本人未申告者234人については公平性の観点から厳格に対処すべきである【指摘2】	組織風土 人材採用
ア (イ) 未申告者を減らす一定の効果が見込まれると考えられるため、定期的にサンプルベースで未申告者実態調査を実施すべきである【指摘3】	組織風土 手続不足
ア (ウ) 悪質な未申告者については、市税条例第27条の4に基づき、市民税に係る不申告に関する過料を科す等の対応も望まれる【意見7】	組織風土 手続不足
イ 事務所・事業所に係る市民税・県民税未申告者の新規対象者を把握すべきである【指摘4】	組織風土 手続不足

指摘・意見	原因区分
ウ 個人市民税の「事務・入力マニュアル」更新時には担当者間の目線合わせや承認手続を行うことが望まれる【意見 8】	組織体制 手続不足
エ 「事務所・事業所に係る市民税・県民税申告書」の使用状況に記載漏れのある申告書については、電話等により使用状況を確認する必要がある【指摘 5】	人材育成 手続不足
オ 市民税課においても、通訳を時間単位で依頼したり、音声翻訳機を導入したりする等の検討を行うことが望まれる【意見 9】	人材育成 人材採用
カ 個人市民税の市に帰責する更正については、更正件数削減に対する目標件数を設定する等、更正件数削減に取り組むことが望まれる【意見 10】	人材育成
3 (2) 法人市民税 (市民税課)	
ア 法人市民税の未申告法人に対する対応方針を策定し、現地調査を実施する等、一定の牽制を行うことが望まれる【意見 11】	人材育成 手続不足
イ 法人市民税申告書の「豊橋市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」が 50 人に近い法人については、妥当性を確認することが望まれる【意見 12】	組織風土 手続不足
ウ 法人市民税の賦課に関する要綱及び事務マニュアル等を策定することが望まれる【意見 13】	人材育成 組織風土
エ 法人市民税に関する法人の設立等の異動情報の税務署からの入手方法の効率化が望まれる【意見 14】	組織風土 手続不足
4 (2) 固定資産税 (資産税課)	
ア 委託契約書類の個人情報取扱特記事項に基づき、受託者はあらかじめ業務を行う場所を特定し届け出る必要がある【指摘 6】	組織風土
イ 固定資産税の「非課税適用申請書」はルールに従い記入する必要がある【指摘 7】	人材育成 組織風土
ウ 「償却資産調査票」のコメントの記入について、他の担当者にも記載内容や判断根拠が把握できるように一定のルールを整備することが望まれる【意見 15】	組織風土 手続不足
エ 「異動家屋調査票兼家屋台帳」記入にあたりタブレットを導入することが望まれる【意見 16】	I T 関連
5 (2) 市たばこ税 (市民税課)	
指摘・意見なし	
6 (2) 鋳産税 (市民税課)	
ア 鋳業者に対し、「鋳産税納付申告書」の現行様式による申告を促す	人材育成

指摘・意見	原因区分
ことが望まれる【意見 17】	
イ 「税務概要」の更新に当たっては、記載内容についても漏れが無いことを確認し、適切に更新する必要がある【指摘 8】	人材育成
7 (2) 軽自動車税 (資産税課)	
ア 「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」の提出日ではなく、販売証明書欄に証明書日付にて納税義務発生日とする必要がある【指摘 9】	人材育成 組織風土
イ 「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書」の販売証明書日の記入を徹底する必要がある【指摘 10】	組織風土
ウ 軽自動車協会から送付される申告書の税総合システムへの登録及び管理方法について、業務の効率化を図ることが望まれる【意見 18】	人材育成 I T 関連
8 (2) 都市計画税 (資産税課)	
指摘・意見なし	
9 (2) 事業所税 (市民税課)	
ア 事業所税の賦課に関する要綱及び事務マニュアル等を策定することが望まれる【意見 19】	組織風土 手続不足
イ 事業所税の現地調査を効率的に実施することにより、未申告事業所の調査を実施できるようにすることが望まれる【意見 20】	組織風土
ウ 事業所税申告額の確認方法に関するルールを策定することが望まれる【意見 21】	組織風土 手続不足
10 (2) 収納管理事務と滞納整理事務 (納税課、市民税課、債権管理課)	
ア 個人情報が含まれた普通車差押調書の紛失は極めて問題であり再発防止に努める必要がある【指摘 11】	組織体制
イ つり銭準備金は「現金等出納事務マニュアル」に従い複数の職員で照合・確認し、確認結果を「つり銭準備金保管簿」に正しく記載する必要がある【指摘 12】	人材育成 組織体制
ウ 収納金の集計表の「総合計」は収納金を確認した証跡として押印するものであり、職員が収納金残高を確認したことを証すものであるから正しく押印する必要がある【指摘 13】	人材育成 組織体制
エ 配当計算書の発送・送達日は換価代金等の交付期日の起算日となる重要な日であることから、正しく記載する必要がある【指摘 14】	人材育成 組織体制
オ 差押調書を発送・送達をした日は、滞納金額及び滞納処分費の徴収の起算日となる重要な記録となることから、正しく記載する必要がある【指摘 15】	人材育成

指摘・意見	原因区分
カ 徴収猶予申請書（特）の記入内容に不備がある場合には、職員が聞き取りにより適切に修正する必要がある【指摘 16】	人材育成
キ 将来的に回収が見込まれない滞納繰越額について執行停止を政策的に行うことにより、職員の徴収努力が収入率に反映しやすい体質に変革することが望まれる【意見 22】	組織体制
ク 市の独自様式である「滞納地方税債務承認及び納付誓約書」を可能な限り使用してもらうことにより、納税者の取り扱いを統一的行うことが望まれる【意見 23】	人材育成
ケ 二重の更正を行うことがないように、課内で実施している業務の内容を共有することが望まれる。また、今後、税総合システムを改修する際には、財務会計システムとの連携が図れるようなシステム改修が望まれる【意見 24】	人材育成 組織体制
コ 豊橋市債権管理計画の計画と実績の差異分析の結果を「豊橋市債権管理調整会議」に諮り共有するとともに、会議の意見を踏まえた上で次期計画を策定することが望まれる【意見 25】	組織体制
11（2）情報システム（情報企画課）	
（ア） S L Aの見直しにより、内部統制レベルのモニタリングレベルを向上することが望まれる【意見 26】	組織風土 IT 関連
（イ） 自治体クラウドの継続使用によるコスト削減及び参加自治体の増加による更なるコスト削減を実現することが望まれる【意見 27】	組織風土 IT 関連
（ウ） アクセス権の定期的な棚卸によるアクセス権の見直しが望まれる。【意見 28】	IT 関連
（エ） 不要なデバイスポートを閉鎖し情報漏えいのリスクを低減する措置を講ずることが望まれる【意見 29】	IT 関連
（オ） データセンターが SOC レポートを取得することが望まれる【意見 30】	IT 関連
（カ） データセンターが COVID-19 対策を実施しているか継続的に監視をすることが望まれる【意見 31】	組織風土 IT 関連

3 包括外部監査の結果識別された事項の金額的影響額の試算

包括外部監査の結果識別された事項の中には、本来ならば徴収できたはずの税額等、金額的に影響がある事項が多く含まれていた。あくまでも試算ではあるが、将来に向けてのさらなる公平な市税の賦課・徴収の取組みの参考としていただきたい。

【図表3-3-1】監査の結果識別された事項の影響額の試算

税目	指摘・意見	影響額
個人市民税	2(2)ア(イ) 未申告者を減らす一定の効果が見込まれると考えられるため、定期的にサンプルベースで未申告者実態調査を実施すべきである【指摘3】	25,305,000円
個人市民税 (家屋敷課税)	2(2)イ 事務所・事業所に係る市民税・県民税未申告者の新規対象者を把握すべきである【指摘4】	10,500円
法人市民税	3(2)ア 法人市民税の未申告法人に対する対応方針を策定し、現地調査を実施する等、一定の牽制を行うことが望まれる【意見11】	55,644,552円
法人市民税 (均等割)	3(2)イ 法人市民税申告書の「豊橋市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」が50人に近い法人については、妥当性を確認することが望まれる【意見12】	8,010,000円
固定資産税	1(3)ア 課税保留の件数の抑制に努めることが望まれる【意見6】	12,600,900円
軽自動車税	7(2)ア「軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)」の提出日ではなく、販売証明書欄に証明書日付にて納税義務発生日とする必要がある【指摘9】	4,000円
事業所税	9(2)イ 事業所税の現地調査を効率的に実施することにより、未申告事業所の調査を実施できるようにすることが望まれる【意見20】	1,255,300円
計		102,830,252円

4 監査結果の要約

発見された主な指摘及び意見は次のとおりである。なお、以下は「第4 監査の結果と意見（各論）」に記載の指摘事項のなかでも、特に重要と考えられる監査結果である。

- (1) 庁内の一般的な人事ローテーション期間よりも長い期間在課し、知識や経験を蓄積できるよう、人事に働きかけることが望まれる【意見1】（参照：1（1）ア）

市税の賦課徴収に関する事務は、専門性が高いため、庁内の一般的な人事ローテーション期間よりも長い期間在課し、知識や経験を蓄積できるよう、人事に働きかけることが望まれる。

- (2) 業務を難易度と付加価値の尺度で分類し、業務に応じて職員の人数や配置する職員の特性を検討することが望まれる【意見2】（参照：1（1）イ）

新型コロナウイルス（COVID-19）に伴う業務への対応や、新たな働き方の導入等、今後も人員に余裕がない状況が見込まれると考えられる。このような状況において、限られた人員で業務を効果的かつ効率的に行うためには、業務の内容に応じた人員の配分が肝要である。市は既に再任用職員や会計年度任用職員の活用等、多様な人材を活用し業務を遂行しているが、さらなる人材の活用という観点から以下の視点での業務の分類及び職員の配置を検討されたい。

- ・業務を難易度と付加価値の尺度で分類する
- ・各業務の適正人数と必要な特性に応じて人員を配置する

- (3) 引き続き、e L T A Xの普及率の向上に取り組むことが望まれる【意見3】（参照：1（2）ア）

紙の申告書の入力作業を削減し、賦課に関する業務効率を改善するためには、e L T A Xの普及が不可欠であり、市では、ホームページでの紹介と、申告書発送時にe L T A Xの利用を促すチラシを同封しており、e L T A X普及率の向上に努めている。

例えばホームページ上にバナーを掲載し、e L T A Xのメリットを強調する等、引き続き、e L T A Xの普及率の向上に取り組むことが望まれる。

- (4) 個人市民税、法人市民税及び事業所税の未申告者の実態調査を行う必要がある

- ア 未申告者を減らす一定の効果が見込まれると考えられるため、定期的にサンプルベースで未申告者実態調査を実施すべきである【指摘3】（参照：2（2）ア（イ））

外国人未申告者 291 人及び日本人未申告者 234 人について、非課税であるとの明確な根拠はなく、課税所得があるにも関わらず、申告していない可能性があるため、課税の公平性の観点から、サンプルベースでの未申告者実態調査を実施すべきである。

- イ 法人市民税の未申告法人に対する対応方針を策定し、現地調査を実施する等、一定の牽制を行うことが望まれる【意見 11】（参照：3（2）ア）

市民税課では、催告書又は調査票の回答が無かった 236 件については、追加の対応は行っていない。

課税の公平性の観点から、例えば未申告期間別にグループ分けして電話による確認及び現地調査を行う等、未申告法人に対する対応方針を策定し、一定の牽制を行うことが望まれる。

- ウ 事業所税の現地調査を効率的に実施することにより、未申告事業所の調査を実施できるようにすることが望まれる【意見 20】（参照：9（2）イ）

把握できていない事業所の捕捉と非課税又は減免となる事業所への対応に関する業務量の比重を検討し、毎年全件行っている非課税又は減免となる事業所の現地調査について、例えばテナントについては異動が激しいため毎年現地調査を行うが、その他の事業所については、3年で一巡するなどのルールを策定し、把握されていない未申告事業所の調査を実施できるようにすることが望まれる。

- (5) 個人市民税の「事務・入力マニュアル」更新時には担当者間の目線合わせや承認手続を行うことが望まれる。また、法人市民税及び事業所税の事務マニュアルの策定が望まれる【意見 8, 13, 19】（参照：2（2）ウ・3（2）ウ・9（2）ア）

マニュアルについて担当者が個別に更新し、担当者間の目線合わせや承認手続を行わないと、担当者が誤った内容で更新した場合に、チェック機能が働かず、そのまま次の担当者に引き継がれてしまう可能性がある。そのため、「事務・入力マニュアル」についても、例えば年に1回、マニュアルに関する検討会を実施する等、個人市民税の事務マニュアル更新時には、担当者間での目線合わせや承認手続を行うことが望まれる。

また、法人市民税及び事業所税について、担当者によって対応が異なると、税の公平性を害することから、法人市民税及び事業所税の賦課に関する要綱及び事務マニュアル等を策定することが望まれる。

- (6) 「事務所・事業所に係る市民税・県民税申告書」の使用状況に記載漏れのある申告書については、電話等により使用状況を確認する必要がある【指摘 5】
(参照：2 (2) エ)

使用状況の変化により、申告者以外の者が課税対象となる可能性があるため、「事務所・事業所に係る市民税・県民税申告書」の使用状況に記載漏れのある申告書については、電話等により使用状況を確認する必要がある。

- (7) 将来的に回収が見込まれない滞納繰越額について執行停止を政策的に行うことにより、職員の徴収努力が収入率に反映しやすい体質に変革することが望まれる【意見 22】(参照：10 (2) キ)

豊橋市は比較団体(名古屋市、豊田市、春日井市、岡崎市、一宮市)の中で最下位の収入率となっている。これは他市町村では調定済滞納繰越額について、積極的に執行停止を行うことにより、調定済額合計に占める滞納繰越分の割合について削減しており、その結果、収入額について現年課税分に充当できる割合が高くなり、結果的に収入率が上昇しているためである。

将来的に回収が見込まれない滞納繰越額について整理した上で、市の政策として執行停止を政策的に行うことによって、過去の負債を整理し、職員の徴収努力が収入率に反映しやすい体質に変革することが望まれる。

- (8) 課税保留の件数の抑制に努めることが望まれる【意見 6】(参照：1 (3) ア)

課税保留とは、徴収が困難な事案について、実務上、やむなく課税対象からいったんはずし、保留することであり、地方税法上の根拠はない。

保留の理由は、破産法人の滞納案件、納税義務者の死亡や居所不明、相続人不存在・確定不能などにより、納税義務者を捕捉できない事案で、こうした措置を講じる自治体は多数ある。豊橋市でも平成 13 年度から行っているが、近年急激に増加しており、現在 49 件が課税保留となっており、対象物件数は 227 物件に及んでいる。

民法第 239 条第 2 項においては、「所有者のない不動産は国庫に帰属する」とあるが、実際に国庫に帰属させるためには、複雑な手続を経なければならず、国庫に帰属させることはハードルが高い状況となっている。

課税保留の問題は豊橋市だけではなく、全国的な問題であり、国の検討が待たれる状況ではあるが、市は国の動向を注視し、将来的には国庫に帰属させる等、可能な限り課税保留の件数の抑制に努めることが望まれる。

- (9) 個人情報が含まれた普通車差押調書の紛失は極めて問題であり再発防止に努める必要がある【指摘 11】(参照：10 (2) ア)

普通車差押調書は個人情報が含まれた重要な書類であり、紛失というのは極めて問題であると考えます。また、今後は現在の仕組みを継続して適用することにより再発防止に努める必要がある。

- (10) つり銭準備金は「現金等出納事務マニュアル」に従い複数の職員で照合・確認し、確認結果を「つり銭準備金保管簿」に正しく記載する必要がある【指摘 12】(参照：10 (2) イ)

仮に担当者が「つり銭準備金保管簿」への記載を誤った場合でも、記入結果を再計算すれば記帳者又は確認者が記入ミスを発見可能であると思われる。今回のミスは相互チェック、牽制が働いていない状況であり、内部統制が機能していないという誤解を生む可能性もあることから、「現金等出納事務マニュアル」に則って事務を正しく行うことにより、事務のミスが発見される体制を維持する必要がある。

- (11) 収納金の集計表の「総合計」は収納金を確認した証跡として押印するものであり、職員が収納金残高を確認したことを証すものであるから正しく押印する必要がある【指摘 13】(参照：10 (2) ウ)

令和元年8月29日の「総合計」について確認者印が漏れていた。平成31年4月9日の「総合計」について入力者印が漏れていた。また、令和2年2月23日については、確認者印、入力者印の両方とも押印がなされていなかった。

収納金の集計表の「総合計」は収納金を確認した証跡として押印するものであり、職員が収納金残高を確認したことを証すものであるから正しく押印する必要がある。

- (12) 配当計算書の発送・送達日は換価代金等の交付期日の起算日となる重要な日であることから、正しく記載する必要がある【指摘 14】(参照：10 (2) エ)

国税徴収法第132条第2項では「換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日」との定めがあり、発送・送達日はその起算日となる重要な日であることから、正しく記載する必要がある。

- (13) 徴収猶予申請書(特)の記入内容に不備がある場合には、職員が聞き取りにより適切に修正する必要がある【指摘 16】(参照：10 (2) カ)

提出された「徴収猶予申請書(特)」を閲覧した結果、猶予可能期間の1年を超過している申請書、申請年月日の記載がない申請書が発見された。

申請者の記入誤りがある場合には、職員により加筆・修正することが認められていることから、申請書に不備がある場合には、職員が聞き取りにより適切に修正する必要がある。

- (14) 二重の更正を行うことがないように、課内で実施している業務の内容を共有することが望まれる。また、今後、税総合システムを改修する際には、財務会計システムとの連携が図れるようなシステム改修が望まれる【意見 24】
(参照：10(2)ケ)

令和元年度から令和2年度に更正済のものについて、二重で更正を実施していたことが判明しており、今後、誤って二重の更正を行うことがないように、課内で実施している業務の内容を共有することが望まれる。また、財務会計システムの情報と、税総合システムの情報は一致させておくべきであるところ、現在の財務会計システムでは、1件ごとの収入情報を税総合システムの情報と突合することができない仕様となっていることも、二重の更正を行ってしまった一因と考えられる。そのため、今後、税総合システムを改修する際には、財務会計システムとの連携が図れるようなシステム改修が望まれる。

第4 監査の結果と意見（各論）

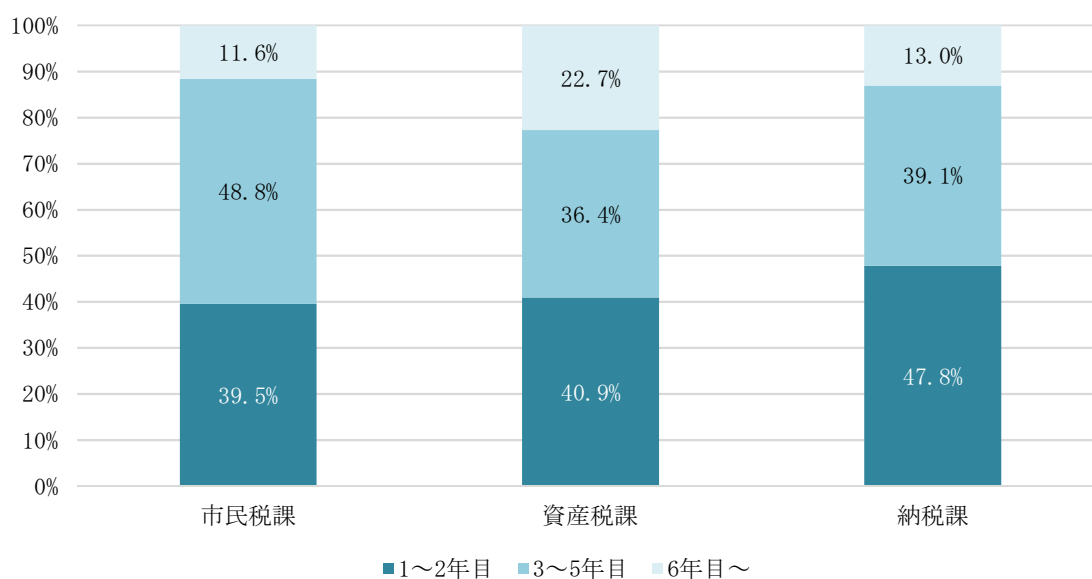
1 各課共通意見

(1) 市民税課、資産税課及び納税課に共通する意見

ア 庁内の一般的な人事ローテーション期間よりも長い期間在課し、知識や経験を蓄積できるよう、人事に働きかけることが望まれる【意見1】

市税の賦課徴収を所管する、市民税課、資産税課及び納税課の正規職員の在課年数別の割合は、図表4-1-1のとおりである。

【図表4-1-1】正規職員の在課年数別の割合（令和2年4月1日現在）（単位：％）



（出所：各課作成資料を基に監査人作成）

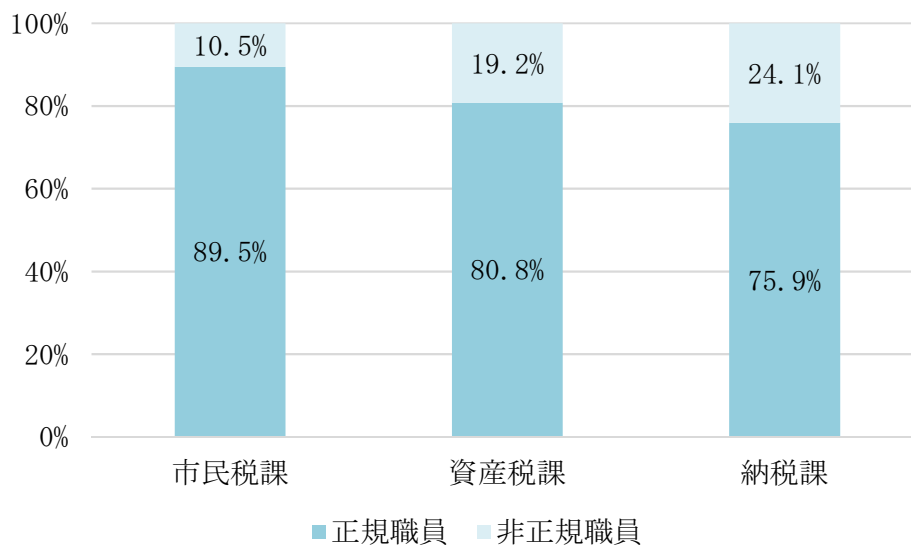
配属後1年目から2年目までの職員の全体に占める割合は、30%台後半から40%台後半である。

市税の賦課徴収に関する事務は、専門性が高いため、庁内の一般的な人事ローテーション期間よりも長い期間在課し、知識や経験を蓄積できるよう、人事に働きかけることが望まれる。

イ 業務を難易度と付加価値の尺度で分類し、業務に応じて職員の人数や配置する職員の特性を検討することが望まれる【意見2】

職員全体に占める正規職員及び非正規職員の割合は、図表4-1-2のとおりである。職員全体に占める非正規職員の割合は、10%から20%台である。

【図表4-1-2】正規職員及び非正規職員の割合 (単位：%)



(出所：各課作成資料を基に監査人作成)

新型コロナウイルス（COVID-19）に伴う業務への対応や、新たな働き方の導入等、今後も人員に余裕がない状況が見込まれると考えられる。このような状況において、限られた人員で業務を効果的かつ効率的に行うためには、業務の内容に応じた人員の配分が肝要である。市は既に再任用職員や会計年度任用職員の活用等、多様な人材を活用し業務を遂行しているが、さらなる人材の活用という観点から以下の視点での業務の分類及び職員の配置を検討することが望まれる。

- ・業務を難易度と付加価値の尺度で分類する

業務には定型的でさほど難しくない業務から、非定型的で経験や判断が必要となる難易度の高い業務がある。また、従前の業務の改善や新たな視点の追加、さらには新規業務の試みは付加価値を生む業務である。まずは、既存の業務を難易度で分類し、さらに従前やりたくても十分にやれていなかった業務等、新たな業務を検討することが望まれる。

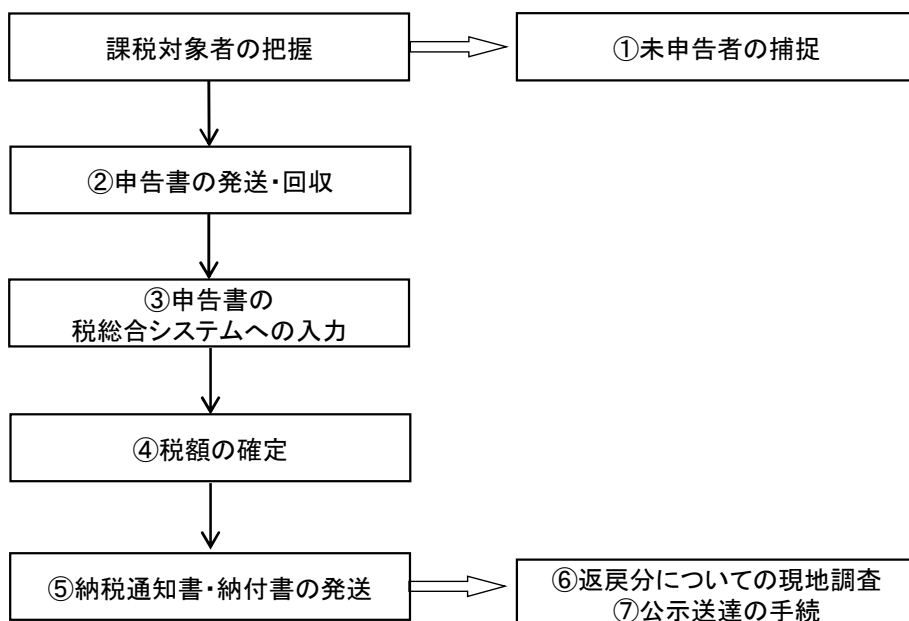
- ・各業務の適正人数と必要な特性に応じて人員を配置する

現在の在籍職員について、職員の採用形態、経験等の特性を考慮し、限りある職員をどのように業務に配置すれば、最大の効果が得られるかという視点での人員配置を検討することが望まれる。

監査人が考える各課の業務と人員の配置を以下に示す。

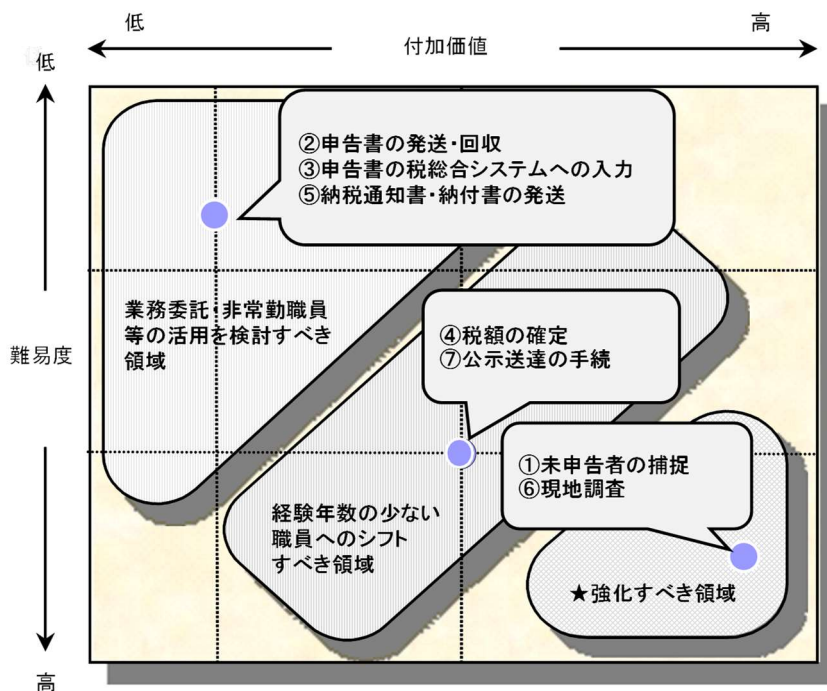
◆市民税課

【図表 4-1-3】市民税課業務フロー



(出所：市民税課へのヒアリングを基に監査人作成)

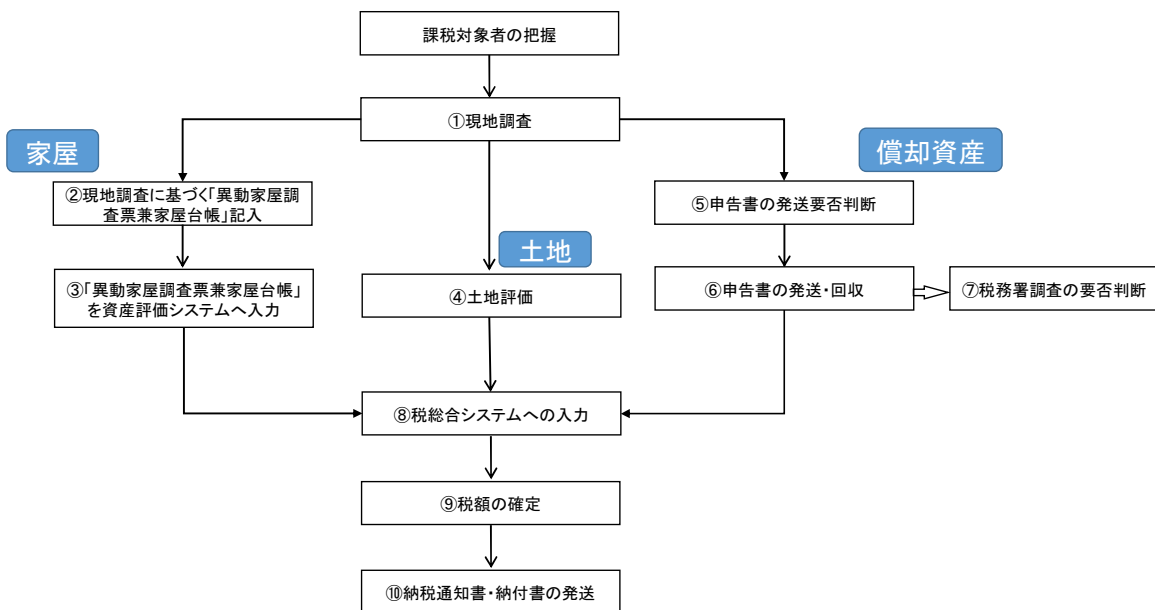
【図表 4-1-4】付加価値と難易度による業務の分類



(出所：市民税課へのヒアリングを基に監査人作成)

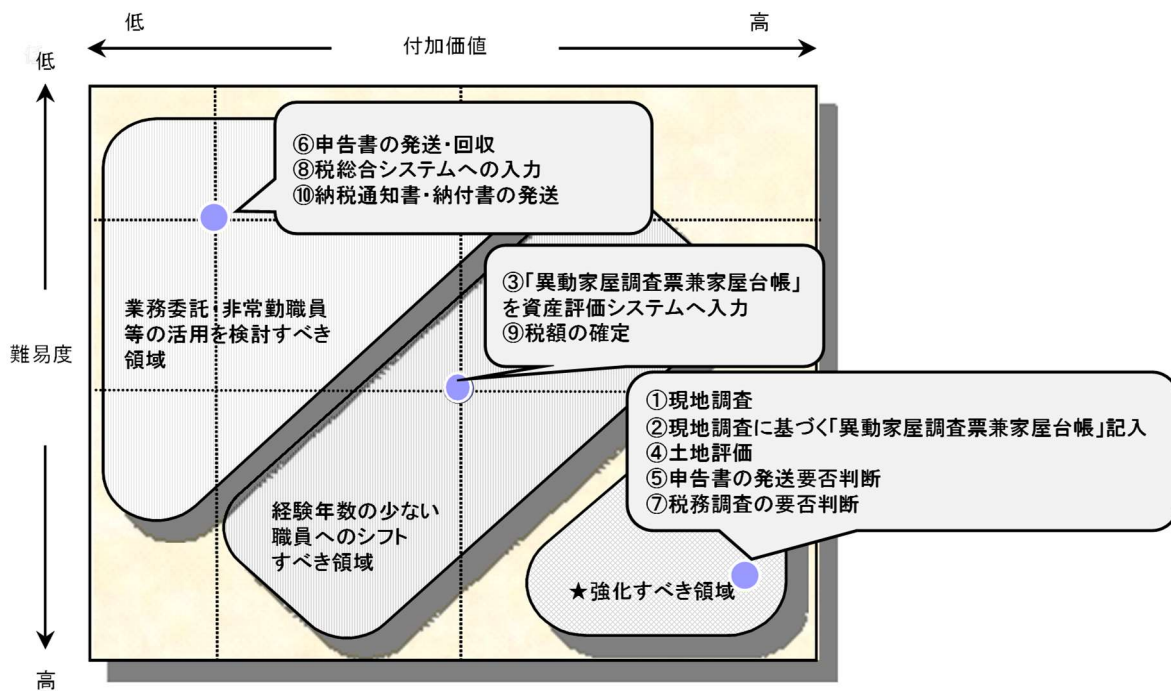
◆資産税課

【図表4-1-5】資産税課業務フロー



(出所：資産税課へのヒアリングを基に監査人作成)

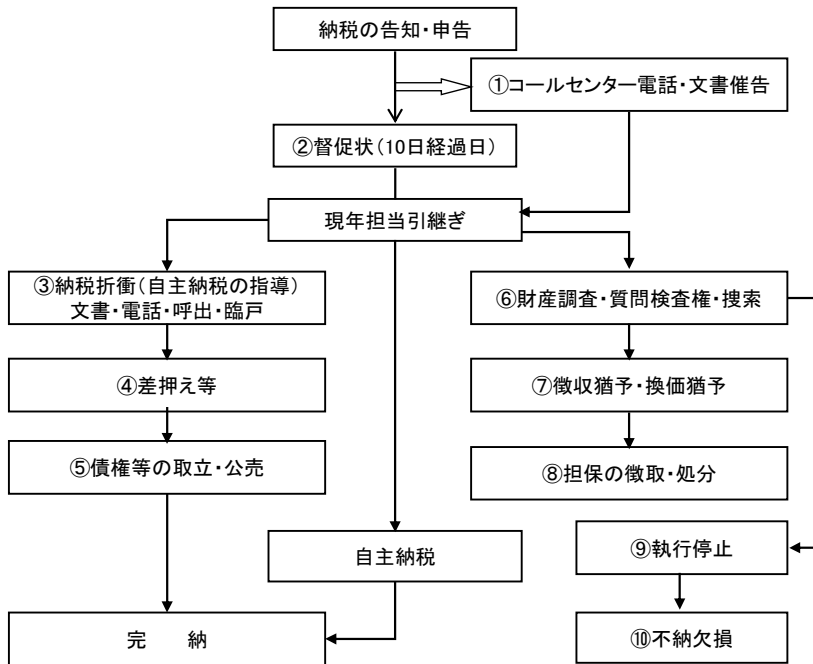
【図表4-1-6】付加価値と難易度による業務の分類



(出所：資産税課へのヒアリングを基に監査人作成)

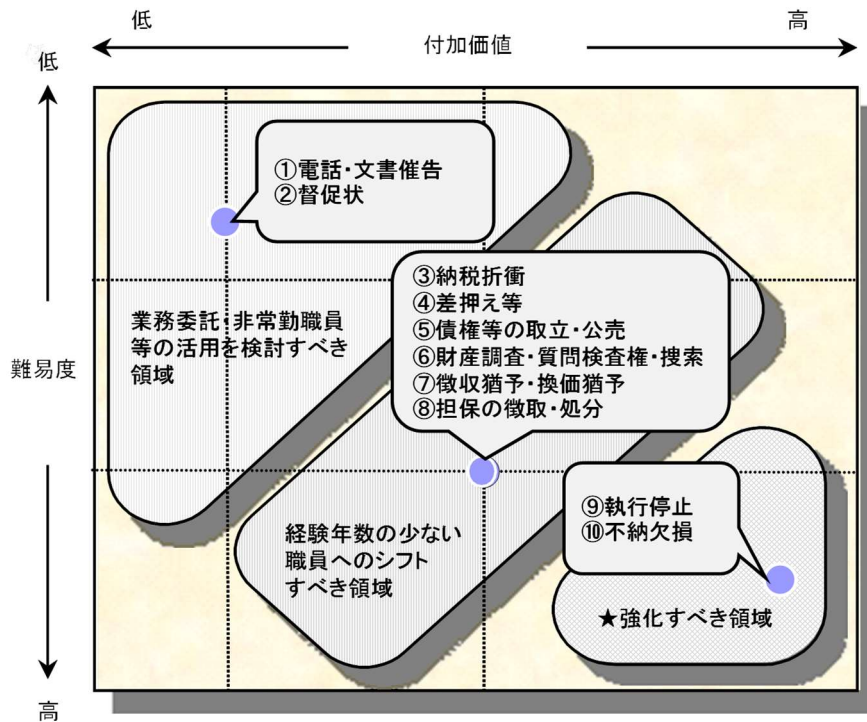
◆納税課

【図表4-1-7】納税課業務フロー



(出所：納税課作成資料を基に監査人作成)

【図表4-1-8】付加価値と難易度による業務の分類



(出所：納税課へのヒアリングを基に監査人作成)

(2) 市民税課に対する指摘及び意見

ア 引き続き、e L T A Xの普及率の向上に取り組むことが望まれる【意見3】

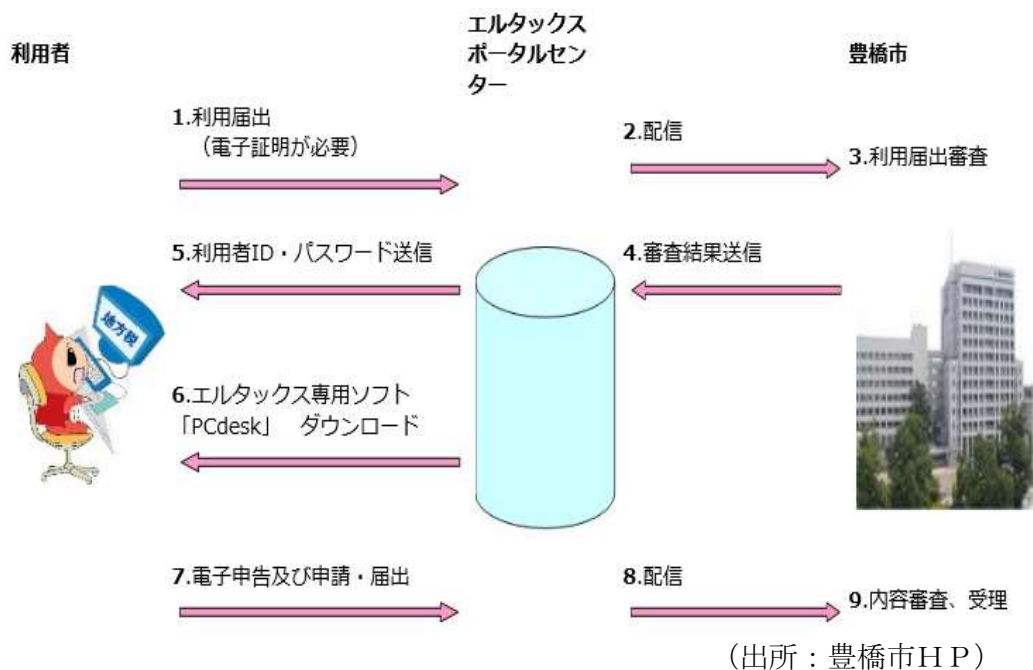
市では、市税申告等における納税者の利便性の向上を図るため、平成21年9月から地方税ポータルシステム（e L T A X：エルタックス）を利用したインターネットによる市税の受付を開始した。

e L T A Xとは、地方税の申告及び申請・届出の手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことで、全国の地方公共団体で組織する地方税共同機構が運営している。

◆ e L T A Xの特徴

1. 自宅やオフィスからインターネットを利用して簡単に手続ができる。
2. e L T A Xのサービスを開始している複数の地方公共団体へ、一度に手続が行える。
3. 無料のe L T A X対応ソフトウェア（PCdesk）を利用して、簡単に申告書を作成することができる。
4. e L T A Xに対応した市販の税務会計ソフトで作成したデータが利用できる。

◆ e L T A Xの利用手順



◆利用可能な税目

税目	申告	申請・届出	担当窓口
個人市民税	給与支払報告、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届など	特別徴収義務者の所在地・名称変更届	市民税課 個人市民税担当
法人市民税	中間申告、確定申告、修正申告など	法人設立・設置届、異動届	市民税課 法人市民税担当
事業所税	資産割・従業員割の納付申告、免税点以下の申告など	事業所等新設・廃止申告	市民税課 事業所税担当
固定資産税 (償却資産)	償却資産申告、種類別明細書など		資産税課 償却資産担当

(出所：豊橋市HP)

◆共通納税

共通納税とは、マルチペイメントネットワークの仕組みを利用して、自宅やオフィスから、地方税の納税手続を電子的に行うことである。共通納税は、全ての地方公共団体へ一括して電子納税することができる。

電子納税とは、納税者がインターネット等を利用して国や地方公共団体へ税金を電子的に納税する仕組みである。

個人市民税、法人市民税及び事業所税のeLTAX普及率の推移は、図表4-1-9のとおり、全体的に上昇傾向にあるものの、令和元年度のeLTAX普及率は、個人市民税36.8%、法人市民税76.8%、事業所税24.4%と、特に個人市民税及び事業所税が低い水準となっている。

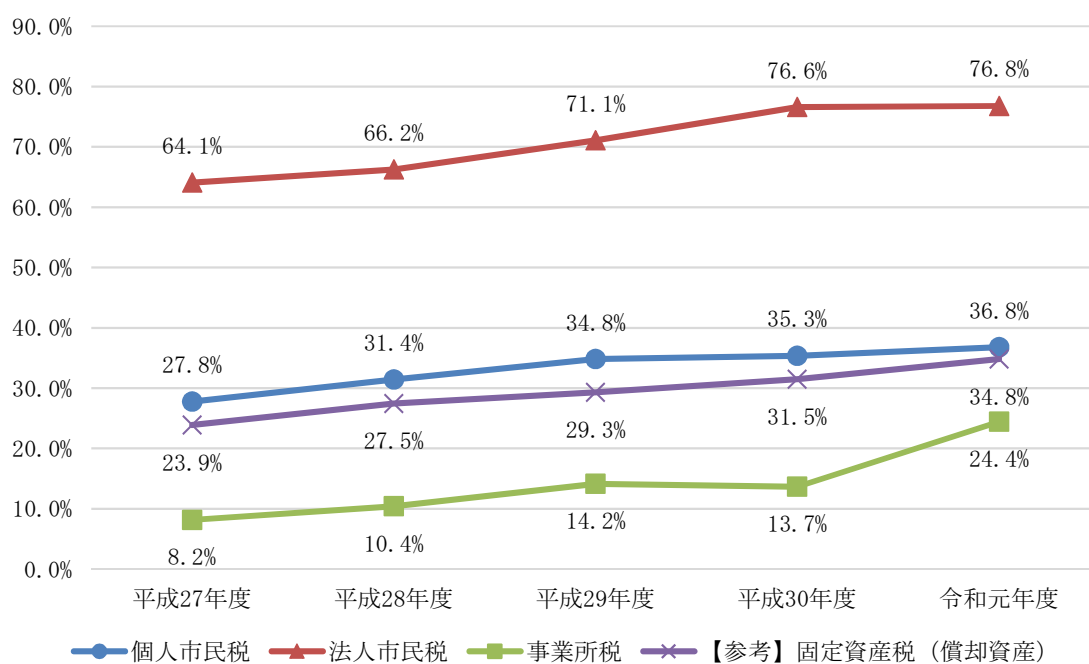
個人市民税の紙で提出された申告書（令和元年度給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）116,187件）の税総合システムへの入力については、「当初課税データ入力業務」委託契約を締結しており、令和元年度は税込7,247千円を委託先に支払っている。

また、法人市民税及び事業所税の紙で提出された申告書（令和元年度法人市民税申告書3,260件、同年度事業所税805件）については、市民税課職員が入力作業を行っている。

紙の申告書の入力作業を削減し、賦課に関する業務効率を改善するためには、eLTAXの普及が不可欠であり、市では、ホームページでの紹介と、申告書発送時にeLTAXの利用を促すチラシを同封しており、eLTAX普及率の向上に努めている。

例えばホームページ上にバナーを掲載し、eLTAXのメリットを強調する等、引き続き、eLTAXの普及率の向上に取り組むことが望まれる。

【図表4-1-9】eLTAX普及率の推移



(出所：市民税課作成資料を基に監査人作成)

イ 「税務概要」をホームページに掲載する際には、担当者がホームページを閲覧し、エラー表示となった箇所がないことを確認する必要がある【指摘 1】

市は、ホームページに毎年 10 月に市税収納の状況及び賦課徴収状況等をまとめた「税務概要」を掲載している。

ホームページに掲載されている令和元年度の「税務概要」を確認したところ、「市税年度別調定額及び収入額調（平成 28 年度～平成 30 年度）」の調定前年比及び収納前年比が 3 ページに渡り、エラー表示のまま掲載されていた。

ホームページへの掲載に関し、市は「豊橋市ホームページ管理運用ガイドライン」を策定しており、同ガイドラインの第 4 章 1（1）運用管理体制によると、「コンテンツの新規作成・更新作業を実施した場合、所属長が内容の確認・承認をすること」とされている。

「税務概要」をホームページに掲載した際にも、起案用紙にホームページ画面と目次が添付され、所属長による確認及び承認を得ていた。しかし、内容については、冊子を作成した際に、別途、所属長の確認及び承認を得ていることから、ホームページに掲載された内容についての確認はされていなかった。

なお、「税務概要」の冊子については、エラー表示とはなっていないため、ホームページ掲載時にファイルを PDF に変換した際に、エラー表示となってしまったものと考えられる。

「税務概要」をホームページに掲載する際には、担当者がホームページを閲覧し、エラー表示となった箇所がないことを確認する必要がある。

なお、令和 2 年 7 月 2 日に当該エラー表示は修正済みであり、今後はチェックリストに基づき、担当者がホームページに掲載された内容を確認し、チェックした結果を起案用紙に添付する運用を行うとのことである。

監査で発見された「税務概要」のエラー表示

市税年度別調定額及び収入額調(平成30年度)

(単位：千円・%)

区 分	平成30年度						
	予 算	調定額	収入額	収入率	収入 予算比	調 定 前年比	収 入 前年比
市 税	65,300,000	68,088,924	65,381,174	96.0	100.1	#REF!	#REF!
現年課税分	64,699,998	65,301,606	64,761,282	99.2	100.1	#REF!	#REF!
滞納繰越分	600,002	2,787,318	619,892	22.2	103.3	#REF!	#REF!
1. 市民税	28,270,000	29,761,782	28,248,204	94.9	99.9	#REF!	#REF!
個人	23,149,500	24,692,653	23,202,538	94.0	100.2	#REF!	#REF!
現年課税分	22,870,500	23,180,843	22,876,010	98.7	100.0	#REF!	#REF!
普通徴収分	4,684,700	5,110,095	4,818,407	94.3	102.9	#REF!	#REF!
年金特徴分	787,100	781,588	782,923	100.2	99.5	#REF!	#REF!
特別徴収分	17,214,500	17,146,755	17,132,275	99.9	99.5	#REF!	#REF!
退職所得分	184,200	142,405	142,405	100.0	77.3	#REF!	#REF!
滞納繰越分	279,000	1,511,810	326,528	21.6	117.0	#REF!	#REF!
法人	5,120,500	5,069,129	5,045,666	99.5	98.5	#REF!	#REF!
現年課税分	5,113,500	5,037,019	5,033,468	99.9	98.4	#REF!	#REF!
滞納繰越分	7,000	32,110	12,198	38.0	174.3	#REF!	#REF!
2. 固定資産税	27,250,100	28,290,492	27,297,144	96.5	100.2	#REF!	#REF!
固定資産税	27,085,800	28,126,125	27,132,777	96.5	100.2	#REF!	#REF!
現年課税分	26,826,800	27,095,557	26,900,789	99.3	100.3	#REF!	#REF!
土地・家屋	22,005,500	22,194,992	22,035,450	99.3	100.1	#REF!	#REF!
償却資産	4,821,300	4,900,565	4,865,339	99.3	100.9	#REF!	#REF!
滞納繰越分	259,000	1,030,568	231,988	22.5	89.6	#REF!	#REF!
土地・家屋	259,000	1,030,568	231,988	22.5	89.6	#REF!	#REF!
国有資産等所在市交付金	164,300	164,367	164,367	100.0	100.0	#REF!	#REF!
3. 軽自動車税	906,300	980,473	924,534	94.3	102.0	#REF!	#REF!
現年課税分	897,300	929,314	911,933	98.1	101.6	#REF!	#REF!
滞納繰越分	9,000	51,159	12,601	24.6	140.0	#REF!	#REF!
4. 市たばこ税	2,376,901	2,378,813	2,378,813	100.0	100.1	#REF!	#REF!
現年課税分	2,376,900	2,378,813	2,378,813	100.0	100.1	#REF!	#REF!
滞納繰越分	1	-	-	-	-	-	-
5. 鉱 産 税	97	159	159	100.0	163.8	#REF!	#REF!
6. 特別土地保有税	2	4,153		100.0	-		
現年課税分	1			100.0	-		
滞納繰越分	1	4,153		-	-	-	-
7. 事業所税	2,646,000	2,677,462	2,666,837	99.6	100.8	#REF!	#REF!
現年課税分	2,637,000	2,666,764	2,663,310	99.9	101.0	#REF!	#REF!
滞納繰越分	9,000	10,698	3,527	33.0	39.2	#REF!	#REF!
8. 都市計画税	3,850,600	3,995,590	3,865,483	96.7	100.4	#REF!	#REF!
現年課税分	3,813,600	3,848,770	3,832,433	99.6	100.5	#REF!	#REF!
滞納繰越分	37,000	146,820	33,050	22.5	89.3	#REF!	#REF!

(注) #REF! エラー表示箇所

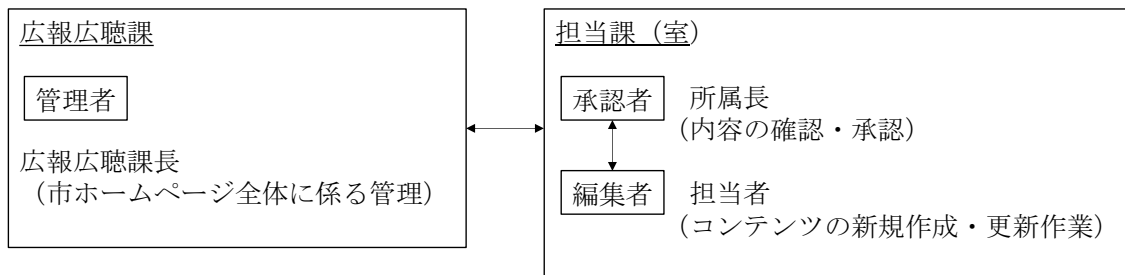
(出所：2020年7月1日時点の税務概要HP)

豊橋市ホームページ 管理運用ガイドライン

第4章 基本事項

1 運用管理について

(1) 運用管理体制



ア 管理者

広報広聴課長を市ホームページの管理者とする。

イ 承認者

担当課（室）の所属長を承認者とする。

ウ 編集者

担当課（室）におけるホームページの制作実務者を編集者とする。

(2) 運用管理方法

編集者はコンテンツの新規作成・更新作業を行い、承認者は内容について確認・承認を行う。

管理者はトップページの更新作業や情報構成の変更に関すること等、市ホームページ全体の管理を行う。

- ウ 委託先から入手した「業務実施報告書」の契約締結年月日に誤りのないよう、今後は有効にチェックが行われるよう留意し、業務開始日は契約締結開始日を記載することが望まれる【意見4】

市は「令和2年度市民税申告書等印刷・封入封緘業務」を外部に委託しており、業務完了時に「業務実施報告書」を委託先から入手している。

令和2年6月1日に提出された、令和2年5月の業務期間の業務実施報告書について、契約締結年月日が「令和2年10月16日」と記載されていたが、正しくは「令和元年10月16日」であった。また、業務開始日が令和2年4月1日と記載されていたが、契約書での業務期間の開始日は令和元年10月16日であった。

「契約締結年月日」は先方が誤って記載したものではあるが、市の職員のチェックマークが付されておりチェックが不十分であった可能性がある。今後は有効に

チェックが行われるよう留意することが望まれる。また、業務開始日は契約締結開始日を記載することが望まれる。

エ 適切なタイミングで廃止条例の制定を検討する等、条例の最新化に努めることが望まれる【意見 5】

市は豊橋市に編入合併した町村の区域内における市税条例の特例を設ける場合、市民税等の減免に関して定める場合、納期の特例に関して定める場合等は条例を制定したうえで施行している。

豊橋市例規類集において「税」が含まれる例規を検索したところ、以下のとおり制定日が古い条例が検出された。

- 豊橋市市税条例特例条例(昭和 30 年 2 月 25 日)
- 伊勢湾台風に因る被害者に対する市税等の減免に関する条例(昭和 34 年 10 月 30 日)
- 界雷豪雨による被害者に対する市税等の減免に関する条例(昭和 41 年 10 月 21 日)
- 昭和 45 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例(昭和 45 年 3 月 31 日)
- 昭和 49 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例(昭和 49 年 4 月 1 日)
- 昭和 51 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例(昭和 51 年 3 月 31 日)
- 昭和 53 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例(昭和 53 年 3 月 31 日)

市の担当者に制定年度が古い条例が残されている理由についてヒアリングしたところ、以下のとおり回答があった。

①「伊勢湾台風に因る被害者に対する市税等の減免に関する条例」及び「界雷豪雨による被害者に対する市税等の減免に関する条例」は、将来的に災害が発生した場合に減免に関して条例で定める際の参考にするために残しているとのことであった。

②「豊橋市市税条例特例条例」は合併町村に対する特例を含んだ条例であり、市町村の統合が少ない豊橋市において将来的に発生した場合の参考にするために

残しているとのことであった。なお、条例には「自転車等の鑑札の特例」、「犬税の特例」についての定めもあるが、現在は対象がないとのことであった。

③「固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例」は国会の延期等に伴う措置として過去には各年度で条例を制定していたが、現在は市税条例で対応可能な内容とのことであった。

過去の条例を参考にすることは、実務的には通常行われることであるが、制定から相当程度経過した条例が残されていることにより、条例のメンテナンスが適宜行われていないという誤解を生む可能性がある。そのため、現在対象がない条例、不要な条例については、適切なタイミングで廃止条例の制定を検討する等、条例の最新化に努めることが望まれる。

(3) 資産税課に対する意見

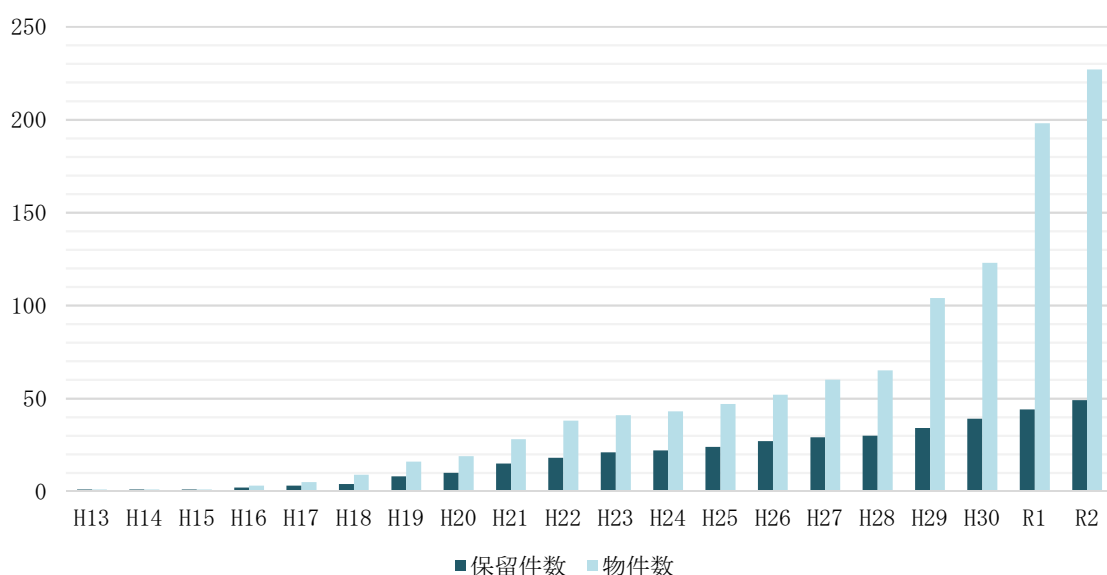
ア 課税保留の件数の抑制に努めることが望まれる【意見6】

課税保留とは、徴収が困難な事案について、実務上、やむなく課税対象からいったんはずし、保留することであり、地方税法上の根拠はない。

保留の理由は、破産法人の滞納案件、所有者の死亡や居所不明、相続人不存在・確定不能などにより、納税義務者を捕捉できない事案で、こうした措置を講じる自治体は多数ある。豊橋市でも平成13年度から行っているが、近年急激に増加しており、現在49件が課税保留となっており、対象物件数は227物件に及んでいる。

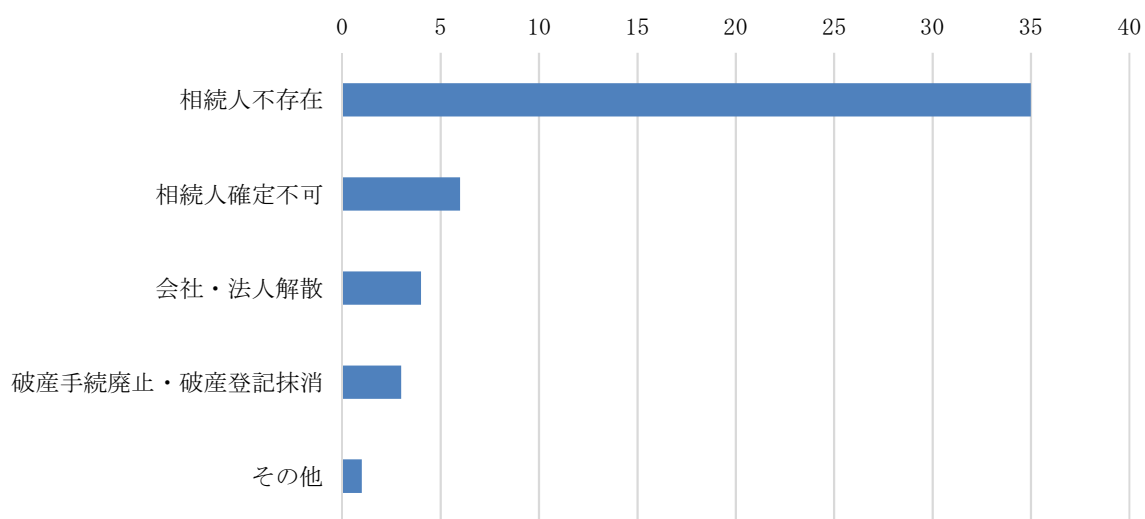
【図表4-1-10】保留件数及び物件数

(単位：件)



(出所：資産税課作成資料を基に監査人作成)

【図表 4-1-11】令和 2 年 7 月現在保留理由別件数 (単位：件)



(出所：資産税課作成資料を基に監査人作成)

また、課税保留の結果、本来徴収できたはずの金額の累計は以下のとおりである。

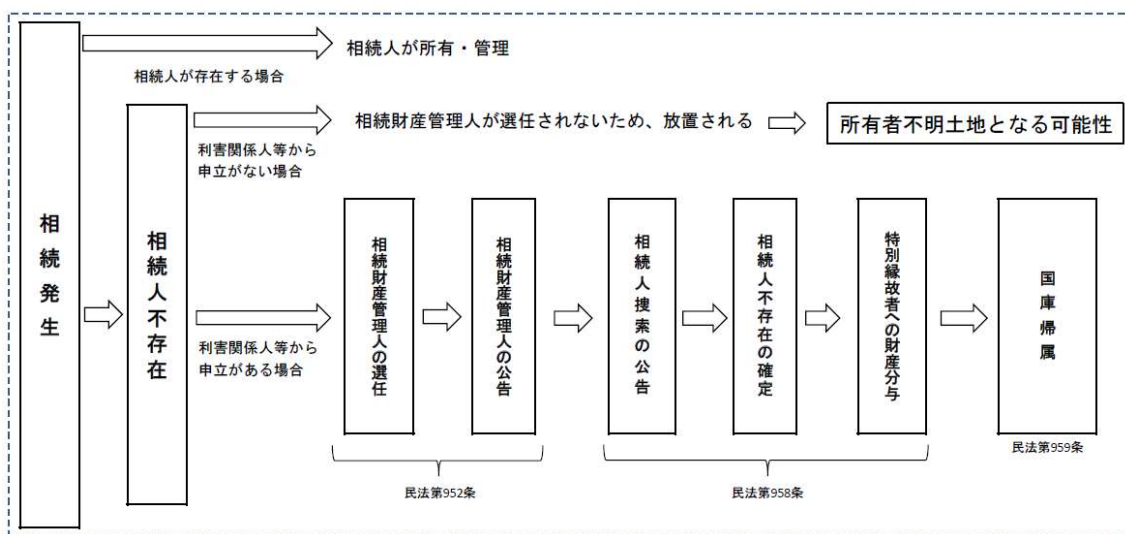
【図表 4－1－12】 保留開始年度別の保留金額累計

保留開始年度	税額/年(円)	保留年数(年)	保留金額累計 (円)
H13	7,300	20	146,000
H14	0	19	0
H15	0	18	0
H16	22,700	17	385,900
H17	39,900	16	638,400
H18	150,400	15	2,256,000
H19	148,300	14	2,076,200
H20	67,100	13	872,300
H21	101,300	12	1,215,600
H22	142,900	11	1,571,900
H23	28,800	10	288,000
H24	4,600	9	41,400
H25	53,200	8	425,600
H26	56,000	7	392,000
H27	97,100	6	582,600
H28	4,700	5	23,500
H29	106,300	4	425,200
H30	146,700	3	440,100
R 1	314,300	2	628,600
R 2	191,600	1	191,600
総計	1,683,200		12,600,900

(出所：資産税課作成資料を基に監査人作成)

課税の公平性の原則を考えれば、税務部局の判断で課税を保留することは本来あってはならないが、納税義務者を捕捉できず、また、将来的に相続人等の納税義務者が明らかになる可能性もあることから、結果的にこうした運用上の対応をせざるをえない状況である。民法第 239 条第 2 項においては、「所有者のない不動産は国庫に帰属する」とあるが、実際に国庫に帰属させるためには、以下の【図表 4－1－13】のとおり手続を経なければならず、国庫に帰属させることはハードルが高い状況となっている。

【図表 4 - 1 - 13】 未相続財産を国庫帰属とするための手続



(出所：令和元年6月14日開催財政制度等審議会第47回国有財産分科会
配付資料 P3を監査人が加工)

このような状況を踏まえて、財政制度等審議会の国有財産分科会において、相続人不存在により国庫帰属となる可能性のある財産についての見直しが検討されている。

具体的には、相続人がいないと見込まれる者が死亡した際に国が財産を受け取ることが可能となるよう、死因贈与契約等により不動産の遺贈を受ける仕組みを設ける等であり、現在審議が進められている状況である。

課税保留の問題は豊橋市だけではなく、全国的な問題であり国の検討が待たれる状況ではあるが、市は国の動向を注視し将来的には精算後の残余財産について国庫に帰属させる等、可能な限り課税保留の件数の抑制に努めることが望まれる。

2 個人市民税

(1) 概要

ア 個人市民税とは

個人市民税は、一般には個人県民税と合わせて住民税と呼ばれ、住んでいる地域の「公（おおやけ）」の費用を市民が、応分に負担する税金である。個人市民税には均等の税額によって納める「均等割」と個人の所得に応じて納める「所得割」がある。

イ 納税義務者

納税義務者は、図表4-2-1のとおりである。

【図表4-2-1】個人市民税の納税義務者

納める人	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷がある人	○	×

(注) 市内に住所があるかどうか、また家屋敷などを持っているかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断する。

(出所：豊橋市HP)

ウ 税額の計算

均等割及び所得割の税額の計算は、図表4-2-2のとおりである。

【図表4-2-2】令和元年度の均等割及び所得割の税額の計算

区分	税率
均等割額	■ 均等割 ● 市民税分：3,500円（年額） ● 県民税分：2,000円（年額）
所得割額	■ 所得割 計算方法 ● 市民税分 = 課税所得金額×6% ● 県民税分 = 課税所得金額×4%

(出所：豊橋市HP)

エ 納税の方法

個人市県民税の納付は、普通徴収と特別徴収の2つの方法による。納税方法は、図表4-2-3のとおりである。

【図表4-2-3】徴収区分別の納税方法

区分		納税方法	納期
普通徴収		事業所得者などの給与所得者以外の場合は、市役所からの納税通知書兼納付書によって納期ごとに納める。	6月・8月・10月・翌年1月
特別徴収	給与	市役所から給与支払者（会社など）へ通知される税額に基づき、6月から翌年5月までの毎月の給与から天引きすることで、市民税・県民税を納める。	毎月（6月から翌年5月）
	年金	年金所得者については、市役所から年金支払者（日本年金機構など）へ通知される税額に基づき、隔月に支払われる年金から天引きして、公的年金分の市民税・県民税を納める。	徴収した月の翌月10日まで

（出所：豊橋市HP、市税のあらまし、市税条例第30条の8）

オ 非課税対象者

非課税対象者は、図表4-2-4のとおりである。

【図表4-2-4】個人市民税の非課税対象者

非課税となる人	
■ 均等割も所得割もかからない人	
(1) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人	
(2) 1月1日現在で、障害者、未成年または寡婦（夫）に該当する人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人	
■ 均等割のかからない人	
(1) 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人	
$32 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 18 \text{万}9 \text{千円}$	
(注) ただし、控除対象配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、32万円	
■ 所得割のかからない人	
(1) 前年の総所得金額等の金額が、次の算式で求めた額以下の人	
$35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 32 \text{万円}$	
(注) ただし、控除対象配偶者、扶養親族のいずれもない場合は、35万円	

(出所：豊橋市HP)

カ 個人市県民税の調定額及び納税義務者数の推移

個人市県民税の調定額の推移は、図表4-2-5のとおりである。個人市民税額は増加傾向にあり、令和元年度は平成27年度と比較して約10億円増加している。これは主に給与所得者の増加と給与所得に係る税額の増加によるものである。

【図表4-2-5】個人市県民税調定額の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人市県民税調定額	22,276,790	22,592,271	23,083,371	23,180,843	23,653,637

(注) 現年課税分の各年度の決算調定額

(出所：税務概要を基に監査人作成)

個人市民税徴収方法別の課税（調定）額の推移は、図表4-2-6のとおりである。平成27年度から令和元年度にかけて、普通徴収額の割合は減少傾向に、特別徴収額の割合は増加傾向にある。

【図表 4-2-6】個人市県民税徴収方法別課税（調定）額の推移（単位：千円）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
普通徴収	課税額	6,062,202	5,296,790	5,287,591	5,110,095	5,171,250
	構成比	27.2%	23.4%	22.9%	22.0%	21.9%
特別徴収	課税額	16,214,588	17,295,481	17,795,780	18,070,748	18,482,387
	構成比	72.8%	76.6%	77.1%	78.0%	78.1%
個人市県民税合計		22,276,790	22,592,271	23,083,371	23,180,843	23,653,637

（注 1）現年課税分の各年度の決算調定額（確定按分率）

（注 2）年金からの特別徴収分は、特別徴収分に含む

（出所：税務概要を基に監査人作成）

個人納税義務者数の推移は、図表 4-2-7 のとおりである。人口の推移はほぼ横ばいであり、人口に占める納税義務者の割合についても、5 割弱で推移している。

【図表 4-2-7】個人納税義務者数の推移（単位：人、%）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
普通徴収	51,810	39,467	37,433	36,700	36,041
特別徴収	132,342	146,333	150,557	153,412	156,165
給与特別徴収	108,265	121,275	124,757	127,049	129,167
年金特別徴収	24,077	25,058	25,800	26,363	26,998
合計	184,152	185,800	187,990	190,112	192,206
人口（注）	383,493	384,940	386,943	387,887	387,106
割合	48.0%	48.3%	48.6%	49.0%	49.7%

（注）4 月 1 日現在

（出所：税務概要を基に監査人作成）

キ 個人市民税の減免

個人市民税の減免は、市税条例第 33 条及び市税条例施行規則（以下、「施行規則」という。）第 10 条、別表第 2（第 10 条関係）にて定められている。

豊橋市市税条例

（市民税の減免）

第 33 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、市民税を減免する。

- （1）生活保護法の規定による保護を受ける者
- （2）学生及び生徒
- （3）公益社団法人及び公益財団法人
- （4）前各号のほか特別の事由があるもの

豊橋市市税条例施行規則

（市民税の減免）

第 10 条 条例第 33 条第 1 項に規定する市民税の減免は、別表第 2 に定めるところによる。

2 条例第 33 条第 1 項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））

（2）所属年度、納期の別及び税額

（3）減免を受けようとする事由

3 条例第 33 条第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

個人市民税の減免対象者及び減免額は、法人市民税と合わせて施行規則第 10 条、別表第 2（第 10 条関係）に規定されており、個人市民税について規定された減免対象者は図表 4-2-8 のとおりである。

【図表 4-2-8】 個人市民税の減免要件

区分	減免対象者	減免額
1	生活保護法の規定により保護を受けている者	全額
2	1月1日(以下「賦課期日」という。)において、法第314条の2第1項第9号の勤労学生である者	全額
3	公益社団法人又は公益財団法人で政令第47条に規定する収益事業を営まないもの	均等割額の全部
4	<p>当該年度の賦課期日の前年における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下本表において「前年中における合計所得金額」という。)が、200万円(控除対象配偶者及び扶養親族を有する者については、配偶者控除額、その者が適用を受ける扶養控除額及びその者の控除対象扶養親族以外の扶養親族の数に33万円を乗じて得た額の合計額を加算した額。以下本表において「減免基準金額」という。)以下の者で、廃業、休業、失業等により当該年中の所得の見込み額(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第2項に規定する求職者給付等、所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による非課税及び減免に係る所得を含む。)が前年中における合計所得金額に比して次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 4分の1以下全額(分離課税に係る所得割の額を除く。)</p> <p>(2) 4分の1を超え2分の1以下</p>	<p>全額(分離課税に係る所得割の額を除く。)</p> <p>2分の1に相当する額(分離課税に係る所得割の額を除く。)</p>
5	納税義務者(前年中における合計所得金額が減免基準金額以下の者に限る。)が賦課期日後に死亡した場合で、当該納税義務者たる被相続人が納付すべきであった市民税を納付することが著しく困難であると認められる納税の義務を承継した当該納税義務者の相続人	当該納税義務者が死亡した日以後に到来する納期に係る納付額
6	負傷又は疾病により身体に重大な影響を及ぼし相当期間所得	全額(これに準

区分	減免対象者	減免額
	<p>が皆無となる者又はこれに準ずる者(負傷又は疾病により身体に重大な影響を及ぼし相当期間所得が著しく減少する者をいう。)で前年中における合計所得金額が、減免基準金額以下のもの</p>	<p>ずる者は、2分の1に相当する額)</p>
7	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第1条に規定する被爆者(法第292条第1項第10号に規定する障害者である者を除く。)又はこれに準ずる者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 条例第22条第1項第2号に規定する所得の金額を超えない者</p> <p>(2) 災害被害者に対する地方税の減免措置等について(平成12年4月1日自治税企第12号通知)の第3減免に関する取扱い例第2号(1)の(イ)に規定する合計所得金額以下の者</p>	<p>全額</p> <p>所得割額(分離課税に係る所得割の額以外の額をいう。以下本項において同じ。)と普通障害者控除を適用して算出した所得割額との差額に相当する額</p>
8	<p>震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害により被害を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 災害により死亡した者</p> <p>(2) 災害により法第292条第1項第10号に規定する障害者となった者</p> <p>(3) 自己(控除対象配偶者又は扶養親族を含む。以下この号において同じ。)の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。以下この号において同じ。)が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第</p>	<p>全額</p> <p>10分の9に相当する額</p>

区分	減免対象者	減免額
	<p>314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。) 、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。) が 1,000 万円以下で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 損害の金額がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満の者で</p> <p>(ア) 合計所得金額が 500 万円以下のもの 2 分の 1 に相当する額</p> <p>(イ) 合計所得金額が 750 万円以下のもの 4 分の 1 に相当する額</p> <p>(ウ) 合計所得金額が 750 万円を超えるもの 8 分の 1 に相当する額</p> <p>イ 損害の金額がその住宅又は家財の価格の 10 分の 5 以上の者で</p> <p>(ア) 合計所得金額が 500 万円以下のもの</p> <p>(イ) 合計所得金額が 750 万円以下のもの 2 分の 1 に相当する額</p> <p>(ウ) 合計所得金額が 750 万円を超えるもの</p>	<p>2 分の 1 に相当する額</p> <p>4 分の 1 に相当する額</p> <p>8 分の 1 に相当する額</p> <p>全額</p> <p>2 分の 1 に相当する額</p> <p>4 分の 1 に相当する額</p>
9	<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体又は特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する法人で政令第 47 条に規定する収益事業を営まないもの</p>	均等割額の全部
10	<p>清算中又は 6 か月以上引き続いて事業を中止中の法人等(当該法人等が市民税の法人税割を課せられる場合を除く。)</p>	均等割額の全部
11	<p>中国残留邦人等支援法の規定による支援給付を受けている者</p>	全額
12	<p>その他市長が特に必要と認める者</p>	市長が必要と認める額

(出所：施行規則第 10 条、施行規則別表第 2 (第 10 条関係))

ク 個人市民税の減免額及び減免件数の推移

個人市民税の減免額及び減免件数の推移は、図表4-2-9のとおりである。平成30年度は、生活扶助を理由とする減免が減少したことに伴い、減免額の合計が百万円台と他の年度に比べ低い水準になっているが、それ以外の年度では概ね2百万円台で推移している。

【図表4-2-9】個人市民税の減免額及び減免件数の推移（単位：上段：件、下段：円）

区分		理 由 別							
減免額計		火災	その他災害	生活扶助	生活困窮	勤労学生	死亡者	その他	
市民税 (個人)	29	(175)	(1)	(2)	(35)	(7)	(107)	(3)	(20)
		2,717,100	73,000	46,000	1,473,600	205,200	383,700	180,200	355,400
	30	(151)	(0)	(1)	(31)	(6)	(94)	(1)	(18)
		1,492,500	0	76,000	591,100	201,600	328,500	17,600	277,700
	元	(155)	(1)	(0)	(41)	(8)	(86)	(0)	(19)
		2,273,700	6,900	0	1,504,100	52,800	305,200	0	284,700

(出所：税務概要)

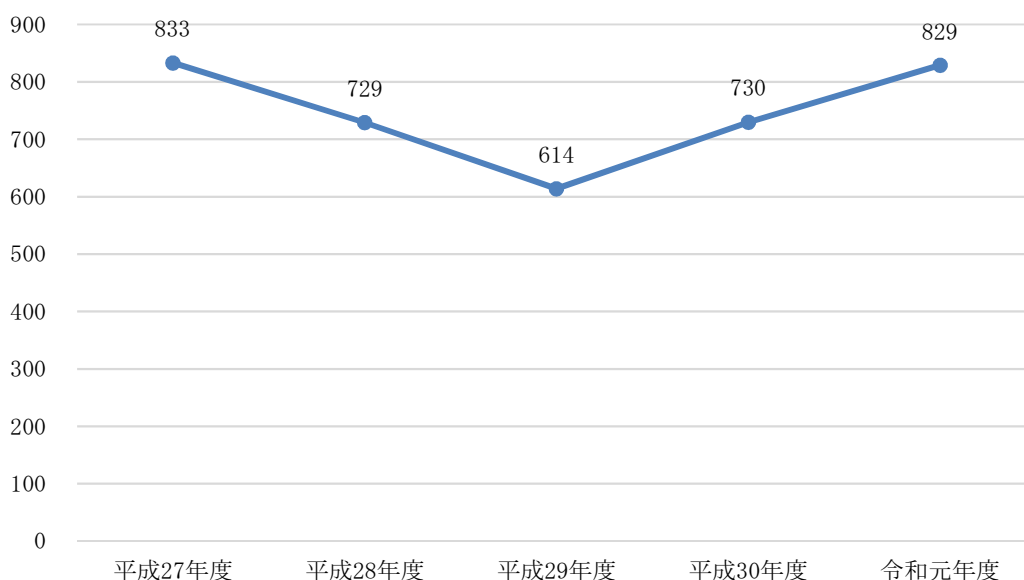
(2) 監査結果

ア 個人市民税の未申告者に対しては、以下のア（ア）、ア（イ）、ア（ウ）の指摘及び意見のとおりである。

個人市民税の申告期日は、通常3月15日であり、同年9月に申告が済んでいない者に対し、催告書を発送している。その結果、令和元年度は、10月以降、676件の新規申告があり、そのうち71件、4,325,100円（最高260,200円）が追加で賦課されている。

市民税課では、催告書を発送してもなお、申告しない者を未申告者としている。個人市民税の未申告者数の推移を確認したところ、図表4-2-10のとおり、600名から800名程度で推移している。

【図表4-2-10】 個人市民税の未申告者数の推移 (単位：件)



(出所：市民税課作成資料を基に監査人作成)

さらに、令和元年度の未申告者829名を国籍別及び住所別に集計したところ、図表4-2-11のとおり、外国人の割合は71.8%であり、外国人の住所は学校や企業の寮や、県営住宅・市営住宅にまとまっていることが分かった。さらに、外国人の未申告者の追加調査の結果、595人中253人が転出していることがわかった。

担当者によると、C 専門学校寮、D 外国人技能実習生寮、E 会社寮及びF 会社寮については、技能講習受講期間3～4か月の滞在であり、E 会社寮及びF 会社寮からは、翌年度に事業所から給与支払報告書が提出されていることから、その期間に課税所得を得ているとは考えにくいとのことであった。

【図表 4-2-11】令和元年度未申告者の住所別内訳

(単位：人)

住所	外国人			日本人	合計
	転出(注)	その他	計		
A 大学寮	10	4	14	2	16
B 大学寮	1	0	1	0	1
C 専門学校寮	104	1	105	0	105
D 外国人技能実習生寮	32	3	35	0	35
E 会社寮	2	39	41	0	41
F 会社寮	0	8	8	0	8
県営住宅計	5	22	27	0	27
市営住宅計	3	18	21	1	22
その他	96	247	343	231	574
合計	253	342	595	234	829
割合	30.5%	41.3%	71.8%	28.2%	100.0%

(注) 追加調査の結果、転出していることが判明したもの

(出所：市民税課作成資料を基に監査人作成)

令和元年度の未申告者を年代別に集計したところ、図表 4-2-12 のとおり、外国人及び日本人ともに 20 代から 30 代までの割合が半数を占めていた。

【図表 4-2-12】令和元年度未申告者の年代別内訳

(単位：人)

年代	外国人			日本人	合計	割合
	転出	その他	計			
20 代	159	96	255	46	301	36.3%
30 代	62	97	159	70	229	27.6%
40 代	17	55	72	43	115	13.9%
50 代	4	47	51	40	91	11.0%
60 代	5	30	35	14	49	5.9%
70 代	1	10	11	6	17	2.1%
80 代	5	7	12	12	24	2.9%
90 代	0	0	0	3	3	0.4%
合計	253	342	595	234	829	100.0%

(出所：市民税課作成資料を基に監査人作成)

市民税課では、これらの未申告者について、所得がなく、申告しても課税されない可能性が高いと想定されることから、申告を促す手続を特に行っていないとのことであった。

しかし、催告書を送付した結果、最高額で 260,200 円の申告があったように、未申告者が全て非課税であるとは限らず、未申告者の中には、所得があるにもかかわらず、意図的に申告しない者が含まれている可能性がある。また、複数年度にわたって未申告であった場合、延滞金額が多額となることから、支払能力によっては、回収が困難となる可能性がある。

(ア) 外国人未申告者 291 人及び日本人未申告者 234 人については公平性の観点から厳格に対処すべきである【指摘 2】

図表 4-2-12 のとおり、未申告者全体の半数以上を占める、20 代から 30 代までの未申告者は、現時点では非課税であっても、今後、就労等による状況の変化により、課税対象となる可能性があると考えられる。

外国人未申告者 291 人及び日本人未申告者 234 人については公平性の観点から厳格に対処すべきである

(イ) 未申告者を減らす一定の効果が見込まれると考えられるため、定期的にサンプルベースで未申告者実態調査を実施すべきである【指摘 3】

(ア) で述べた通り、外国人未申告者 291 人及び日本人未申告者 234 人について、非課税であるとの明確な根拠はないため、課税所得があるにも関わらず、申告していない可能性があり、未申告者を減らす一定の効果が見込まれると考えられるため、サンプルベースでの未申告者実態調査を実施すべきである。

【影響額の試算】

なお、監査人が試算したところ、令和元年度の個人市民税申告者 1 人当たりの税額は、48,200 円（催告書を発送した結果、新規申告された税額の中央値）であり、未申告者 525 名（未申告者 829 名から C 専門学校寮、D 外国人技能実習生寮、E 会社寮、F 会社寮及び転出者 304 名を除く）を乗じた 25,305,000 円が徴収可能性のある税額である。

(ウ) 悪質な未申告者については、市税条例第 27 条の 4 に基づき、市民税に係る不申告に関する過料を科す等の対応も望まれる【意見 7】

(イ) で述べた未申告者の実態調査の結果、悪質な未申告者については、課税の公平性の観点から、市税条例第 27 条の 4 に基づき、市民税に係る不申告に関する過料を科す等の対応も望まれる。

豊橋市市税条例

(市民税に係る不申告に関する過料)

第 27 条の 4 市民税の納税義務者が第 27 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第 7 項若しくは第 8 項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から 10 日以内とする。

イ 事務所・事業所に係る市民税・県民税未申告者の新規対象者を把握するべきである【指摘 4】

1 月 1 日現在、豊橋市内に住民登録が無いが、豊橋市内に事務所、事業所又は家屋敷を有している場合に、地方税法第 24 条第 1 項第 2 号及び地方税法第 294 条第 1 項第 1 号の規定により市・県民税の均等割額（市民税 3,500 円、県民税 2,000 円）が課税される。

市は「事業所・家屋敷課税照会対象者リスト」を作成し、毎年対象者に「事務所・事業所に係る市民税・県民税申告書」を送付し、対象者から提出された申告書及び対象者が住民登録をしている各市区町村への課税状況照会結果に基づき、賦課決定を行っている。

しかし、「事業所・家屋敷課税照会対象者リスト」に記載された 35 件のうち、32 件は平成 24 年度、その後、平成 26 年度から平成 28 年度までに 3 件追加されており、平成 29 年度以降、廃業の場合にリストから削除するという更新は行っていないものの、対象者の新規捕捉は行っていない。

「事業所・家屋敷課税照会対象者リスト」について、平成 29 年度以降、新規の課税対象が発生している可能性があるため、例えば、資産税課の固定資産課税情報から、市外に住民登録があるものを抽出する等の方法により、未申告者の新規対象者を把握すべきである。

【影響額の試算】

なお、監査人が試算したところ、令和元年度の事務所・事業所に係る市民税・県民税未申告者の税額は、3,500円であり、推定される未申告者3名（平成26年度から平成28年度にかけて3名追加されていることから、平成29年度から令和元年度まで毎年1名ずつ対象者が増加したとみなして計算）を乗じた10,500円が徴収可能性のある税額である。

事務所・事業所に係る市民税・県民税申告書様式

平成31年度 事務所・事業所に係る市民税・県民税申告書

平成 年 月 日

豊橋市長様

現住所			
平成31年1月1日現在の住所			
フリガナ		電話番号	
氏名	印	生年月日	
事務所・事業所・建物の所在地		明治・大正 昭和・平成	年 月 日

*氏名の下欄の建物について、平成31年1月1日現在の使用状況で、該当する番号に○印を付けてください。

【事務所・事業所】

1. 事業用に自己所有
2. 事業用に借用
3. 事業用に貸付
4. 使用していない(廃業の場合は廃業年月日を記入) 平成 年 月 日 廃業

※1、2と回答した方については、下記についても記載してください。

名称(氏名) _____

所在地(住所) _____

事業開始年月日 年 月 日 電話番号 _____

(出所：市民税課より入手)

ウ 個人市民税の「事務・入力マニュアル」更新時には担当者間の目線合わせや承認手続を行うことが望まれる【意見 8】

市民税課では、個人市民税の事務マニュアル「よくわかる住民税」を作成し、当該マニュアルについて、毎年見直しを行い、課内全員に回覧し、課長の承認を受けている。しかし、同様の事務マニュアルのうち、税総合システムに関する「事務・入力マニュアル」については、毎年担当者レベルでの見直しは行っているものの、課内での回覧による担当者間の目線合わせや承認手続は行われていない。

マニュアルについて担当者が個別に更新し、担当者間の目線合わせや承認手続を行わないと、担当者が誤った内容で更新した場合に、チェック機能が働かず、そのまま次の担当者に引き継がれてしまう可能性がある。そのため、「事務・入力マニュアル」についても、例えば年に1回、マニュアルに関する検討会を実施する等、個人市民税の事務マニュアル更新時には、担当者間での目線合わせや承認手続を行うことが望まれる。

エ 「事務所・事業所に係る市民税・県民税申告書」の使用状況に記載漏れのある申告書については、電話等により使用状況を確認する必要がある【指摘 5】

令和元年度に提出された「事務所・事業所に係る市民税・県民税申告書」を閲覧したところ、下記記載漏れが発見された。

- ・事業開始年月日漏れ 1 件
- ・提出日漏れ 1 件
- ・使用状況の該当番号の記載漏れ 2 件

使用状況の該当番号の記載漏れについては、回答によって図表 4-2-13 の対応となる。

【図表 4-2-13】 使用状況による対応

使用状況	対応
1. 事業用に自己所有	当該申告書を提出した所有者に課税
2. 事業用に借用	当該申告書を提出した所有者以外の実質的な支配権を持つ者に課税
3. 事業用に貸付	家屋敷課税に該当しないが、当該申告書を提出した者ではなく、貸付先が課税対象となる可能性がある
4. 使用していない	家屋敷課税に該当しない

そのため、使用状況に対する回答が、3.である場合、申告者以外の者が課税対象となる可能性がある。

使用状況の該当番号の記載漏れのあった申告者2名については、住民登録のある市町村において非課税であり、豊橋市でも非課税となるため、税額には影響はないとのことであった。しかし、使用状況の変化により、申告者以外の者が課税対象となる可能性があることから「事務所・事業所に係る市民税・県民税申告書」の使用状況に記載漏れのある申告書については、電話等により使用状況を確認する必要がある。

オ 市民税課においても、通訳を時間単位で依頼したり、音声翻訳機を導入したりする等の検討を行うことが望まれる【意見9】

市から送付した市民税・県民税課税明細及び納付書が返戻された場合には、個別に調査を実施し、必要に応じて直接訪問による確認を行っている。

担当者によると、直接訪問した際に、ポルトガル語やスペイン語等、英語以外を母国語とする外国人とのコミュニケーションが困難となるケースがあるとのことであった。

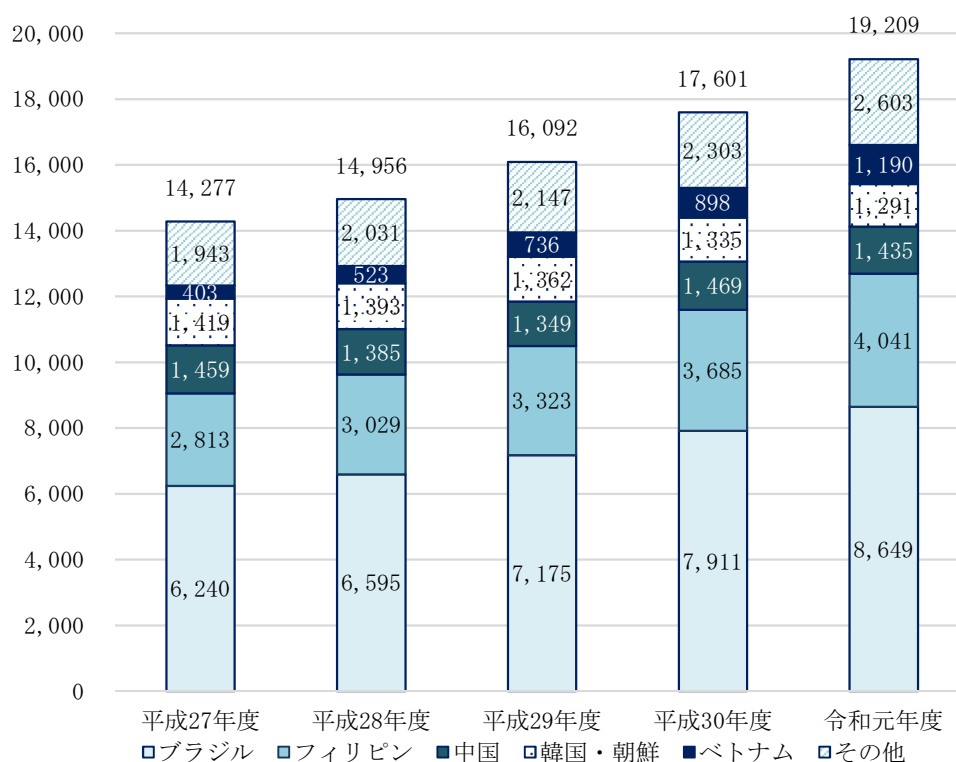
市民税課ではなく、納税課には複数の言語を話せる通訳1名を配置しており、訪問時に同行を依頼することはあるが、リソースの都合上、毎回同行はしていないとのことである。

豊橋市内の外国人住民の数は、図表4-2-14のとおり、年々増加傾向にあり、令和2年3月31日現在19,209人である。国籍別では、ブラジルが最も多く、次いで、フィリピン、中国、韓国・朝鮮、ベトナムの順となっている。今後、返戻への対応だけでなく、未申告者への対応の際にも、英語以外を母国語とする外国人への対応が課題となってくると考えられる。

全国的な多文化共生の流れとあいまって、市は、自治体窓口業務に対応した音声翻訳システムの社会実験に参加しており、平成30年4月から平成31年3月まで、外国人来庁者への市役所窓口業務の分析、音声翻訳アプリケーションのユーザビリティ（使いやすさ・使い勝手）調査、窓口でよく使われる行政用語（住民票、在留カードなど）を含むデータの収集等を行っており、住民の窓口となる市民課には、音声翻訳機を配備している。

市民税課においても、通訳を時間単位で依頼したり、音声翻訳機を導入したりする等の検討を行うことが望まれる。

【図表 4-2-14】 豊橋市外国人住民国籍別人員推移 (単位：人)



(注) 3月31日時点

(出所：外国人住民国籍別人員調査表 愛知県豊橋市)

カ 個人市民税の市に帰責する更正については、更正件数削減に対する目標件数を設定する等、更正件数削減に取り組むことが望まれる【意見 10】

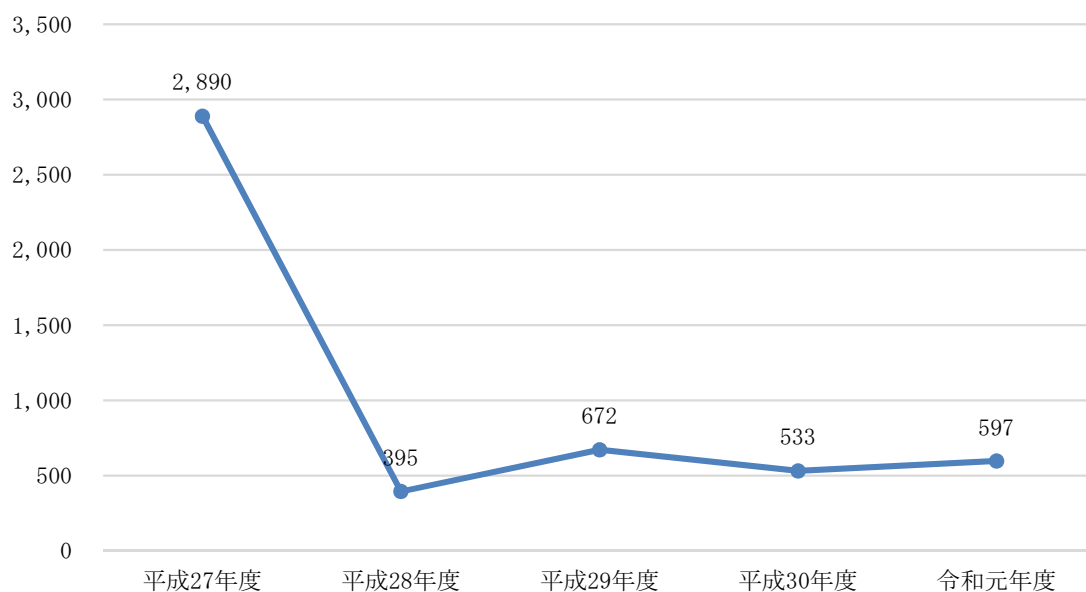
個人市民税額の更正を行う場合、税総合システムにその理由を登録することになっている。

年間3万件前後の更正が行われており、ほとんどが申告者に帰責する更正であるが、市に帰責する更正であると考えられる「その他理由（税額計算誤り等）」による更正の件数は、令和元年度597件であった。

税額計算誤り等の理由について、担当者に確認したところ、ふるさと納税及び住宅控除等の控除項目の入力漏れによるものが多いと考えられるとのことであり、課内研修において、その旨の情報共有はされているものの、597件の更正理由の具体的な内訳については、詳細な分析は行っていない。

市に帰責する更正については、更正件数削減に対する目標件数を設定する等、更正件数削減に取り組むことが望まれる。

【図表 4-2-15】 個人市民税更正理由が「その他の理由（税額計算誤り等）によるもの」の件数の推移
(単位：件)



(注) 平成 27 年度は、税総合システムの導入により、税額計算誤りではない理由の更正が含まれているため増加している。

(出所：市民税課作成資料を基に監査人作成)

3 法人市民税

(1) 概要

ア 法人市民税とは

法人市民税は、市内に事務所や事業所を有する法人等に対してかかる税金である。均等の税額によって納める「均等割」と、法人の所得に応じた法人税額（国税）をもとに課される「法人税割」がある。

イ 納税義務者

納税義務者は、図表4-3-1のとおりである。

【図表4-3-1】法人市民税の納税義務者

納税義務のある法人	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所を有する法人	○	○
市内に寮や保養所などのみを有する法人	○	×
公益法人などで収益事業を行わないもの	○	×
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所や事業所を有するもの	×	○

(出所：豊橋市HP)

ウ 税額の計算

(ア) 均等割

均等割の税率は、図表4-3-2のとおりである。

【図表4-3-2】均等割の税率

資本金等の額	従業員数	税率（年額）
公益法人等		50,000円
1千万円以下	50人以下	
	50人超	120,000円
1千万円越、1億円以下	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円超、10億円以下	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円超	50人以下	410,000円
10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000円
50億円超		3,000,000円

(注1) 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する「資本金等の額」又は同条第17号の2に規定する「連結個別資本金等の額」。ただし、無償増資・無償減資等を行った場合は、無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算した額となる。

(注2) 無償増資について

平成22年4月1日以後に利益準備金又はその他利益剰余金を減少し、資本金とした場合、その資本金とした額を加算する。（地方税法第292条第1項第4号の5イ(1)）

(注3) 無償減資等について

平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く）による資本の欠損のてん補を行った場合並びに旧商法第289条第1項及び第2項に規定する資本準備金による資本の欠損のてん補を行った場合、その資本の欠損のてん補に充てた額を減算する。（地方税法第292条第1項第4号の5イ(2)）

平成18年5月1日以後にその他資本剰余金による損失のてん補を行った場合、その損失のてん補に充てた額（損失のてん補に充てた日以前1年間においてそ

の他資本剰余金として計上した額に限る)を減算する。(地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イ(3))

(注 4) 税率区分の判定基準について

上記(注 1)の「資本金等の額」と「資本金+資本準備金の額」(又は出資金の額)を比較し、金額の大きい方が税率区分の基準となる。

(出所:豊橋市HP)

(イ) 法人税割

課税標準となる法人税額×税率 (注)

(注) 平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度 9.7%

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度 6.0%

平成 28 年度税制改正により、消費税率の引上げに伴い、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率が引き下げられている

(注) 2 以上の市町村に事務所等を有している法人の法人税割額は、関係市町村ごとの従業者数を基準にして按分計算する。

(出所:豊橋市HP、市税条例第 25 条の 4、財務省HPを基に監査人作成)

エ 納税の方法

法人市民税の課税方式は申告納付方式であり、納税義務者自身が納付すべき税額を計算した申告書を提出し、その税額を納付する。

したがって、法人市民税の申告と納付は、法人税と同じく確定申告については事業年度終了の日から 2 か月以内に、中間申告については事業年度開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内に行うことになっており、図表 4-3-3 のとおりである。

【図表 4 - 3 - 3】法人市民税の納税方法

区分	申告期限および納付税額
<p style="text-align: center;">中間申告 (予定申告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申告期限 <ul style="list-style-type: none"> ・・・事業年度開始の日以後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内 ■ 納付税額 <ul style="list-style-type: none"> ・・・次の (1) または (2) の額です。 <p>(1) 予定申告 「均等割額 (年額) の 1 / 2」と「前事業年度の法人税割額×6 / 前事業年度の月数」の合計額</p> <p>※ 1 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度分の均等割算定については、<u>改正前の規定により算定した前期末現在の資本金等の額を用いることとする経過措置</u>が設けられています。</p> <p>※2 令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度分の法人税割の算定について、<u>次の経過措置</u>が設けられています。 前事業年度の法人税割額× 3.7 / 前事業年度の月数</p> <p>(2) 中間申告 均等割額 (年額) の 1 / 2 とその事業年度開始の日以後 6 ヶ月の期間を 1 事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額の合計額</p> <p>※平成23年4月1日以後に開始する事業年度について、仮決算をした場合の中間申告による法人税額が、前事業年度の確定法人税額の 1 / 2 を超える場合は、仮決算による中間申告はできません。</p>
<p style="text-align: center;">確定申告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申告期限 <ul style="list-style-type: none"> ・・・事業年度終了の日の翌日から原則として 2 ヶ月以内 ※平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合の申告期限は、残余財産が確定した日から 1 月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とのいずれか早い日です。 ■ 納付税額 <ul style="list-style-type: none"> ・・・均等割額と法人税割額の合計額 <p>ただし、中間 (予定) 申告を行った税額がある場合には、その税額を差し引きます。</p>

(出所：豊橋市HP)

オ 法人市民税の課税状況及び法人納税義務者数の推移

法人市民税調定額は、図表４－３－４のとおりである。均等割額は平成 26 年度から平成 30 年度まで緩やかに増加傾向であるが、法人税割額は平成 26 年度から平成 28 年度にかけて一旦減少し平成 29 年度以降増加傾向にある。これは市に所在する、電機及び自動車関連企業の業績が大きく影響するためである。

【図表 4-3-4】法人市民税の課税状況の推移 (単位：千円、%)

年度	区分	調定件数	法人件数			調定額				前年比
			均等割のみ	均等割法人税割	計	均等割額	法人税割額	計	現年度過年度の計	
26	現年度	13,044	6,593	3,448	10,041	998,237	4,025,725	5,023,962	5,122,392	114.1
	過年度	644				13,840	84,590	98,430		
27	現年度	13,610	6,594	3,565	10,159	993,222	3,776,608	4,769,830	4,859,611	94.9
	過年度	708				10,723	79,058	89,781		
28	現年度	12,089	6,382	3,801	10,183	1,008,872	3,030,819	4,039,691	4,124,043	84.9
	過年度	708				12,816	71,536	84,352		
29	現年度	12,613	6,442	3,829	10,271	1,023,391	3,206,061	4,229,452	4,337,326	105.2
	過年度	652				13,160	94,714	107,874		
30	現年度	13,850	6,280	4,042	10,322	1,033,408	3,888,981	4,922,389	5,037,019	116.1
	過年度	819				14,953	99,677	114,630		
元	現年度	14,050	6,341	4,035	10,376	1,028,018	3,371,912	4,399,930	4,503,752	89.4

(出所：税務概要)

法人納税義務者数の推移は、図表 4-3-5 のとおりである。法人納税義務者数の推移に大きな変動はない。

【図表 4-3-5】法人納税義務者数の推移 (単位：法人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
法人件数	10,159	10,183	10,271	10,322	10,376

(出所：税務概要)

また、均等割額段階別法人数の推移は、図表 4-3-6 のとおりである。均等割額段階別法人数の推移に大きな変動はない。

【図表 4-3-6】均等割額段階別法人数の推移

(単位：法人)

区分 年度	1号 法人	2号 法人	3号 法人	4号 法人	5号 法人	6号 法人	7号 法人	8号 法人	9号 法人	合計
27年度	7,592	106	1,420	168	337	66	387	26	57	10,159
28年度	7,567	92	1,432	181	364	68	393	26	60	10,183
29年度	7,638	96	1,431	181	373	74	390	24	64	10,271
30年度	7,676	95	1,423	192	376	75	397	25	63	10,322
元年度	7,732	89	1,434	194	369	74	396	26	62	10,376

(出所：税務概要)

カ 法人市民税の減免

法人市民税の減免は、個人市民税と同様に、市税条例第 33 条及び施行規則第 10 条、施行規則別表第 2 (第 10 条関係) にて定められている。

法人市民税の減免対象者及び減免額は、個人市民税と合わせて施行規則別表第 2 (第 10 条関係) に規定されており、図表 4-3-7 のとおりである。

【図表 4-3-7】法人市民税の主な減免要件

施行規則 別表 2	減免対象者	減免額
3	公益社団法人又は公益財団法人で政令第 47 条に規定する収益事業を営まないもの	均等割額の全部
9	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体又は特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する法人で政令第 47 条に規定する収益事業を営まないもの	均等割額の全部
12	その他市長が特に必要と認める者	市長が必要と認める額

(出所：施行規則別表第 2 (第 10 条関係))

キ 法人市民税の減免額及び減免件数の推移

法人市民税の減免額及び減免件数の推移は、図表４－３－８のとおりである。
減免額及び減免件数の推移に大きな変動はない。

【図表４－３－８】法人市民税の減免額及び減免件数の推移

(単位：上段：千円、下段：減免件数)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公益法人等	700,000 14	650,000 13	700,000 14	750,000 15	750,000 15
地縁団体	5,558,200 112	5,633,200 114	5,695,800 115	5,916,600 120	5,995,800 121
NPO 法人	2,645,600 57	2,803,900 59	2,708,300 55	2,412,300 51	2,299,900 47
清算中	3,461,700 117	3,447,700 115	3,742,300 127	4,211,400 140	3,681,400 127
休業中	7,844,300 155	8,209,500 159	9,264,600 179	10,173,700 198	12,504,000 253
計	20,209,800 455	20,744,300 460	22,111,000 490	23,464,000 524	25,231,100 563

(出所：市民税課作成資料を基に監査人作成)

(2) 監査結果

ア 法人市民税の未申告法人に対する対応方針を策定し、現地調査を実施する等、一定の牽制を行うことが望まれる【意見 11】

市は、毎年、法人市民税の申告をしていない法人に対して、申告納付を促す通知（催告書）を送付している。また、過年度より申告・納付がされていない法人に対して、実態を把握するための調査票を送付している。

図表 4-3-9 のとおり、令和元年度に発送された催告書 152 件のうち、申告されたのは 3 件であった。また、発送された調査票 88 件に対し、申告されたのは 1 件のみであった。市民税課では、催告書又は調査票の回答が無かった 236 件については、追加の対応は行っていない。

未申告法人の未申告期間別の法人数は、図表 4-3-10 のとおりであり、未申告期間が 4 年のものが最も多い状況である。

課税の公平性の観点から、例えば未申告期間別にグループ分けして電話による確認及び現地調査を行う等、未申告法人に対する対応方針を策定し、一定の牽制を行うことが望まれる。

【影響額の試算】

なお、監査人が試算したところ、令和元年度の法人市民税申告法人（注）1 法人当たりの税額は、235,782 円（納付すべき金額 2,120,865 千円 ÷ 申告法人数 8,995 法人）であり、未申告法人 236 社を乗じた 55,644,552 円が徴収可能性のある税額である。

（注）資本金 1 億円以下の中小企業等

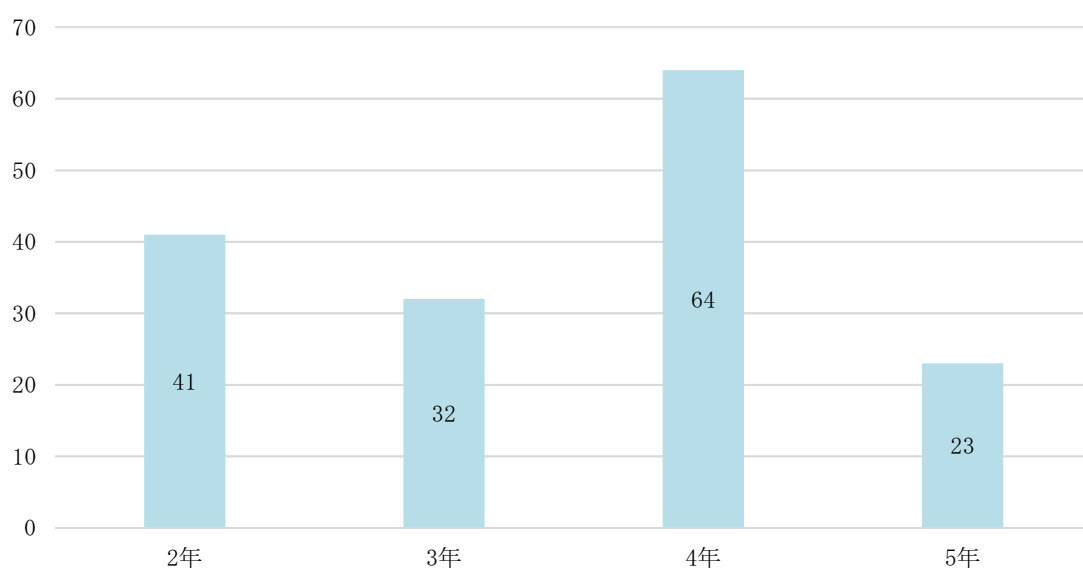
【図表 4-3-9】未申告法人への催告書及び調査票発送件数及び申告件数

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
催告書	発送件数	222	175	152
	申告件数	-	-	3
調査票	発送件数	-	74	88
	申告件数	-	-	1

（出所：市民税課より入手）

【図表 4-3-10】 未申告法人の未申告期間別の法人数

(単位：法人数)



(出所：市民税課より入手)

イ 法人市民税申告書の「豊橋市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」が 50 人に近い法人については、妥当性を確認することが望まれる【意見 12】

法人市民税には均等割と法人税割があり、そのうち均等割額については、法人の資本金等の額と従業者数によって区分され、そのうち均等割については、図表 4-3-2 のとおり、従業者数が 50 人以下か 50 人超かにより税率区分が異なる。例えば、資本金等の額が 50 億円超の場合、従業者数が 50 人以下の場合の税率は 410,000 円であるが、従業者数が 50 人超の場合は、3,000,000 円と 2,590,000 円の差となる。そのため、従業者数が 50 人以下か 50 人超かというのは、法人市民税額の計算にとって重要な基準である。

そのため、提出された法人市民税申告書を職員が税総合システムへ手入力する際、「豊橋市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」について、前年度から税率の適用区分が変わる場合には、職員が法人に電話で人数の誤りが無いか確認している。しかし、申告当初から、税率の適用区分に変更の無い法人については、電話による確認等は行っていない。

サンプルにて、令和元年度に提出された法人市民税申告書の「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」と、個人市民税の給与支払報告書に基づく受給者総人数から退職者人数を除いた人数を比較したところ、図表 4-3-11 のとおりであった。

【図表 4-3-11】 法人市民税均等割の税率適用区分に用いる従業者数と給与支払報告書の受給者総人数から退職者人数を除いた人数との比較

No.	資本金等の額	従業者数	受給者総人数 － 退職者人数	差異
1	1 億円超 10 億円以下	46	17	29
2		46	23	23
3		47	40	7
4		45	40	5
5		48	57	▲9
6	50 億円超	47	23	24
7		48	26	22
8		45	51	▲6
9		48	56	▲8
10		48	110	▲62

(出所：市民税課より入手)

法人市民税均等割の税率適用区分に用いる従業者数と給与支払報告書の受給者総人数から退職者人数を除いた人数との差異がプラスの場合は、市外在住の従業者が想定され、従業者数が実際より少なく申告されていることは考えにくい。

一方、差異がマイナスの場合は、受給者総人数は、アルバイト1人が1人としてカウントされる一方、従業者数は、アルバイト時間数を一定の時間数で除して計算されるため、短時間のアルバイトが多数在籍することが想定されるものの、従業者数の計算を誤るほか、意図的に人数を過小に申告している可能性がある。

図表 4-3-11 によると、No. 5, 8, 9, 10 でマイナスの差異となっていた。これらの法人が、従業者数の計算を誤ったり、意図的に人数を過小に申告したりすることによって、法人市民税均等割の税額を過小に申告している可能性は否めない。

そのため、過年度から税率の適用区分に変更のない場合でも、従業者数を 50 人近い人数で申告している法人について、電話による確認をする等、一定の牽制を行うことが望まれる。

【影響額の試算】

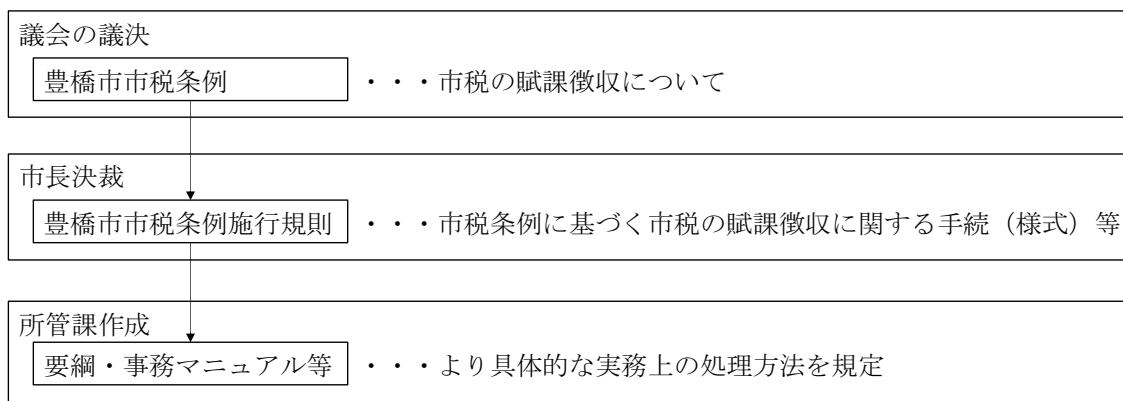
監査人が試算したところ、図表 No. 5, 8, 9, 10 の法人が従業者数の申告を誤り、実際には従業者数が 50 人超であったと仮定した場合、令和元年度の法人市民税均等割の金額 8,010,000 円 $((400,000 \text{ 円} - 160,000 \text{ 円}) \times 1 \text{ 件} + (3,000,000 \text{ 円} - 410,000 \text{ 円}) \times 3 \text{ 件})$ が徴収可能性のある税額である。

ウ 法人市民税の賦課に関する要綱及び事務マニュアル等を策定することが望まれる【意見 13】

市は、法人市民税の賦課徴収について、「市税条例」及び「施行規則」を制定しているが、より具体的な実務上の処理方法を規定した、要綱・事務マニュアル等は策定していない。

そのため、法人市民税申告書の申告内容のうち、均等割の従業者数の確認について、現在は、前年度の申告では従業者数 50 人超であったが、当年度の申告では 50 人以下となっている等、均等割の税率区分が変更となる事業者に対し、電話で確認を行っているが、均等割の税率区分が変更となる事業者に電話で確認する旨は明文化されていない。

担当者によって対応が異なると、税の公平性を害することから、法人市民税の賦課に関する要綱及び事務マニュアル等を策定することが望まれる。



エ 法人市民税に関する法人の設立等の異動情報の税務署からの入手方法の効率化が望まれる【意見 14】

市内に新しく法人等を設立、又は支店・営業所を設置したときは、登記事項証明書（写）と定款（写）を添えて、「法人の設立（設置）申告書」を提出する必要がある。

「法人の設立（設置）申告書」を提出しない法人については、職員が月に 1 回、税務署へ赴き、法人の異動情報が記載された紙ベースのファイルを借りて、「登記事項調査表（A4 用紙 1 枚）」に手書きで書き写し、この調査表を市役所に持ち帰り、税総合システムへ入力することで捕捉している。

職員が、税務署にて、法人の異動情報を手書きで紙に書き写したものを、市役所に持ち帰って税総合システムへ入力するという作業は、非効率であるため、税

務署と相談の上、コピー、カメラでの撮影又はパソコンの持ち込み等、より効率的な方法を検討することが望まれる。

なお、令和2年11月から、eLTAXの法人にかかる名簿情報及び決裁決議情報のeTAXとのデータ連携が開始することから、本機能を積極的に活用することを検討すべきである。

登記事項調査表様式

登記事項調査表

決算期	/	法人番号		整理番号	
異動区分		(法人名)	(電話: - -)		
<input type="checkbox"/> 設立 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 増資 <input type="checkbox"/> 業種 <input type="checkbox"/> 納税地変 <input type="checkbox"/> 支店	<input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割 <input type="checkbox"/> 減資 <input type="checkbox"/> 代変 <input type="checkbox"/> 決算期変 <input type="checkbox"/> その他	旧	豊橋市		
		新	豊橋市		
(備考)		代表者		円	
		氏名	資本金額	旧	円
清算終了の月日		(事業目的等)			
設立登記年月日					
登記年月日					
異動年月日					

(出所：市民税課より入手)

4 固定資産税

(1) 概要

ア 固定資産税とは

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」という。）に対してかかる税金で、その固定資産のもつ価値に応じて負担する税金である。

また、固定資産税の課税客体は、図表4-4-1のとおり3つに分類される。

【図表4-4-1】固定資産税の課税客体

区分	課税客体
土地	田、畑、宅地、山林、池沼、牧場、原野、雑種地など
家屋	住家、店舗、工場、倉庫、事務所などの建物
償却資産	土地及び家屋以外の事業の用に供することができる設備、機械器具など

(出所：地方税法第341条)

イ 納税義務者

固定資産税は、その年の1月1日（賦課期日）現在において、市内に固定資産を所有している人に課される。その所有者とは、図表4-4-2のとおりである。

【図表4-4-2】固定資産の所有者

区分	固定資産の所有者
土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

(出所：市税条例第38条第2項、3項)

ウ 税額の計算

課税標準額（注）×税率（1.4/100）

（注）課税標準額について

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となる。

ただし、住宅用地のような課税標準の特例措置がある場合や負担調整措置が適用される場合は、その課税標準額は価格よりも低くなる。

エ 賦課期日

固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする（地方税法第359条、市税条例第44条）。

オ 納税の方法及び納付期限

納税通知書により納付がなされる。

納付期限については、市では図表4-4-3のとおり定めている。市が固定資産税を徴収しようとするときは、次の事項を記載した課税明細書を納税義務者に交付することが必要である。

- ・土地 課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、軽減税額、税額
- ・家屋 課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、課税標準額、軽減税額、税額

なお、償却資産については、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（取得年月、取得価額、耐用年数等）について、その所有者が資産の所在する市町村に1月31日までに申告する必要がある。

【図表4-4-3】納付期限

種類	納付期限
普通徴収	第1期 5月15日から同月31日まで。 第2期 7月15日から同月31日まで。 第3期 12月15日から同月28日まで。 第4期 翌年2月15日から同月末日まで。

（出所：市税条例第47条）

また、固定資産税の徴収については、市税条例第48条より、普通徴収の方法によるものと定められている。

カ 固定資産税の調定額及び課税状況の推移

固定資産税の調定額の推移及び納税義務者数は、図表4-4-4及び図表4-4-5のとおりである。固定資産税の調定額及び納税義務者数ともに増加傾向にあり、令和2年度は、平成28年度と比較して約17億円増加している。これは、土地は地価下落により微減、家屋は新增築の増加により増加、償却資産は企業の設備投資が積極的に行われたことにより大幅増加したためである。なお、令和元年度における土地、家屋及び償却資産の課税状況は、それぞれ図表4-4-6、図表4-4-7及び図表4-4-8のとおりである。

【図表4-4-4】固定資産税調定額の推移 (単位：千円)

区分	税率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 当初(注1)
土地	1.4 /100	11,650,507	11,644,727	11,574,679	11,572,007	11,650,394
家屋	1.4 /100	10,584,219	10,893,068	10,620,312	10,959,650	11,348,829
償却資産	1.4 /100	4,737,172	4,745,292	4,900,565	5,283,491	5,636,555
計		26,971,897	27,283,087	27,095,557	27,815,148	28,635,778
交付金 (注2)		137,576	164,546	164,367	162,470	182,413
合計		27,109,473	27,447,634	27,259,923	27,977,618	28,818,191

(注1) 令和2年度当初予算

(注2) 国、地方公共団体または公社が所有する固定資産のうち、収益的な事業に用いられるものについて、固定資産税のかわりに交付または納付されるもの

(出所：税務概要)

【図表4-4-5】固定資産納税義務者数の推移 (単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
土地	100,332	101,078	101,918	102,723	103,397
家屋	105,245	106,084	107,048	107,821	108,626
償却資産	3,891	3,997	4,137	4,431	4,519
交付機関数	12	12	11	11	11

(出所：税務概要)

【図表 4-4-6】令和元年度の土地の課税状況

区分	地積	決定価格	筆数
免税点以上	168,973,591 m ²	2,234,963,331 千円	406,464 筆
免税点未満	6,857,928 m ²	1,821,090 千円	14,460 筆
非課税分	62,609,264 m ²	-	127,484 筆
計	238,440,783 m ²	2,236,784,421 千円	548,408 筆

(出所：税務概要)

【図表 4-4-7】令和元年度の家屋の課税状況

区分	床面積	決定価格	棟数	納税義務者数
免税点以上	26,371,022 m ²	823,795,370 千円	156,560 棟	107,821 人
免税点未満	207,621 m ²	375,633 千円	5,083 棟	3,951 人
非課税分	1,526,919 m ²	-	4,619 棟	-
計	28,105,562 m ²	824,171,003 千円	166,262 棟	111,772 人

(出所：税務概要)

【図表 4-4-8】令和元年度の償却資産の課税状況

(単位：千円)

区分	決定価格	課税標準額
市長が価格などを決定したもの(注1)	301,812,354	295,909,778
総務大臣が価格等を決定し配分したもの(注2)	78,685,510	74,965,937
道府県知事が価格等を決定し配分したもの(注3)	4,962,596	4,375,088
計	385,460,460	375,250,803

(注1) 固定資産税は市町村税であるので、本来その価格の決定から賦課徴収にいたるまで、当該固定資産が所在する市町村においてこれを行うことが原則であるが、①船舶や航空機などで、その使用の実態が一市町村内に定置することとどまらず、複数の市町村にわたるもの、②鉄軌道、発送電施設など2以上の市町村にわたって所在する固定資産でその全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるものについては、都道府県知事又は総務大臣がその価格等を決定してこれを関係市町村に配分し、市町村はその配分を受けた価格等によって固定資産税を賦課徴収することとしている。これを、総務大臣(知事)配分制度という。

(注2) 関係市町村が2以上の都道府県に係る資産を総務大臣配分資産という。

(注3) 関係市町村が1の都道府県のみに係る資産を知事配分資産という。

(出所：税務概要、総務省HPを基に監査人作成)

キ 固定資産税の非課税規定

市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない（地方税法第 348 条第 1 項）。これを人的非課税という。

また、固定資産税は、主に図表 4-4-9 に掲げる法定の固定資産に対しては課することができない。これを用途非課税という。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを主に図表 4-4-9 に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者には課することができる。

【図表 4-4-9】 非課税となる主な固定資産

非課税となる主な固定資産	
(ア)	国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産
(イ)	独立行政法人水資源機構、土地改良区、土地改良区連合及び土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
(ウ)	宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第 3 条に規定する境内建物及び境内地
(エ)	<p>学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の法人（学校法人等という）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校 教育法第 1 条の学校又は同法第 124 条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第 2 条第 1 項の博物館において直接その用に供する固定資産</p> <p>医療法第 31 条の公的医療機関の開設者、医療法人、公益社団法人 及び公益財団法人、一般社団法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産</p>
(オ)	社会福祉法人その他政令第 49 条の 12 第 1 項で定める者が 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令第 49 条の 12 第 2 項で定めるもの。

非課税となる主な固定資産	
(カ)	学校法人、社会福祉法人その他政令第 49 条の 12 の 2 で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園の用に供する固定資産
(キ)	社会福祉法人その他政令第 49 条の 13 第 1 項で定める者が老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令第 49 条の 13 第 2 項で定めるもの
(ク)	社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産
(ケ)	法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 号の 6 までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令第 49 条の 15 第 1 項で定める者が社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令第 49 条の 15 第 2 項で定めるもの
(コ)	更生保護法人が更生保護事業法第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する固定資産で政令第 49 条の 16 で定めるもの
(サ)	介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定により、市町村から同法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産
(シ)	児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が 6 人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産
(ス)	医療法第 42 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人が直接同項第 4 号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第 5 号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの
(セ)	法第 348 条第 4 項に定める組合、連合会等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫
(ソ)	非課税独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）、国立大学法人等が所有する固定資産（当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものを除く。）及び日本年金機構が所有する固定資産（日本年金機構以外の者が使用しているものを除く。))

(出所：地方税法第 348 条第 2 項より監査人加工)

ク 固定資産税の減免規定

課税を減免される固定資産は、市税条例第 51 条、施行規則第 11 条、施行規則別表第 3 にて規定されている。

<p>豊橋市市税条例 (固定資産税の減免)</p> <p>第 51 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する固定資産 (2)公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。) (3)市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産 (4)前各号のほか特別の事由がある固定資産</p>
<p>豊橋市市税条例施行規則 (固定資産税又は都市計画税の減免)</p> <p>第 11 条 条例第 51 条第 1 項に規定する固定資産税の減免及び条例第 157 条の規定により固定資産税の賦課徴収の例によるとされている都市計画税の減免は、別表第 3 に定めるところによる。</p>

豊橋市市税条例施行規則別表第 3

区分	減免対象固定資産	減免額
1	生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する固定資産	全額
2	賦課期日現在、公益のため直接専用する固定資産で、次の各号のいずれかに該当するもの(第 1 号から第 5 号までについては、有料で使用するものを除く。)	全額
	(1) 児童の遊戯に必要な施設を有し、児童の心身の育成に寄与するために公開されている遊園地	
	(2) 高齢者の生きがい又は健康の増進に寄与するために設置され、必要な整備がされているゲートボール広場の用に供する土地	
	(3) 一定の地域において、専ら当該地域の公共の用に供する集会所、公民館その他これらに類する建物及びこれらの敷地	
	(4) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 21 条の規定により指定された消防水利の用に供する土地又は専ら消防の用に供す	

区分	減免対象固定資産	減免額
	る固定資産	
	(5) 地域住民のスポーツ振興を図るための用に供する土地	
	(6) 一般社団法人豊橋市医師会又は一般社団法人豊橋市歯科医師会が設置している開放型病院及び臨床検査施設の用に供する固定資産	
	市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産	
	(1) 震災、風水害等により被害を受けた土地で、次の各号の一に該当するもの	
	ア 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上のもの	全額
	イ 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満のもの	10分の8に相当する額
	ウ 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満のもの	10分の6に相当する額
	エ 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満のもの	10分の4に相当する額
3	(2) 震災、風水害、火災等により被害を受けた家屋又は償却資産(以下「家屋等」という。)で、次の各号の一に該当するもの	
	ア 全焼、全壊、流失、埋没等により家屋等の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの	全額
	イ 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とするもので当該家屋等の価格の10分の6以上の価値を減じたもの	10分の8に相当する額
	ウ 屋根、外壁、内壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じたもので、当該家屋等の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの	10分の6に相当する額
	エ 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とするもので、当該家屋等の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	10分の4に相当する額
4	賦課期日現在、公衆浴場の用に供する固定資産(賃貸により使用するものを除く。)ただし、土地については法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地以外の土地	3分の2に相当する額
5	賦課期日現在、高齢者等に対して福祉入浴サービスを提供する一定の基準を満たす公衆浴場(福祉浴場)の用に供する固定資産(賃貸により使用するものを除く。)。ただし、土地について	6分の5に相当する

区分	減免対象固定資産	減免額
	は、法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地以外の土地	
6	賦課期日前に国、地方公共団体又は土地開発公社に買収又は収用の契約が完了しているが所有権移転登記が完了していない固定資産(売買価格に公租公課が含まれているものを除く。)	全額
7	賦課期日現在、本市又は愛知県において文化財又は史跡等として指定された家屋及びその存する土地(有料で使用するものを除く。)	全額
8	相続税法(昭和 25 年法律第 73 号)第 41 条第 1 項の規定により物納された土地又は家屋	全額
9	賦課期日現在、愛知県信用保証協会が信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)第 20 条第 1 項に規定する業務の用に供する固定資産	全額
10	賦課期日現在、市長が定めた基準による補助金の交付を受けた児童クラブにおいて、直接児童クラブの用に供する固定資産(有料で使用するものを除く。)	全額
11	賦課期日現在、地域住民により祭祀が執り行われている庚申堂、地藏堂、常夜灯等の用に供する土地及び家屋	全額
12	公益財団法人自転車駐車場整備センターが本市の補助を受けて設置した自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産で新たに固定資産税を課されることとなった年度から 3 年度を経過しないもの	2 分の 1 に相当する額
13	賦課期日現在、土地区画整理組合が使用する事務所の用に供する固定資産(有料で使用するものを除く。)	全額
14	賦課期日現在、公益社団法人又は公益財団法人が知事の認可を得て設置する専修学校又は各種学校において、直接教育の用に供する固定資産	全額
15	賦課期日後、次の各号のいずれかに該当する土地(5 年を超えない範囲で、施設の建設に要する期間に限る。)	全額
	(1) 法第 348 条第 2 項第 1 号に規定する固定資産のうち、市が所管する施設の用に供する土地(賦課期日現在において市と使用貸借契約が締結されたものに限る。)	
	(2) 法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する固定資産のうち、学校、寄宿舎又は幼稚園に係るものであって、同号に規定するそれぞれの施設の用に供する土地	
	(3) 法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 の 10 号までに規定	

区分	減免対象固定資産	減免額
	する固定資産であって、当該各号に規定する施設の用に供する土地	
16	中国残留邦人等支援法の規定による支援給付を受けている者が所有する固定資産	全額
17	その他市長が特に必要と認める固定資産	市長が必要と認める額

(出所：施行規則別表第3)

ケ 固定資産税及び都市計画税の減免額及び減免件数の推移

固定資産税及び都市計画税の減免額及び減免件数の推移は、図表4-4-10のとおりである。減免額及び減免件数の推移に大きな変動はない。

【図表4-4-10】固定資産税及び都市計画税の減免額及び減免件数の推移

(単位：上段：件、下段：円)

区分		理由別							
	減免額計	火災	その他 災害	生活扶助	公民館等	子供広場、 児童遊園	公衆浴場	その他	
固定・ 都計税	29	(1,230)	(12)	(13)	(127)	(830)	(54)	(4)	(190)
		113,060,323	718,300	119,400	990,988	63,450,382	6,946,624	2,393,335	38,441,294
	30	(1,327)	(17)	(14)	(142)	(853)	(52)	(34)	(215)
		116,307,553	373,900	69,200	812,323	64,547,222	6,531,403	2,283,608	41,689,897
	元	(1,356)	(9)	(0)	(200)	(861)	(48)	(31)	(207)
		114,979,944	166,100	0	1,107,336	64,886,637	6,789,010	2,134,210	39,896,651

(出所：税務概要)

(2) 監査結果

ア 委託契約書類の個人情報取扱特記事項に基づき、受託者はあらかじめ業務を行う場所を特定し届け出る必要がある【指摘6】

委託契約書類をサンプルで閲覧したところ、受託業者より提出された「個人情報保護管理者届委託業務場所届」では業務期間が平成30年4月25日からとなっているものの、その届け出が平成30年4月27日と業務開始日を過ぎているものが発見された。

委託契約書の中の個人情報取扱特記事項「第4条（業務場所の特定等）受託者は、あらかじめ業務を行う場所を特定し、発注者に書面により届け出るものとする」とあることから、この条項の定めのとおり実施されていない。

特記事項の記載に即して、受託者は業務開始より前にあらかじめ届け出ることが必要である。

【資料】 監査により発見した「個人情報保護管理者届」の不備

個人情報保護管理者届
委託業務場所届

平成 年 月 日

豊橋市長 佐原 光一 様

受託者 所在地
名称及び
代表者氏名

下記のとおり、個人情報保護管理者及び委託業務場所を定めたのでお届けします。

記

1 業 務 名 路線別資格調査等業務委託

2 業 務 期 間 平成30年 4月25日 から平成33年 3月23日まで

3 委 託 金 額

4 個人情報保護管理者 住 所
会社名
氏 名

5 委 託 業 務 場 所 施設名
住 所



個人情報取扱特記事項

(業務場所の特定等)

第4条受託者は、あらかじめ業務を行う場所を特定し、発注者に書面により届け出るものとする。

イ 固定資産税の「非課税適用申請書」はルールに従い記入する必要がある【指摘7】

固定資産税の非課税適用申請書の法人設立根拠法令及び法人設立年月日については記載する必要があるが、サンプルで確認したところ「法人設立根拠法令及び法人設立年月日は後日記入予定」と付箋で備忘記録が記載されているにもかかわらず、空欄のままとなっているものが発見された。

法人登記事項証明書の写しが添付されており、記入が可能な状況にもかかわらず記入を失念していたことから、ルールに従い、記入漏れの無いよう確認する必要がある。

【資料】監査により発見された「固定資産税の非課税適用申請書」の不備

固定資産税の非課税適用申請書

豊橋市長 様

申請者 住所 [REDACTED]
氏名(名称) [REDACTED]
代表者 [REDACTED]
個人番号又は法人番号 [REDACTED]

H31年1月22日提出

次の土地又は家屋について、地方税法第348条第2項第3号の規定による非課税の適用を受けるため、別紙関係書類を添付して申請します。

所在地	登記地目	登記地積 (㎡)	非課税に係る地積 (㎡)	用途

所在地	家屋番号	区分	構造	床面積 (㎡)	非課税に係る床面積(㎡)	用途
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

法人設立根拠法令及び法人設立年月日は後日記入予定。

法人設立根拠法令及び法人設立年月日	根拠法令	年 月 日
非課税該当目的及び使用開始年月日	該当目的 [REDACTED]	H30 年 月 日

貸借関係(借地・借家の場合のみ記載)	種類	使用者住所	使用者氏名	貸借契約年月日
	土地			年 月 日
家屋			年 月 日	

備考 この申請書には次の書類を添付すること。

- 土地については公図の写し、家屋については配置図及び平面図の写し。
(図面上で非課税適用申請部分とその他の部分を着色等により区分すること)
- 法人登記事項証明書の写し
- 使用貸借契約書等の写し(無償で貸借している場合のみ)
- 非課税該当目的に供されていることの証明等その他市長が必要と認めるもの



ウ 「償却資産調査票」のコメントの記入について、他の担当者にも記載内容や判断根拠が把握できるように一定のルールを整備することが望まれる【意見 15】

償却資産に対する課税については、市民税課からの新規法人や閉鎖法人の情報、保健所の許可情報、建築確認申請の情報を基に資産税課担当者が現地調査を行い、新規に課税対象となる資産の有無を確認している。調査対象となる法人について、事前に償却資産調査票の基礎情報として、義務者名、住所、種別（新規法人、閉鎖法人、保健所情報、建築確認のいずれに該当するか）等を記載している。現地調査を行った際に、償却資産がある場合には、申告書(白紙)を事業主に送付して償却資産税の対象資産を記入し申告してもらう。情報を入手してから実際の償却資産の取得が賦課期日である1月1日の基準日を過ぎる案件については、その旨を償却資産調査票に記載し、翌年度の申告書送付一覧に記載して、申告書の送付漏れの無いようにしている。

令和元年度に作成した償却資産調査票を閲覧したところ、記載方法が担当者に任されており、記載コメントが「不明」のみのものなど、担当者以外の者が記載コメントの内容や判断根拠がわかりにくいものがあった。また、償却資産調査票には翌年度申告書送付の旨が記載されているにもかかわらず、翌年度の申告書送付一覧に転記がされておらず、記載した担当者が既に退職しており、どのような状況であるかが確認できない案件が2件発見された。

現状は、償却資産調査結果のとりまとめ方法が属人化しており、グループ内で統一管理することが望まれる。現在、償却資産調査票の記入方法を含む償却資産に対する課税に関してマニュアルを作成中とのことであるが、課税はその申告書に基づいて行うため、申告書の送付を失念すると課税の賦課金額に影響する可能性があることから、申告書の送付が漏れないような仕組の構築が望まれる。

【資料】 監査により発見された「償却資産調査票」の不備の例

No.	31	種別	建築確認	義務者名	地図番号	320	
資産所在地	弥生町字-			宛名番号	-	完成予定日	2019.2.15
建築主住所				用途	共同住宅（6戸）		
備考	10/1調査 建築中 年末再調査		12/19 完成確認 R2申告書送付				

No.	102	種別	建築確認	義務者名		地図番号	169-
資産所在地	花田二番町			宛名番号		完成予定日	2019.3.28
建築主住所				用途	共同住宅(8戸)		
備考	<div style="text-align: center;"> 〇 完成 ✓ R2申請書送付 </div>						

No.	101	種別	建築確認	義務者名	〇	地図番号	A-5
資産所在地	[REDACTED]			宛名番号	[REDACTED]	完成予定日	2019. [REDACTED]
建築主住所	[REDACTED]			用途	老人デイサービス		
備考	<div style="text-align: center;"> 〇 建物24(原)山崎 R2送付 備品等心 [REDACTED] 〇 ↑送付済 </div>						

No.	282	種別	保健所	義務者名	〇	地図番号	A-5
資産所在地	花田町 [REDACTED]			宛名番号	[REDACTED]	完成予定日	[REDACTED]
建築主住所	[REDACTED]			用途	飲食店営業		
備考	<div style="text-align: center;"> 〇 不明 </div>						

No.	303	種別	新規法人	義務者名	〇	地図番号	[REDACTED]
資産所在地	[REDACTED]			宛名番号	[REDACTED]	完成予定日	[REDACTED]
建築主住所	花田町 [REDACTED]			用途	[REDACTED]		
備考	<div style="text-align: center;"> 〇 </div>						

No.	213	種別	保健所	義務者名	[REDACTED]	地図番号	B-5
資産所在地	花田町字 [REDACTED]			宛名番号	[REDACTED]	完成予定日	[REDACTED]
建築主住所	[REDACTED]			用途	飲食店営業		
備考	<div style="text-align: center;"> 〇 </div>						

No.	135	種別	新規法人	義務者名	[REDACTED]	地図番号	C-5
資産所在地	[REDACTED]			宛名番号	[REDACTED]	完成予定日	[REDACTED]
建築主住所	花田町字 [REDACTED]			用途	[REDACTED]		
備考	<div style="text-align: center;"> 〇 不明 </div>						

エ 「異動家屋調査票兼家屋台帳」記入にあたりタブレットを導入することが望まれる【意見 16】

資産税課では、家屋に対する課税に関して、実地調査の際の記録を「異動家屋調査票兼家屋台帳」に現地にて手書きで行うと同時に、チェック用の用紙に手書きで記録し、市役所に戻って記録に基づき資産評価システムに入力、この結果を出力して入力チェックを行っている。この場合、現地にて手書きで記録し、市役所に戻ってから資産評価システムに入力しているため手間がかかっている。

今後、業務の効率化を図る上で、タブレットを導入することが望まれる。例えば、「異動家屋調査票兼家屋台帳」もしくはチェック用の用紙をデータ化し、実地調査の際にはタブレットに直接入力を行うとともに、資産評価システムに直接データを取り込めるようなものとなれば効率化が図れると考えられ、費用対効果を勘案しつつ、導入を検討すべきである。

5 市たばこ税

(1) 概要

ア 市たばこ税とは

市たばこ税は、たばこの卸売販売業者等が、市内の小売販売業者に売り渡すたばこに対してかかる税金で、売渡本数に対して課税される地方税である。

イ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者に課される。

ただし、たばこの価格には市たばこ税が含まれているため、実際に負担するのは消費者であるたばこ購入者自身である。

ウ 税額の計算

$$\text{税額} = \text{売渡本数} \times \text{税率}$$

(ア) 課税標準

課税標準は売渡本数である。なお、製造たばこの本数は喫煙用の紙巻たばこの本数にもとづくものとし、図表4-5-1に掲げる製造たばこの本数の算定については、区分に応じてそれぞれ定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこ1本に換算するものとする。

【図表4-5-1】各たばこの重量の換算表

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	1グラム
イ パイプたばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

(出所：市税条例第82条第2項)

(イ) 税額

たばこ税の税額は、1,000本につき図表4-5-2のとおりである。

【図表4-5-2】旧3級品外の紙巻たばこ適用税（1,000本につき）

売渡 期間	平成30年10月1日～ 令和2年9月30日	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	令和3年10月1日～
税額	5,692円	6,122円	6,552円

（出所：市税条例第83条、豊橋市HP）

また、旧3級品の紙巻たばこ「エコー、わかば」などの適用税率は図表4-5-3のとおりとなる。

【図表4-5-3】旧3級品の紙巻たばこ適用税率（1,000本につき）

売渡 期間	平成30年4月1日～ 令和元年9月30日	令和元年10月1日～
税額	4,000円	5,692円

（注）旧3級品は令和元年10月1日以降図表4-5-2と同様。

エ 納税の方法

製造たばこ製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納税する。

オ 市たばこ税の調定額の推移

市たばこ税調定額の推移は図表4-5-4のとおりである。市たばこ税の調定額は、平成27年度から令和元年度にかけて、売渡本数の減少に伴い減少傾向にある。

【図表 4-5-4】市たばこ税調定額の推移

(単位：本、円)

区分 年度	税	率	売渡本数	調定額
27	<u>5,262</u> 1,000	<u>2,495</u> 1,000 (旧 3 級 品)	524,624,900	2,686,208,645
28	<u>5,262</u> 1,000	<u>2,925</u> 1,000 (旧 3 級 品)	503,898,722	2,591,465,325
29	<u>5,262</u> 1,000	<u>3,355</u> 1,000 (旧 3 級 品)	473,888,760	2,453,953,083
30	<u>5,692</u> 1,000	<u>4,000</u> 1,000 (旧 3 級 品)	441,008,445	2,378,813,159
元	<u>5,692</u> 1,000		423,498,770	2,397,884,193

(注) 平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度の調定額には手持品課税分を含む。

(出所：税務概要)

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

6 鉱産税

(1) 概要

ア 鉱産税とは

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対してかかる税金である。

イ 納税義務者

鉱物の掘採事業を行う鉱業者である。

ウ 税額の計算

$$\text{税額} = \text{鉱物の価格} \times \text{税率}$$

エ 課税標準

課税標準は鉱物の価格とする。

オ 税率

鉱産税の税率は 100 分の 1 とする。

ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において前月中に掘採された鉱物の価格の合計額が 200 万円以下である場合においては、当該期間内に係る鉱産税の税率は 100 分の 0.7 とする。

カ 納税の方法

鉱産税の納税義務者は毎月 20 日までに前月中において掘採した鉱物についてその課税標準額、税額、その他必要な事項を記載した納付申告書を市長に提出するとともに申告した税額を納付しなければならない。

キ 鉱産税の調定額の推移

鉱産税調定額の推移は図表 4-6-1 のとおりで、平成 27 年度から令和元年度にかけて、調定額はほぼ横ばいで推移している。

【図表 4-6-1】 鉱産税調定額の推移

(単位：人、t、円)

年度	区分	税率(注)	鉱産物	納税義務者	産出量	調定額
27		1/100	石灰石	2	139,951	155,500
28		1/100	石灰石	2	138,738	153,900
29		1/100	石灰石	2	135,357	150,100
30		1/100	石灰石	2	143,354	159,400
元		1/100	石灰石	2	136,137	151,000

(注) ただし、月 200 万円以下掘採は 0.7/100

(出所：税務概要)

(2) 監査結果

ア 鉱業者に対し、「鉱産税納付申告書」の現行様式による申告を促すことが望まれる【意見 17】

令和元年度に鉱産税の申告を行った鉱業者は2社である。その2社から令和元年度に提出された「鉱産税納付申告書」を確認したところ、どちらも旧様式の申告書を使用しており、旧様式には、現行の様式にはない、下記文言が記載されていた。

納税義務者が法人である場合には、地方税法第 523 条の規定により申告書の納税義務者氏名・印欄には、法人の代表者及び経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、かつ自己の印を押さなければなりません。

しかし、現行の地方税法では、第 523 条は削除されており、納税義務者が法人である場合でも、法人の代表者及び経理に関する事務の上席の責任者が自署し、かつ自己の押印をする必要はない。

また、鉱物の価格に対し、税率 1% を乗じた金額が税額となるが、1 か月に掘採した鉱物の価格が、200 万円以下の場合、税率は 0.7% となる。

令和元年度に鉱産税の申告を行った鉱業者 2 社のうち、1 社は、1 か月に掘採した鉱物の価格が 200 万円以下であるため、税率 1/100 と書かれた様式を二重線で消して 0.7% と記載していた。

旧様式の使用や様式を修正しての使用を続けていると、鉱業者側の担当者交代により、法人の代表者及び経理に関する事務の上席の責任者の自署が必要であると勘違いしたり、適用する税率を誤ったりする可能性があることから、鉱業者に対し、現行の様式での申告を促すことが望まれる。

鉦産税納付申告書様式

第78号様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		鉦 産 税 納 付 申 告 書																							
豊橋市長 様		年 月 日																							
		納税義務者 氏 名 ㊟																							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">個人番号又は法人番号</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;"></td> </tr> </table>			個人番号又は法人番号																				
個人番号又は法人番号																									
市税条例第94条の規定によって下記のとおり鉦産税の納付について申告します。																									
営業種類		称 号																							
事業所所在地及び名称			この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号																						
税 額	課 税 標 準 額	税 率	税 額																						
		$\frac{1}{100}$																							
月分鉦産物価格明細書																									
鉦 産 物	産 出 量	単 価	産 出 価 格	税 額																					
計																									
(参考事項)																									

備考 申告の事業所所在地及び名称欄にはこの申告書を提出する市内の作業場を管轄する事業について記入すること。

(出所：施行規則第 78 号様式)

イ 「税務概要」の更新に当たっては、記載内容についても漏れが無いことを確認し、適切に更新する必要がある【指摘8】

令和元年度の「税務概要」の5鉱産税（1）年度別調定額推移を閲覧したところ、税率及び鉱産物の記述が下記資料のように「＃」となっており内容が不明であった。

監査人が豊橋市ホームページで確認したところ、平成30年度、平成27年度が同じ状況であった。

「税務概要」の更新に当たっては、金額の更新に注力されがちであるが、記載内容についても漏れが無いことを確認し、適切に更新する必要がある。

監査により発見した税務概要記載の不備の例

5. 鉱 産 税

(1) 年度別調定額推移

(単位：人・t・円)

年度	区分	税 率	鉱産物	納税義務者	産出量	調定額
26		＃	＃	2	158,486	176,400
27		＃	＃	2	139,951	155,500
28		＃	＃	2	138,738	153,900
29		＃	＃	2	135,357	150,100
30		＃	＃	2	143,354	159,400

(出所：令和元年度の税務概要)

7 軽自動車税

(1) 概要

ア 軽自動車税とは

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車（これらを軽自動車等という。）を所有している者に対して課税される地方税である。対象となる軽自動車の車種区分は、地方税法第 442 条に図表 4-7-1 のとおり規定されている。

【図表 4-7-1】軽自動車の車種区分と定義

車種	定義
原動機付自転車	道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車のうち原動機により陸上を移動させることを目的として製作したもの。
軽自動車	道路運送車両法第 3 条に規定する軽自動車。
小型特殊自動車	道路運送車両法第 3 条に規定する小型特殊自動車。
二輪の小型自動車	道路運送車両法第 3 条に規定する小型自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）

(出所：地方税法第 442 条)

イ 納税義務者

毎年 4 月 1 日（賦課期日）現在において市内に主たる定置場（主として駐車する場所）のある軽自動車を所有又は使用する者に課される。

ウ 税額の計算

令和元年度の軽自動車税の税額は、図表4-7-2のとおりである。

【図表4-7-2】令和元年度の軽自動車税の税額

- 三輪及び四輪以上の軽自動車
- 地方税法等の改正により平成27年度から、軽自動車税の税率が変更された。
三輪及び四輪以上の軽自動車について、平成27年4月1日以降に「最初の新規検査を受けた車両」から適用されている。また、平成28年度から「最初の新規検査から13年を経過した車両」については、経年重課が適用されている。

車種区分			税率		
			(1)最初の新規検査が平成27年3月31日までの車両	(2)最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両	(3)最初の新規検査から13年を経過した車両(経年重課)
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

(注1)「最初の新規検査」については、車検証の「初年度検査年月」欄に記載されている。

(注2)経年重課について、電気自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンハイブリット軽自動車は対象外である。

● 原付・二輪・小型特殊自動車の軽自動車税

■ 原付・二輪・小型特殊自動車等の税率は、平成 28 年度から下記の課税となった。

車種区分		税率
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車 125cc 超 250cc 以下 被けん引車 雪上車		3,600 円
二輪の小型自動車 250cc 超		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他 (フォークリフト等)	5,900 円

● 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について

平成 29 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに最初の新規検査（今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を、新たに使用するときを受ける検査）を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、取得した日の属する年度の翌年度分税率が軽減される。

令和 3 年 4 月 1 日以降は、軽課の対象は乗用自家用の電気自動車・天然ガス自動車に限定される。

令和 2 年度対象：平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに最初の新規検査

令和 3 年度対象：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに最初の新規検査

車種区分			グリーン化特例		
			(1) 新税率の 75%軽減	(2) 新税率の 50%軽減	(2) 新税率の 25%軽減
四輪以上	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
三輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円

- (1) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合車又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成車）
 - (2) 乗用：令和 2 年度燃費基準+30%達成車
貨物：平成 27 年度燃費基準+35%達成車
 - (3) 乗用：令和 2 年度燃費基準+10%達成車
貨物：平成 27 年度燃費基準+15%達成車
- (注 1) 「最初の新規検査」の年月については、車検証の「初度検査年月」欄に記載されている。
- (注 2) (2)、(3)については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の車両に限る。また平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限る。
- (注 3) 燃費基準の達成状況については、車検証の備考欄に記載されている。

令和 4 年度対象：令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに最初の新規検査

令和 5 年度対象：令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに最初の新規検査

車種区分	グリーン化特例
	新税率の 75%軽減
電気自動車・天然ガス自動車 平成 30 年排出ガス規制適合車又は平成 21 年排出ガス基準 10% 低減達成車)	2,700 円

(出所：豊橋市HP、市税のしおり)

エ 納税の方法

軽自動車税の納期は、5 月 15 日から同月 31 日までとする（市税条例第 69 条第 2 項）。なお、自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度がなく、4 月 1 日現在の所有者に課税されることとなり、4 月 2 日以降に廃車などをして全額納めることとなっている。

オ 軽自動車税の課税台数及び調定額の推移

車種別課税台数及び最終調定額の推移は、図表４－７－３及び図表４－７－４のとおりである。平成２８年度から令和２年度にかけて増加傾向にある。これは、主に自家用軽自動車の台数の増加によるものである。

【図表４－７－３】車種別課税台数及び調定額の推移

(単位：台数、千円)

区 分 車 種		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		令和元年度		令和２年度			
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額		
原 動 機 付 自 転 車	１ 種	15,820	31,640	15,101	30,202	14,572	29,144	13,940	27,880	13,320	26,640		
	２種乙	1,475	2,950	1,433	2,866	1,411	2,822	1,435	2,870	1,414	2,828		
	２種甲	2,550	6,120	2,654	6,370	2,763	6,631	2,915	6,996	3,078	7,387		
	ミニカー	265	980	267	988	278	1,029	269	995	263	973		
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪	4,583	16,499	4,539	16,340	4,588	16,517	4,615	16,614	4,655	16,758		
	三 輪	2	9	2	9	2	9	2	9	2	9		
	四 輪	乗用	営業用	8	47	6	33	1	5	1	5	1	5
			自家用	78,736	626,234	79,912	668,286	81,375	710,365	82,585	745,573	83,625	780,028
	貨物用	営業用	458	1,494	478	1,590	489	1,678	534	1,885	600	2,179	
		自家用	22,843	104,739	22,323	104,321	22,152	105,583	22,116	107,075	22,009	108,056	
	雪上車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	農耕用	4,939	11,854	5,008	12,019	5,103	12,247	5,215	12,516	5,247	12,593		
	その他	1,188	7,009	1,240	7,316	1,266	7,469	1,312	7,741	1,337	7,889		
	二輪の小型自動車	6,039	36,234	6,116	36,696	6,176	37,056	6,323	37,938	6,421	38,526		
合計	138,906	845,809	139,079	887,036	140,176	930,555	141,262	968,097	141,972	1,003,871			

(出所：税務概要)

【図表4-7-4】令和2年度分軽自動車税車種別状況表

車種	区分		賦課期日現在台数			非課税台数	課税免除台数	差引課税台数	税額(円)	調定額(円)					
			一般	官公署	計										
原動機付自転車	50CC以下		13,339	92	13,431	92	19	13,320	2,000	26,640,000					
	50CC超 90CC以下		1,414	14	1,428	14	0	1,414	2,000	2,828,000					
	90CC超		3,083	48	3,131	48	5	3,078	2,400	7,387,200					
	ミニカー		263	3	266	3	0	263	3,700	973,100					
軽自動車及び小型特殊自動車	一般	二輪車(側車付のものを含む)		4,657	7	4,664	7	2	4,655	3,600	16,758,000				
		三輪車		通常	0	0	0	0	0	0	3,900	0			
				経過措置	0	0	0	0	0	0	0	3,100	0		
				重課	2	0	2	0	0	2	4,600	9,200	0		
				軽課7.5%	0	0	0	0	0	0	1,000	0	0		
				軽課5.0%	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0		
				軽課2.5%	0	0	0	0	0	0	3,000	0	0		
		乗用		営業用		通常	0	0	0	0	0	6,900	0		
						経過措置	1	0	1	0	0	1	5,500	5,500	
						重課	0	0	0	0	0	0	8,200	0	0
						軽課7.5%	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0
						軽課5.0%	0	0	0	0	0	0	3,500	0	0
						軽課2.5%	0	0	0	0	0	0	5,200	0	0
	貨物					営業用		通常	25,534	22	25,556	22	705	24,829	10,800
			経過措置	39,949	43			39,992	43	1,086	38,863	7,200	279,813,600		
			重課	15,720	20			15,740	20	427	15,293	12,900	197,279,700		
			軽課7.5%	0	0			0	0	0	0	2,700	0	0	
			軽課5.0%	1,050	10			1,060	10	12	1,038	5,400	5,605,200		
			軽課2.5%	3,683	0			3,683	0	81	3,602	8,100	29,176,200		
			乗用		自家用			通常	221	0	221	0	0	221	3,800
	経過措置	236					0	236	0	0	236	3,000	708,000		
	重課	135					0	135	0	0	135	4,500	607,500		
	軽課7.5%	0					0	0	0	0	0	1,000	0	0	
	軽課5.0%	0					0	0	0	0	0	1,900	0	0	
	軽課2.5%	8					0	8	0	0	8	2,900	23,200		
	貨物						自家用		通常	6,317	44	6,361	44	67	6,250
			経過措置	8,735	83	8,818			83	134	8,601	4,000	34,404,000		
重課			6,968	89	7,057	89			57	6,911	6,000	41,466,000			
軽課7.5%			1	1	2	1			0	1	1,300	1,300			
軽課5.0%			0	0	0	0			0	0	2,500	0	0		
軽課2.5%			252	0	252	0			6	246	3,800	934,800			
専ら雪上を走行するもの		0	0	0	0	0	0	3,600	0						
農耕作業用		5,248	6	5,254	6	1	5,247	2,400	12,592,800						
その他(小型特殊自動車)		1,337	4	1,341	4	0	1,337	5,900	7,888,300						
二輪の小型自動車		6,426	2	6,428	2	5	6,421	6,000	38,526,000						
合計			144,579	488	145,067	488	2,607	141,972		1,003,870,600					

(出所：税務概要)

カ 軽自動車税の非課税、課税の免除及び減免規定

軽自動車税に対する非課税の範囲として、日本赤十字社が所有する軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のもの等に対しては、軽自動車税を課さない（市税条例第 66 条の 3）。

また、商品であって使用しない軽自動車等および軽自動車等の製造業者又は販売業者が車体試験又は回送等のため臨時運行に使用するものについて、軽自動車税の課税免除の規定がある（市税条例第 68 条の 2）。

さらに、身体障害者や精神障害者（生計を一にする者も含む）が所有する軽自動車等については一定の条件のもと軽自動車税の減免が認められている（市税条例第 68 条の 3 第 1 項、施行規則第 13 条、別表第 4）。減免要件は図表 4-7-5 のとおりである。

豊橋市市税条例

(種別割の減免)

第 68 条の 3 次の各号のいずれかに該当する軽自動車等に対しては、種別割を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者で身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳)の交付を受けているもの(以下この項において「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者で厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの(以下この項において「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下この項において「身体障害者等」という。)、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この項において同じ。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、市長が減免を必要と認めるもの(1 台に限る。)

(2) その他市長が特に減免を必要と認める者の所有し、又は使用する軽自動車等
2 前項各号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、市長の定めるところにより減免の申請をしなければならない。

- 3 第1項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

豊橋市市税条例施行規則

(種別割の減免)

第13条 条例第68条の3第1項に規定する種別割の減免は、別表第4に定めるところによる。

2 条例第68条の3第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、同項第1号に係る者にあつては、身体障害者手帳等及び運転免許証を提示しなければならない。

(1) 主たる定置場、所有者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)並びに身体障害者等に係るものにあつては、身体障害者等との続柄

(2) 車両標識番号及び種別

(3) 減免を受けようとする事由。ただし、身体障害者等にあつては、次に掲げる事項

ア 当該身体障害者等の住所、氏名

イ 運転者の住所、氏名、免許証番号、免許の有効期間及び種類並びに身体障害者等との続柄

【図表 4-7-5】軽自動車税の減免要件

種別割の減免

区分	減免対象軽自動車等	減免額
1	条例第 68 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する軽自動車等	全額
2	構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車等	
3	公益社団法人又は公益財団法人で政令第 47 条に規定する収益事業を営まない法人又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関が公益のため直接専用する軽自動車等	
4	社会福祉法人又はこれに類する団体が所有し、社会福祉事業を行うために専ら使用するのためのものと認められる軽自動車等	
5	生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等支援法の規定による支援給付を受けている者が所有し、かつ運転する軽自動車等（1 台に限る。）	
6	その他市長が特別の事由があると認める軽自動車等	

（出所：施行規則別表第 4（第 13 条関係））

キ 軽自動車税の減免額及び減免件数の推移

軽自動車税の減免額及び減免件数の推移は、図表 4-7-6 のとおりである。
平成 29 年度から令和元年度にかけて、増加傾向にある。

【図表 4-7-6】軽自動車税の減免額及び減免件数（単位：上段：件、下段：円）

区分	理由別						
	減免額計	身体障害者	公益	生活扶助	身障用軽自	その他	
軽自動車税	29	(2, 314) 18, 180, 000	(2, 143) 17, 110, 600	(161) 1, 017, 400	(0) 0	(10) 52, 000	(0) 0
	30	(2, 439) 20, 280, 200	(2, 268) 19, 150, 000	(163) 1, 077, 300	(0) 0	(8) 52, 900	(0) 0
	元	(2, 574) 22, 060, 000	(2, 403) 20, 919, 900	(163) 1, 095, 100	(0) 0	(8) 45, 000	(0) 0

（出所：税務概要）

(2) 監査結果

- ア 「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」の提出日ではなく、販売証明書欄の日付にて納税義務発生日とする必要がある【指摘9】

原動機付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車を取得した場合、「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」（以下、「申告書」という）にて軽自動車税申告を行う。

申告日が平成31年4月1日から令和元年5月31日までの「申告書」を1,140件確認したところ、販売証明書には、平成31年3月末までの日付が記入されているものの、納税義務発生日が平成31年4月2日以降となっているため平成31年度に課税されず、令和2年度から課税となるように処理されたものが2件発見された。いずれも、納税義務発生日は「申告書」を資産税課に提出した日付としていた。

納税義務者は4月1日の賦課期日に軽自動車等を所有する者であり、納税義務発生日を明確にするため「申告書」の販売証明書欄に日付を記載する。

このため、「申告書」の提出日ではなく、販売証明書欄の日付を納税義務発生日とする必要がある。

【影響額の試算】

なお、監査人が試算したところ、令和元年度に軽自動車税を課税すべきもので、上記処理の誤りにより課税されなかったものは2件×2,000円=4,000円である。

【資料】監査により発見された「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」の不備の例

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

平成31年 4月 5日

敬請市長 様

申告の理由
 新車
 譲入
 譲受け
 転入
 その他

変更
 所有者
 使用者
 住所
 標識番号
 その他

原動機付自転車
 第一種 50cc以下
 第二種 乙 50cc以下
 第二種 甲 50cc以下
 ミニカー
 二輪・三輪・車載(等)型
 脚車

小型特殊自動車
 農機作業用
 その他

標識番号
 前標識番号
 平成 年 月 日
 31 4 5

ごとのとおり申告(報告)及び申請します。

住所又は所在地
 〒0000-0000

氏名又は名称
 〇

生年月日 性 大 小 年 月 日 電話番号

住所又は所在地
 〒0000-0000

氏名又は名称
 〇

生年月日 性 大 小 年 月 日 電話番号

所有形態
 1. 自己所有 2. 所有特許権 3. リース権
 4. その他

主たる使用場所
 1. 正統所有者の住所又は所在地と同じ
 2.

車名
 ホンダ

型式及び型式
 AC09

型式認定番号
 A

原動機の種類
 50 cc

販売証明書の提出
 2019年 月 日

住所又は所在地
 〇

氏名又は名称
 〇

電話番号

標識番号変更の理由 (該当するところに○印をつけてください。)
 ①複製 ②亡失 ③破損 ④滅失

小型特殊自動車記載欄

区分	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	最高速度(km/h)
農機用	制限なし	制限なし	制限なし	35未満
その他	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下

販売証明書

次の車両を [] に販売した事を証明する。

車名	型式	車体番号	排気量	原動機の種類
ホンダ	AC09	A []	50cc	
販売年月日	販売店及び販売上の氏名又は名称及び住所			販売店印
2019年3月4日	〒448- [] 愛知県 [] 有限会社 [] 古物 [] 許可証 愛知県公安委員会 []			[]
備考				

イ 「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」の販売証明書の日付の記入を徹底する必要がある【指摘10】

前期アのとおり、「申告書」の販売証明書欄の日付は、軽自動車税の賦課期日において納税義務の発生日を明確にするために重要な日付である。令和元年度に提出された「申告書」を閲覧したところ、販売証明書欄の日付が空欄のものが散見された。

軽自動車税の賦課期日は4月1日であるため、その前後の申請については、「申告書」に記載される販売証明書欄の日付により、課税の有無が変わってくる。

販売証明書欄の日付が空欄となっている場合の販売人は市内の販売店であるケースがほとんどであったことから、市内の原動機付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車の販売店に対し通知を出す等「申告書」の販売証明書欄の日付の記入を徹底する必要がある。

【資料】監査によって発見された「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」販売証明書の日付が空欄の例

ト子

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

平成 年 月 日
1. 4. 2

市町村長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種別		標識番号
新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車	
<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種 0.9L以下 <input type="checkbox"/> 第二種 乙(0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲(0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他	納税義務発生日 平成 3 年 4 月 2 日
		所有形態	型式及び年式	旧標識番号
		<input checked="" type="radio"/> 1. 己所有 <input type="radio"/> 2. 所有権留保 <input type="radio"/> 3. 商品車 <input type="radio"/> 4. リース車 <input type="radio"/> 5. その他	型式 ホンダ 年式 AF26	
		主たる定置場 (1)内は主たる 定置場所在の 市町村名を記入	原動機の型式 0.049 L kW	
		車名	総排気量又は定格出力	
		販売店 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	型式認定番号 0.049 L kW	
		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します 平成 3 年 / 月 / 日	
		住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	バイクショップ 〒481	

ウ 軽自動車協会から送付される申告書の税総合システムへの登録及び管理方法について、業務の効率化を図ることが望まれる【意見 18】

軽自動車及び二輪の小型自動車を取得した場合、軽自動車協会から申告書が資産税課に送付される。軽自動車協会から送付される申告書について、申告区分ごとに主に登録日付順に送られてきたものを、車両番号順に並べ替えた後、税総合システムに登録作業を行い、スキャナで画像を保存している。

通常の作業として軽自動車協会から送付された申告書を車両番号順に並べ替える作業をほぼ1日かけて行っている。これは、税総合システムへの入力内容の正確性を確認する際に、登録内容を出力したものと申告書の照合を行いやすくするためとのことである。

しかし、軽自動車協会から送付される申告書は、画像データに保存しており、申告内容の照会があった場合は、画像データにて確認できるため、税総合システムへの入力内容の正確性の確認以後は申告書原本を閲覧することはなく書庫に保管されるのみであり、税総合システムへの入力内容の正確性の確認のために1日かけて申告書を車両番号順に並べ替えるのは非効率である。このため、申告書を車両番号順に並べ替える業務を省略し、軽自動車協会から送付されたままとし、申告区分ごとに主に登録日付順で入力内容の正確性を確認することを検討されたい。

また、税総合システムに登録作業する際に、全国軽自動車検査協会連合会より提供される市町村提供システム（以下、「J-LIS」）の検査情報を引用しているが、この際、J-LISの登録データと市役所の住基情報にある所有者データは自動的に連携しないので、氏名、生年月日を入力し、住所を確認のうえ所有者を特定することを必要としている。

しかし、年間登録件数が令和元年度では28,784件あり、全件を税総合システムに手入力することは多大な時間とコストがかかっている。実際、繁忙期の登録の際には、資産税課軽自動車税担当3名の他、資産税課内の応援体制により人員を補充して数日かけて作業を行っているとのことである。

このため、J-LISの情報を基に住基情報を税総合システムに自動に登録できるシステムを構築し業務の効率化を図ることが望まれる。

8 都市計画税

(1) 概要

ア 都市計画税とは

都市計画税は、道路、下水道、公園の整備など都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税である。

イ 納税義務者

その年の1月1日現在において市街化区域内に土地、家屋を所有する所有者に課される（地方税法第702条、第702条の6）。

ウ 税額の計算

$$\boxed{\text{課税標準額（注1）} \times \text{税率（0.25/100）（注2）}}$$

（注1）都市計画税の課税標準額は、固定資産税の課税標準額（土地及び家屋）に準じる（地方税法第702条）こととされており、原則として固定資産課税台帳に登録された価格である。特例措置は以下のとおりである。なお、固定資産税について免税点未満のものは都市計画税はかからない。

土地1. 住宅用地に係る課税標準の特例措置が講じられている。

小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地）価格の3分の1

一般住宅用地（小規模住宅用地外の住宅用地）価格の3分の2

2. 固定資産と同様の負担水準に応じた税負担の調整措置を講じている。

家屋 固定資産の課税標準となるべき価格である。

（注2）都市計画税の税率は0.25%である。税率は0.3%を限度として市町村が各自設定することが可能である（地方税法第702条の4、市税条例第154条）。

エ 賦課期日

都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日である（地方税法第702条の6、市税条例第155条）。

オ 納税の方法

固定資産税とあわせて納付する。

都市計画税の納付期限は、市税条例第 157 条にて、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し及び徴収する場合にあわせて賦課し及び徴収するものと規定されている。固定資産税の納付期限は図表 4-4-3 のとおりである。

カ 都市計画税額の推移

都市計画税額の推移は、図表 4-8-1 のとおりである。

【図表 4-8-1】都市計画税額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
都市計画税額	3,783,771	3,833,158	3,882,930	3,848,770	3,910,455

(出所：税務概要)

キ 都市計画税の非課税規定

市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、都市計画税を課することができない（地方税法第 702 条の 2）（人的非課税）。また、都市計画税は、主に前述した図表 4-4-9（P.83）に掲げる法定の固定資産に対しては課することができない（用途非課税）。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを主に以下に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者には課することができる。

地方税法

（都市計画税の非課税の範囲）

第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

都市計画税の減免規定

都市計画税の減免及び免除は、施行規則第 11 条にて、固定資産税の減免及び免除の例によるものと規定されている。

なお、都市計画税の減免要件は「4 固定資産税（1）概要ク固定資産税の減免規定」（P. 85）にて記述の市税条例施行規則別表第 3 のとおりである。

豊橋市市税条例施行規則

（固定資産税又は都市計画税の減免）

第 11 条 条例第 51 条第 1 項に規定する固定資産税の減免及び条例第 157 条の規定により固定資産税の賦課徴収の例によるとされている都市計画税の減免は、別表第 3 に定めるところによる。

ク 都市計画税の特例措置規定

課税標準については、一定の場合、特例措置が法定されている（地方税法第 702 条の 3、市税条例第 153 条）。なお、課税標準の特例は以下のとおりである。

地方税法

（住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例）

第七百二条の三 第三百四十九条の三の二第一項又は第三百四十九条の三の三第一項（同条第二項において準用する場合及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

2 第三百四十九条の三の二第二項の規定又は第三百四十九条の三の三第一項の規定により読み替えて適用される第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

豊橋市市税条例

(都市計画税の納税義務者等)

第 153 条

- 3 法第 349 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第 1 項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額とする。
- 4 法第 349 条の 3 の 2 第 2 項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

(2) 監査結果

監査手続の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

9 事業所税

(1) 概要

ア 事業所税とは

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、事業所などにおいて行われる事業に対してかかる税金である。

イ 納税義務者

納税義務者は、事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人である。

【図表 4-9-1】事業所税の納税義務者

区分	課税
豊橋市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人で、市内の事業所用家屋の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える者（非課税部分を除く。）	資産割
豊橋市内に勤務する合計従業者数が 100 人を超える者（非課税対象従業者数を除く。）	従業者割

(注) 豊橋市内において事業を行っている者で、免税点以下であるため事業所税が課されない（納付税額がない。）者でも、次に該当する者は、事業所税の申告事項（税額は除く。）を申告する必要がある。

- ①免税点以下の場合で、事業所用床面積の合計が 900 平方メートルを超える場合、または従業者の合計が 90 人を超える場合。
- ②当該各事業年度末又は当該各課税期間の前事業年度又は前課税期間において納付すべき事業所税額があった者。

(出所：市税のしおり、事業所税のしおり及び豊橋市HPを基に監査人作成)

ウ 税額の計算

資産割及び従業者割の税率は、図表4-9-2のとおりである。

【図表4-9-2】資産割及び従業者割の税率

区分	課税標準	税率
資産割	豊橋市内の事業所用家屋の使用床面積（平方メートル）	1平方メートルにつき600円
従業者割	従業者給与総額（円） （役員を除く年齢65歳以上のもの及び障がい者の給与額は除く）	100分の0.25

（出所：市税条例第145条）

エ 納税の方法

事業所税の課税方式は、申告納付方式であり、納税義務者自身が、納付すべき税額を計算した申告書を提出し、その税額を納付する。算定期間及び納付期限は図表4-9-3のとおりである。

【図表4-9-3】算定期間及び納付期限

区分	課税標準の算定期間	申告納付の期限
法人	毎事業年度	事業年度終了日の翌日から2か月以内
個人	毎年の1月1日から 12月31日まで	翌年の3月15日まで

（出所：豊橋市HP）

オ 事業所税の調定額及び納税義務者の推移

事業所税調定額の推移は、図表４－９－４のとおりである。平成２７年度から令和元年度にかけて増加傾向にある。

【図表４－９－４】事業所税調定額の推移

区 分		年 度				
		27	28	29	30	元
資産割	課税標準 (㎡)	3,919,482	3,865,061	3,858,155	3,879,294	4,006,517
	調定額 (円)	2,295,640,700	2,319,475,277	2,315,654,412	2,330,450,382	2,404,570,657
(税率： 600円/㎡)	納税義務者数 (人)	759	763	755	761	772
従業者割	課税標準 (千円)	127,512,358	130,887,289	128,896,331	134,033,188	139,011,377
	調定額 (円)	318,385,800	327,217,823	322,937,188	336,313,818	348,759,343
(税率： 0.25/100)	納税義務者数 (人)	100	106	105	112	116
合計	課税標準	-	-	-	-	-
	調定額 (円)	2,614,026,500	2,646,693,100	2,638,591,600	2,666,764,200	2,753,330,000
	納税義務者数 (人)	859	869	860	873	888

(出所：税務概要)

また、資産割及び従業者割それぞれの課税標準及び件数の推移は、図表４－９－５のとおりである。平成２８年度から令和元年度にかけてゆるやかに増加している。

【図表 4-9-5】 事業所税課税標準及び件数の推移

年度	区 分	納税義務者数 (人)	事業所床面積等 (A)	(A)のうち非課税対象分 (B)	(A)のうち課税標準の特例 控除分及び減免分 (C)	課税標準額
28	資産割	763	4,802,426 m ²	(73,254) m ² 560,597	(83,993) m ² 376,768	3,865,061 m ²
	従業者割	106	143,927,484 千円	7,895,016 千円	(613,869) 千円 5,145,179	130,887,289 千円
	計 ()内 実件数 (772)	869 (772)				
29	資産割	755	4,755,888 m ²	(49,198) m ² 512,636	(87,110) m ² 385,097	3,858,155 m ²
	従業者割	105	142,300,653 千円	8,412,305 千円	(604,011) 千円 5,552,254	128,336,094 千円
	計 ()内 実件数 (764)	860 (764)				
30	資産割	761	4,783,300 m ²	(49,790) m ² 520,240	(85,675) m ² 383,766	3,879,294 m ²
	従業者割	112	147,763,870 千円	8,214,357 千円	(602,600) 千円 5,516,325	134,033,188 千円
	計 ()内 実件数 (770)	873 (770)				
元	資産割	772	4,971,771 m ²	(63,038) m ² 580,393	(84,888) m ² 384,861	4,006,517 m ²
	従業者割	116	154,129,437 千円	9,625,589 千円	(590,094) 千円 5,492,471	139,011,377 千円
	計 ()内 実件数 (784)	888 (784)				

(出所：税務概要)

カ 事業所税の非課税及び減免対象施設等

事業所税の非課税対象施設等、課税標準の特例施設等及び減免対象施設等については、地方税法第 701 条の 34 等にて定められており、減免対象施設等については、自治体で定める旨の記載があり、施行規則第 18 条にて定められている。

非課税及び減免対象施設の根拠法令等は図表 4-9-6 のとおりである。

【図表 4-9-6】 事業所税の非課税及び減免対象施設等の根拠法令等

区分	根拠法令等
非課税対象施設等	地方税法第 701 条の 34
課税標準の特例施設等	地方税法第 701 条の 41
減免対象施設等	地方税法第 701 条の 57 施行規則第 18 条別表第 6

(出所：豊橋市事業所税の手引き)

キ 事業所税の減免額及び減免件数の事由別推移

事業所税の減免額及び減免件数の事由別推移は、図表 4-9-7 のとおりである。平成 27 年度から令和元年度にかけて、ほぼ横ばいで推移している。

【図表 4-9-7】事業所税の減免額及び減免件数の推移

(単位：千円)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
減免額	52,282	51,930	53,776	52,911	52,408
件数	52	53	53	51	51

(出所：事業所税減免状況調)

(2) 監査結果

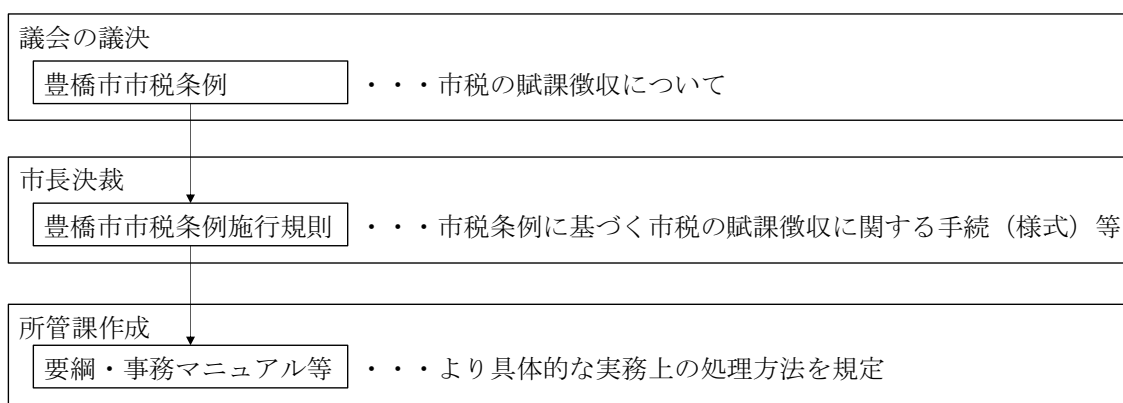
ア 事業所税の賦課に関する要綱及び事務マニュアル等を策定することが望まれる 【意見 19】

市は、事業所税の賦課徴収について、「市税条例」及び「施行規則」を制定しているが、より具体的な実務上の処理方法を規定した、要綱・事務マニュアル等は策定していない。

未申告事業所や非課税・減免となる事業所の現地調査や、提出された申告書の税総合システムへの入力等について、1名の職員が担当している。

事業所税については、法人市民税とは異なり、一般的にあまり知られていない税目であり、事業者からの問い合わせも多い。しかし、事業所税の賦課事務に関するマニュアルは作成されておらず、属人的な運用となっている。そのため、市では、法人市民税担当者とジョブローテーションを行い、複数人で担当することを予定している。

担当者によって対応が異なると、税の公平性を害することから、事業所税の賦課に関する要綱及び事務マニュアル等を策定することが望まれる。



イ 事業所税の現地調査を効率的に実施することにより、未申告事業所の調査を実施できるようにすることが望まれる【意見 20】

事業所税の非課税又は減免となる事業所については、毎年全件、現地調査を実施しているが、これについてはマニュアルで決められたものではなく、担当者が判断して行っているとのことであった。

把握できていない事業所の捕捉と非課税又は減免となる事業所への対応に関する業務量の比重を検討し、毎年全件行っている非課税又は減免となる事業所の現地調査について、例えばテナントについては異動が激しいため毎年現地調査を行うが、その他の事業所については、3年で一巡するなどのルールを策定し、把握

されていない未申告事業所の調査を実施できるようにすることが望まれる。

【影響額の試算】

なお、監査人が試算したところ、令和元年度の事業所税1法人当たりの税額は、1,255,300円（令和元年度調定額の中央値）であり、1件見つければ同額1,255,300円が徴収可能性のある税額である。

ウ 事業所税申告額の確認方法に関するルールを策定することが望まれる【意見 21】

事業所税は、事業年度終了後2か月以内に申告する必要があるため、3月決算の会社が多いため、5月の申告が多くなる状況である。

事業所税申告額について、毎月、担当者が税総合システムから一覧をエクセルにて出力し、前期の申告額と比較し、50万円以上増減した場合には、理由を記載している。増減理由は、主に事業所の新規設立や廃止の他、申告後、現地調査が完了するまで、申告額の月末調定を見送ることがあり、申告月と調定月とのずれが生じたことによる申告月の変更によるものである。

なお、申告額に増減が無いことの妥当性については、担当者が把握した異動情報（増床・減床）を一覧で管理しており、それと照らし合わせて、確認している。

しかし、事業所税申告額が前期の申告額と比較し、50万円以上増減した場合に理由を確認することについて、特に明文化されたルールはないため、担当者の交代によって、対応が変わってくる可能性がある。そのため、確認基準等のルールを策定し、担当者が変更になっても、同様の対応が可能となるようにすることが望まれる。

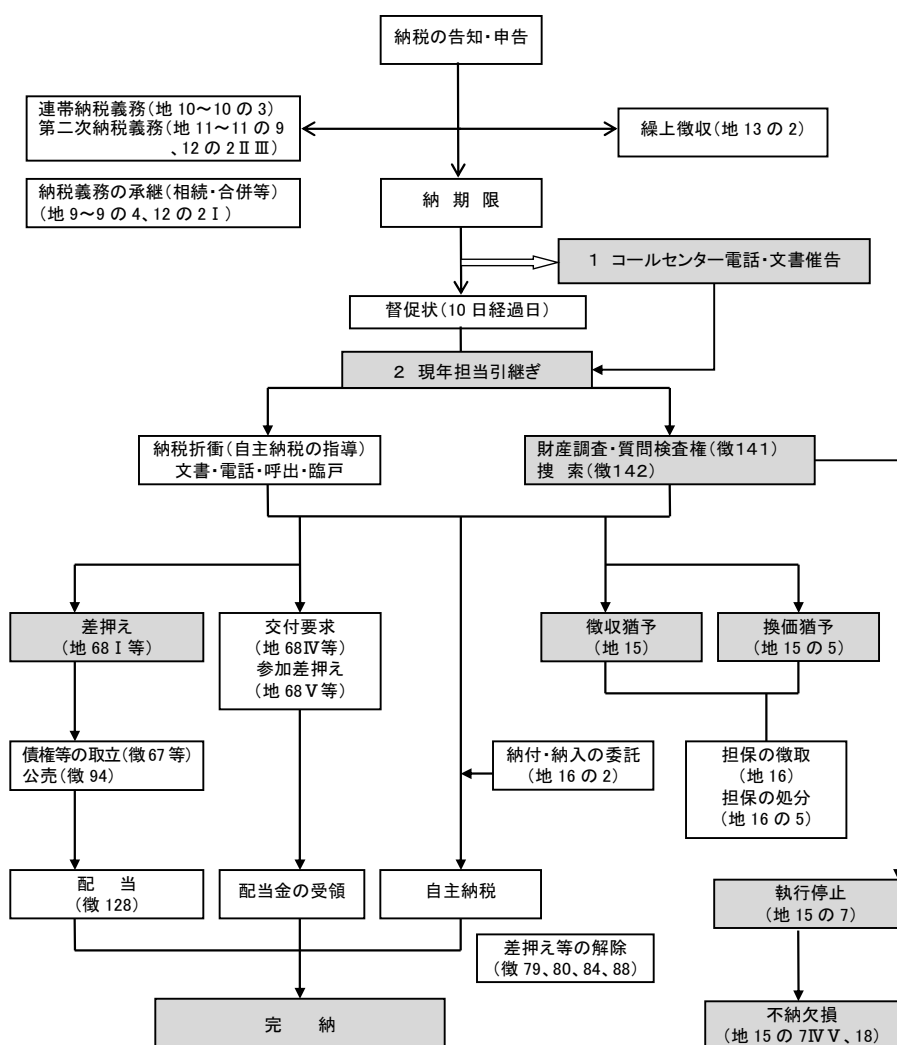
10 収納管理事務と滞納整理事務

(1) 概要

ア 事務の流れ

収納以降の事務は、収納管理事務と滞納整理事務に大別される。収納管理事務、滞納整理事務のフローは、図表4-10-1のとおりである。

【図表4-10-1】 収納管理事務と滞納整理事務のフロー



(出所：納税課作成資料)

イ 収納管理事務の概要

市税の収納整理は、納付された税金に誤納（誤って納めること）や過納（結果として納めすぎになること）がないかを確認し、誤納や過納が起きた場合、他に納期が到来している未納の税金があればそちらに充当するか還付を行う事務である。

市では、納付金額の消し込みは税総合システム上で行われており、消し込みに際して異常があればエラーリストに反映される。納税課ではエラーリストを確認し、金額誤り等については適時に対応を行っている。

ウ 滞納整理事務の概要

各税目の期別ごとに定められた納期限を経過しても納付が確認できなかった場合、未納者に対して督促が行われる。そして、督促状を発送しても納付が行われない場合は催告（納税折衝）を行う。滞納整理の基本は調査、差押え、換価、配当という流れであり、その流れの中で、納税の猶予等の納税緩和措置等の納税事務の拡張手続などを活用し、確実な徴収を図る。

原則として、納税者の自主納付による完納を推進するとともに、今後滞納を発生させないように納税者を指導することが重要である一方、納付の見込めない納税者を見極め、債権を整理していくことも重要な使命である。

【図表 4-10-2】滞納整理事務における主な実施事項

主な実施事項	詳細
コールセンター 電話・文書催告	納期の過ぎた税目について、順次電話による納付勧奨を開始する。 電話で連絡がとれない者については、納付に便利なコンビニ納付書を使った催告を行う。
督促状の発送	各税目の期別ごとに定められた納期限を経過しても納付が確認できなかった場合、納期限から 20 日以内に法定文書を送付する。
納税折衝	督促状の発送を行っても納付されない場合に納税者に早期の納付を促す。文書による催告の他、電話・直接面談などによる納税折衝の手法がある。
財産調査	滞納者が納付に応じない場合、早期に市税債権を保全するため、差押えの前提として滞納者が換価可能な財産（不動産、預貯金、生命保険、給与等）を所有しているかどうか調査する。
差押え	調査の結果、納税者が換価可能な財産を所有している場合で納税を促しても納付につながらない場合に、市が換価権を取得する。

主な実施事項	詳細
換価	差押えた財産を、市税徴収のために市が自ら強制的に金銭に換える。
交付要求	滞納者の財産につき既に強制換価手続が行われた場合に、財産の換価代金について、法律に決められた優先順位により配当をするよう、先行する執行機関に要求する。
執行停止	納税者からの徴収が困難な場合において、一定期間（基本的には3年間）をおいて徴収権を放棄する。
不納欠損	調定額のうち、滞納分の徴収金が徴収できず、今後も徴収の見込みがたたないため、徴収を諦め、その金額を調定額から差引く処理を行う。

エ 債権管理体制

市では財務部に関する事務を担当する副市長を議長とする「豊橋市債権管理調整会議」を設置し、年4回会議を開催している。

当会議のメンバーは以下のとおりである。

【図表4-10-3】豊橋市債権管理調整会議メンバー

議長	財務部に関する事務を担当する副市長
副議長	建設部に関する事務を担当する副市長
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	福祉部長
委員	こども未来部長
委員	建設部長
委員	市民病院事務局長
委員	水道事業及び下水道事業管理者
委員	教育部長

(出所：豊橋市債権管理調整会議要綱別表(第3条関係))

豊橋市債権管理調整会議では、市税を含む各種債権に関する以下に掲げる事項を所掌している。

【図表 4-10-4】豊橋市債権管理調整会議の所掌事項

- (1) 市の債権の管理徴収に係る目標設定及び対策の推進に関すること。
- (2) 市の債権の管理徴収に係る進捗状況の管理に関すること。
- (3) 債権管理に係る情報の共有に関すること。
- (4) 債権管理に係る訴えの提起、支払督促、調停及び和解等の法的措置の実施に関すること。
- (5) 債権放棄に関すること。
- (6) その他債権管理に関すること。

(出所：豊橋市債権管理調整会議要綱第2条)

豊橋市債権管理調整会議では「豊橋市債権管理計画」の見直しに関しても議題としている。「豊橋市債権管理計画」は「行財政改革プラン2016」を下支えするために各債権毎に事業に要する歳出を踏まえ、実効性のある債権別年次徴収計画により確実な歳入確保を図るという趣旨で策定されたものである。当該計画期間は平成27年度から令和2年度までであり、平成31年度に最終の見直しが行われている。現計画は令和2年度が最終年度であるため、市では次の計画期間に向けた「豊橋市債権管理計画」の策定を進めているところである。

また、担当者レベルの会議としては、「債権管理担当課長及び担当者会議」が年1回開催されている。この会議は債権管理担当課(9課)の課長及び担当者で組織されており、当該年度における債権管理実施状況、次年度の債権管理実施計画、関連法案の改正に関する情報共有、意見交換等を実施している。

(2) 監査結果

ア 個人情報が含まれた普通車差押調書の紛失は極めて問題であり再発防止に努める必要がある【指摘 11】

市は高額、徴収困難な滞納案件について、東三河広域連合徴収課に移管することにより、収納未済額の縮減や税負担の公平性を確保している。市から移管された滞納案件について、東三河広域連合徴収課は、滞納者が所有する預貯金や不動産などの財産を調査し、発見された財産の差押えや公売などの滞納処分を行う。なお、移管した滞納案件は2年経過すると市に返還される。

東三河広域連合徴収課では市から移管された案件について、平成30年に普通車の差押えを行い調書を作成した。この案件については平成31年3月に東三河広域連合徴収課から市に返還されたが、普通車の差押調書について東三河広域連合徴収課は返還したと主張しているが、市側では調書の返還が確認できておらず、令和2年6月25日現在調書が行方不明の状況であった。

その後納税課で調書について以下の調査を行ったが結果として、調書は発見されなかった。

【図表4-10-5】納税課で行われた調査の概要

- 広域連合に再度調書の有無について確認したが調書は発見されなかった。
- 広域連合から返還される前でも調書のコピーは通常入手するため、コピーの有無について令和2年7月2日に納税課の倉庫を捜索したものの、調書及び調書コピーは発見されなかった。理由は、通常はコピーは原本を確認後廃棄するが、担当者が原本が返還されていると誤認して廃棄したとのことである。なお、コピーの保管義務はない。
- 納税課内の担当者の個人の机等に誤って紛れ込んでいないか調査するものの発見されなかった。

(出所：納税課へのヒアリングを基に監査人作成)

なお、監査人が当該案件の滞納状況について確認した令和2年7月27日現在において、本税は完納しており、延滞税のみが残っている状況であった。令和2年4月27日の納付計画では、令和2年8月にはボーナスで完納する計画であった。

しかしながら、令和2年7月17日に差押え対象となっている普通車が事故により廃車となり、結果として普通車の差押えは解除される見通しとなり、別の債権等の差押えを検討しているとのことであった。

令和2年度以降は、東三河広域連合徴収課から返還された滞納案件については、東三河広域連合徴収課が返還した書類の明細を添付し、市側で明細と返還された書類との照合を行う方式に変更したため現在はこのような紛失が起こらない仕組みとなっているが、返還された平成31年3月は返還された書類の明細の添付がなかった。

普通車差押調書は個人情報が含まれた重要な書類であり、紛失というのは極めて問題であると考えます。また、今後は現在の仕組みを継続して適用することにより再発防止に努める必要がある。











イ つり銭準備金は「現金等出納事務マニュアル」に従い複数の職員で照合・確認し、確認結果を「つり銭準備金保管簿」に正しく記載する必要がある【指摘12】

納税課窓口で現金等を収受する場合につり銭が発生した場合に備えて、納税課ではつり銭準備金として10万円を準備している。つり銭準備金は「現金等出納事務マニュアル」に従い、業務終了後に過不足がないかを複数の職員で照合・確認する必要があり、確認した結果を「つり銭準備金保管簿」に記帳するとともに、記帳者、確認者の押印を行っている。

令和元年10月9日の「つり銭準備金保管簿」について、現金種別1,000円について正しくは46,000円であるが、担当者が誤って4,600円と記入していた。それにも関わらず、現金残高は100,000円と記載され、記帳者印と確認者印が押印されていた。

【図表4-10-6】 監査により発見された釣り銭準備金保管簿の記載不備
 【様式3】(第5条関係)

釣り銭準備金保

年月日 現金種別	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
10,000円		20,000	10,000	10,000	10,000
5,000円	30,000	15,000	30,000	20,000	30,000
2,000円					
1,000円	52,000	48,000	4,600	49,000	42,000
500円	10,500	9,500	8,000	13,000	10,500
100円	5,700	5,700	4,200	6,200	5,700
50円	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
10円	570	570	570	570	570
5円	95	95	95	95	95
1円	35	35	35	35	35
現金残高(円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
記帳者印					
確認者印					
備考					

(出所：納税課より入手)

仮に担当者が「釣り銭準備金保管簿」への記載を誤った場合でも、記入結果を再計算すれば記帳者又は確認者が記入ミスを発見することが可能であると思われる。また、そもそも、1,000円の券種であるのに、残高が4,600円というのはありえない組み合わせであり、記入内容をチェックすれば発見可能であると考えられる。今回のミスは相互チェック、牽制が働いていない状況であり、内部統制が機能していないという誤解を生む可能性もあることから、「現金等出納事務マニュアル」に則って事務を正しく行うことにより、事務のミスが発見される体制を維持する必要がある。

ウ 収納金の集計表の「総合計」は収納金を確認した証跡として押印するものであり、職員が収納金残高を確認したことを証すものであるから正しく押印する必要がある【指摘 13】

納税課窓口等で収納した現金等については、「現金等出納事務マニュアル」に従い、その日の業務終了当日に必ず複数職員で照合・確認し確認した証跡として、入力者印、確認者印を「総合計」に押印する必要がある。

しかしながら、令和元年8月29日の「総合計」について確認者印が、平成31年4月9日の「総合計」について入力者印がそれぞれ漏れていた。また、令和2年2月23日については、確認者印、入力者印の両方とも押印がなされていなかった。

【図表 4-10-7】 監査により発見された収納金の集計表の総合計の押印漏れ（例）

総合計			
令和2年2月23日 (日)			
税目	枚数	期	金額
11 市 県 民 (普)	28	66	1,063,000
12 市 県 民 (特)	3	3	38,200
15 法 人			
21 固 定	9	19	200,700
22 償 却			
31 軽 自	2	2	9,200
38 事 業 所			
51 国 保	35	56	685,900
52 国 保 (特)			
40 そ の 他			
合 計	77 枚	146 期	1,997,000 円
日付	税目	期	金額
令和2年2月23日	11	66	1,063,000
令和2年2月23日	12	3	38,200
令和2年2月23日	21	19	200,700
令和2年2月23日	31	2	9,200
令和2年2月23日	51	56	685,900

(出所：納税課より入手)

押印が漏れた理由として考えられるのは、閉庁間際に納税者が来庁されその対応をした担当者の代わりに、先に確認者が収納金を確認し、その後担当者が収納金を確認したものの、確認証跡である押印を失念したり、日曜日の開庁日のため業務終了後速やかに退庁しなければならない状況であり、平日とは異なる状況で

あったことから、押印を失念した可能性があるとのことである。収納金の集計表の「総合計」は収納金を確認した証跡として押印するものであり、職員が収納金残高を確認したことを証すものであるから正しく押印する必要がある。

エ 配当計算書の発送・送達日は換価代金等の交付期日の起算日となる重要な日であることから、正しく記載する必要がある【指摘 14】

地方税法の規定に基づき国税徴収法第 131 条の規定の例により滞納者及び債権者等に配当計算書（謄本）を交付する場合には、発送・送達した日を決裁書に記載する必要がある。これは、国税徴収法第 132 条の交付期日の起算日となることがその理由である。

【国税徴収法】

（配当計算書）

第一百三十一条 税務署長は、第二百二十九条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

- 一 債権現在額申立書を提出した者
- 二 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者
- 三 滞納者

（換価代金等の交付期日）

第一百三十二条 税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

2 前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第二百二十九条第一項第三号又は第四号（配当を受ける債権）に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

しかしながら、以下の 9 件の配当計算書について、発送・送達した日が記載されていなかった。

1 豊納第 6-2621 号、2622 号、2623 号、2625 号、2626 号、2627 号、2628 号、2629 号、2644 号。

国税徴収法第 132 条では「換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して 7 日を経過した日」との定めがあり、発送・送達日はその起算日となる重要な日であることから、正しく記載する必要がある。

オ 差押調書を発送・送達した日は、滞納金額及び滞納処分費の徴収の起算日となる重要な記録となることから、正しく記載する必要がある【指摘 15】

市は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されない場合には、滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、地方税法の滞納処分の規定により、原則として財産を差し押さえることとなる。差し押さえた場合には、地方税法の規定に基づき、国税徴収法第 54 条の規定の例により差押調書を作成し、滞納者に差押調書（謄本）を、第三債務者等に差押通知書をそれぞれ交付するが、以下の差押調書について、発送・送達した日が記載されていなかった。


1 豊納第 6-2944 号

差押調書を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されない場合には、滞納金額及び滞納処分費を徴収することとなり、発送・送達した日は、その起算日となる重要な記録となることから、正しく記載する必要がある。

カ 徴収猶予申請書（特）の記入内容に不備がある場合には、職員が聞き取りにより適切に修正する必要がある【指摘 16】

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な納税者については、徴収猶予の「特例制度」がある。

【図表 4-10-8】徴収猶予の特例制度



無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方（下欄「対象となる方」をご覧ください。）は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注1）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

（注2）徴収猶予は、税額が減免・免除されるものではありません。猶予期間満了までに納付していただく必要があります。猶予期間中に分割納付をしていただかないと、次年度に発生する税金と合わせてご納付いただくこととなる場合がございますのでご注意ください。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる市税

・ 令和2年2月1日から3年1月31日までに納期限が到来する（※）ほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
〈市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 など〉

※ 既に納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）についても、対象期間内の納期限であれば遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続き等

- ・ 申請期間は令和2年6月30日、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます

(注) 原則郵送での申請となります。内容についてお尋ねする場合がありますので、必ず電話番号を記入してください

(1) 申請書：別添「記載例」を参考に、できる範囲で記入をお願いします

(2) 前年比で概ね20%以上収入が減少し、一時に納税を行うことが困難であることが分かる書類を、申請書に同封してください

① 給与明細の写し（前年同時期と比較できるように2年分等）

② 給与振込口座（メインバンク等）の財産状況が分かる預金通帳写し（なるべく直近の預金残高の分かるもの）など

※ 企業・事業主の場合：売上帳、現金出納帳、仮決算書、資金繰表 など

※ 財産状況が不明な場合は調査させていただきます。

(3) 同封の返信用封筒にて（1）申請書（2）状況が分かる書類を
豊橋市役所 納税課 あてに返送してください

※ 審査期間中に督促状などが届くことがありますが行き違いの際は ご容赦ください

(出所：豊橋市HP)

申請にあたっては、事前に猶予希望者から電話で職員が聞き取りを実施し、聞き取りの結果、猶予対象となる場合には「徴収猶予申請書（特）」を郵送し、対象者から書類を返送してもらうことにより申請完了となる。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、申請書に不備があった場合は電話の聞き取りにより職員が申請書に直接加筆・修正することが認められている（総務省自治税務局企画課事務連絡令和2年4月30日参照）。猶予期間は、上記ホームページの内容のとおり、地方税法第15条に則り納期限後1年である。

提出された「徴収猶予申請書（特）」を閲覧した結果、「第42-8号」「第42-47号」「第42-48号」について以下の不備が発見された。

「第42-8号」は令和2年6月1日納期限の固定資産税の猶予についての申請であったが、猶予を希望する期間が納期限の翌日から令和3年6月30日と記載されており、猶予可能期間の1年を超過していた。猶予可能期間を超過した理由は、申請者が日付の記入を誤り、さらに担当者が日付の誤りに気付かなかったことが理由である。

申請者の記入誤りがある場合には、職員により加筆・修正することが認められていることから、申請書に不備がある場合には、職員が聞き取りにより適切に修

正する必要がある。

「第 42-47 号、第 42-48 号」の申請書は同一事業者からの異なる税目の申請であったが、両申請書ともに申請年月日の記載がなかった。

市の收受印で申請期間内に申請されたことは判明するが、職員により加筆・修正することが認められていることから、申請書に不備がある場合には、職員が聞き取りにより適切に修正する必要がある。

キ 将来的に回収が見込まれない滞納繰越額について執行停止を政策的に行うことにより、職員の徴収努力が収入率に反映しやすい体質に変革することが望まれる【意見 22】

愛知県内における令和元年度の収納実績は以下のとおりであり、豊橋市は比較団体の中で最下位の収入率となっている。

【図表 4-10-9】各団体の収入率の比較

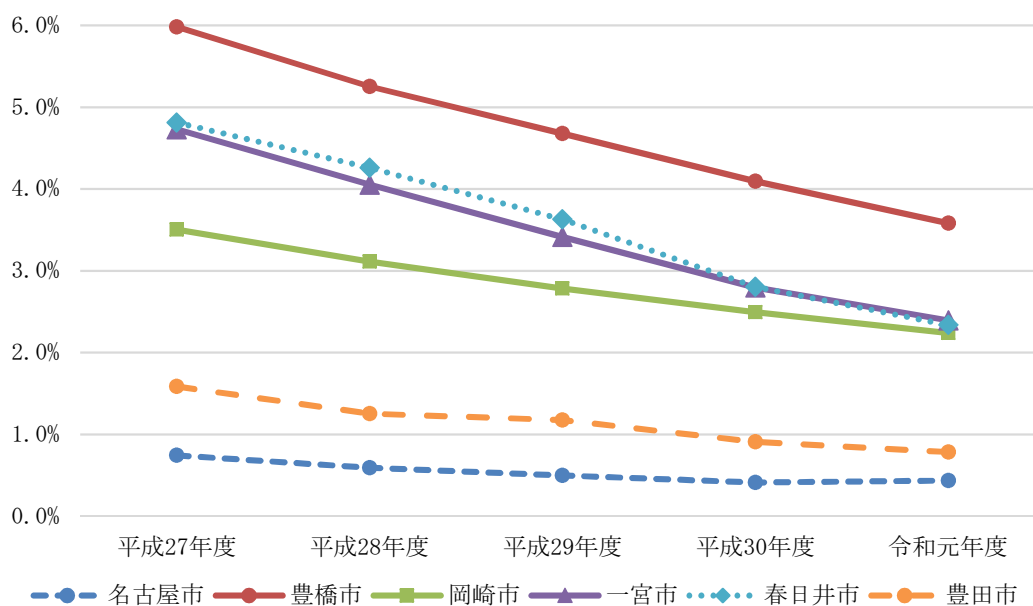
(単位：%)

団体名	収入率（現年分）	収入率（滞納繰越分）	収入率（全体）
名古屋市	99.6	47.1	99.4
豊田市	99.7	35.7	99.2
春日井市	99.3	32.9	97.7
岡崎市	99.3	28.3	97.7
一宮市	99.2	29.4	97.6
豊橋市	99.2	27.5	96.6

(出所：納税課作成資料を基に監査人作成)

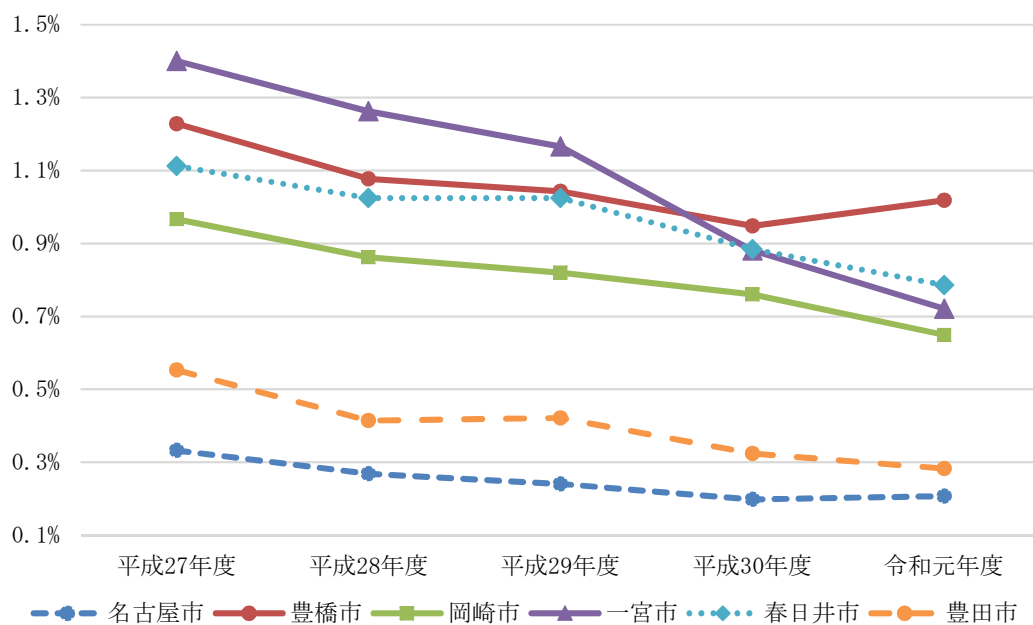
これは、他市町村では調定済滞納繰越額について、積極的に執行停止を行うことにより、調定済額合計に占める滞納繰越分の割合について削減しており、その結果、収入額について現年課税分に充当できる割合が高くなり、結果的に収入率が上昇しているためである。

【図表 4-10-10】各団体の調定済額合計に占める滞納繰越分の割合



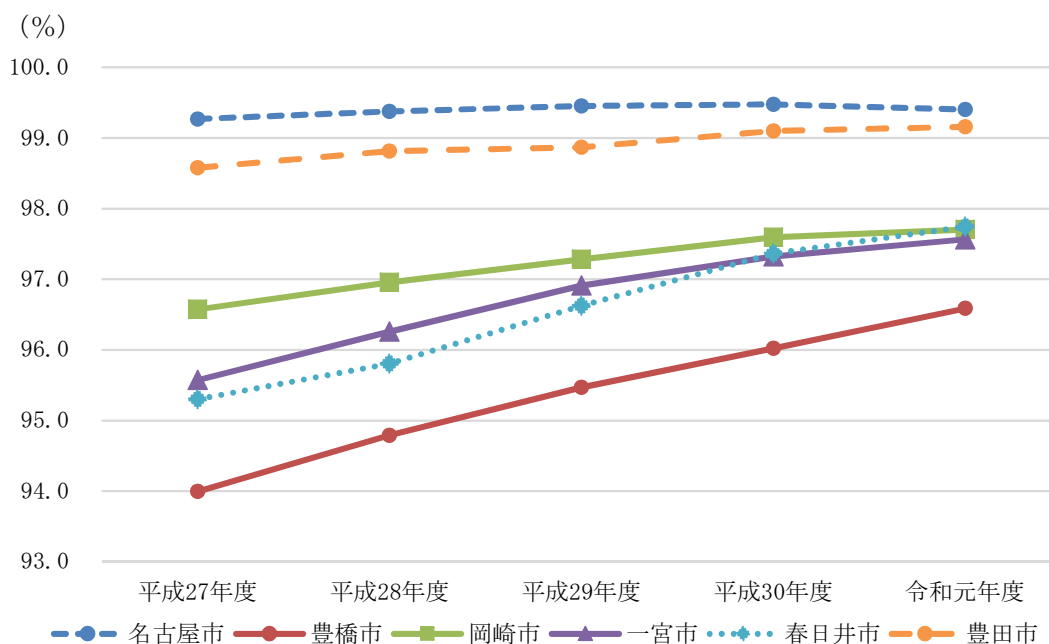
(出所：納税課作成資料を基に監査人作成)

【図表 4-10-11】各団体の収入額合計に占める滞納繰越分の割合



(出所：納税課作成資料を基に監査人作成)

【図表 4-10-12】各団体の収入率（全体）



（出所：納税課作成資料を基に監査人作成）

市においても、調定済額合計に占める滞納繰越分の割合の削減については取り組んでいるところであり、平成 27 年度では調定済額合計に占める滞納繰越分の割合は約 6 %であったが、令和元年度には 3.6%まで減少している。

豊橋市の特徴として、上記のとおり、他市では調定済滞納繰越額について積極的に執行停止を行うことにより削減しているところ、豊橋市では滞納繰越分の積極的な徴収により調定済滞納繰越額を削減してきており、収納済額合計に占める滞納繰越分の割合は他市では継続して減少傾向にあるが、豊橋市では令和元年度に増加に転じている。

もう一つの豊橋市の特徴として、土地・家屋等の不動産の差押えを他市と比較すると積極的に実施している。平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の差押実績は、3,369,434 千円であり、そのうち不動産は 1,079,959 千円と 32.1%を占めている。

ただし、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間の取立実績は 17,729 千円と差押実績額 1,079,959 千円の 1.6%しか回収できておらず、取立実績総額の 794,119 千円に占める割合も 2.2%と低い水準となっている。

【図表 4-10-13】差押種別ごとの差押実績及び取立実績

(単位：千円)

種別	差押実績 (H27～R1)	取立実績 (H27～R1)	取立割合
不動産	1,079,959	17,729	1.6%
自動車	20,834	1,339	6.4%
債権	2,005,671	773,007	38.5%
動産	30,013	89	0.3%
無体財産権	232,957	1,955	0.8%
計	3,369,434	794,119	23.6%

(出所：納税課作成資料を基に監査人作成)

土地・家屋等の不動産の取立実績が低水準にとどまる理由は、土地・家屋等の財産は抵当権の設定があることが通常であり、換価を容易に行えないことによるものである。結果として差押えの期間が長期間に渡り、調定済滞納繰越額を押し上げる一因となっている。

滞納繰越額が増えると税を徴収しても、現年度分ではなく滞納繰越分に充当される割合が高くなり、職員が努力して徴収しても収入率に反映されにくい状況となっている。

市としても現在の状況に危機感を抱いており「豊橋市執行停止ガイドライン」を作成し、滞納繰越分の調定済額のうち将来的に回収が見込まれない額については、執行停止を行うことにより、債権額総額の削減を行う取組みを現在行っているが、過去の滞納繰越額が多額なこともあり、効果がでにくい状況である。

市の令和元年度末の調定済額滞納繰越分に占める各年度の金額及び割合は以下のとおりである。

【図表 4-10-14】 過年度分の年度別調定済額滞納繰越分の金額

年度	金額（円）	調定済額滞納繰越分に占める割合
平成 22 年以前	293,964,180	12.0%
平成 23 年	57,036,020	2.3%
平成 24 年	57,842,604	2.4%
平成 25 年	69,102,567	2.8%
平成 26 年	87,047,349	3.5%
平成 27 年	188,538,672	7.7%
平成 28 年	217,577,154	8.9%
平成 29 年	253,295,468	10.3%
平成 30 年	328,453,945	13.4%
令和元年	905,189,041	36.8%
計	2,458,047,000	100.0%

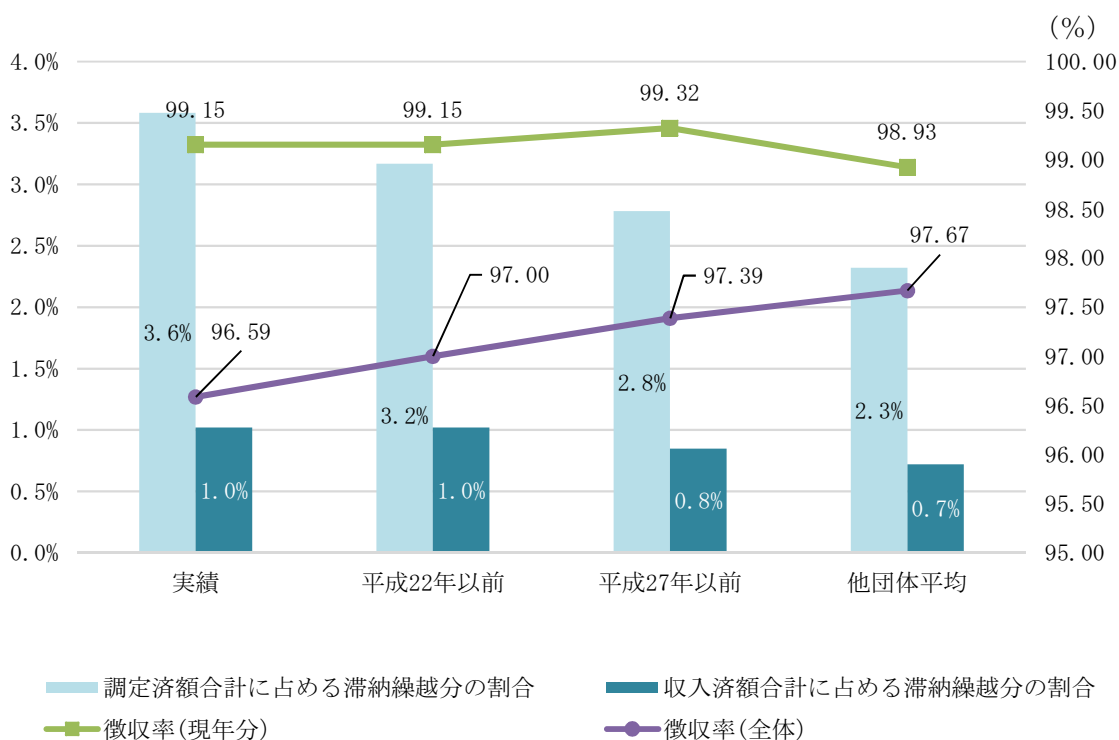
（出所：納税課作成資料を基に監査人作成）

地方税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによつて、時効により消滅することから、平成27年以前の滞納繰越額については、将来的に回収が見込まれない滞納繰越額について整理した上で、市の政策として執行停止を政策的に行うことを検討することが望まれる。

滞納繰越額の削減による各数値の推移のシミュレーションは以下のグラフのとおりである。岡崎市、一宮市、春日井市の「調定済額合計に占める滞納繰越分の割合」の平均（以下のグラフの他団体平均）は2.3%であり、市として他団体平均と同じ水準を目指して滞納繰越額を削減することを目標とすることも考えられる。

将来的に回収が見込まれない滞納繰越額について整理した上で、市の政策として執行停止を政策的に行うことによつて、過去の負債を整理し、職員の徴収努力が収入率に反映しやすい体質に変革することが望まれるところである。

【図表 4-10-15】 滞納繰越分の削減による各数値の推移



(出所：納税課作成資料を基に監査人作成)

ク 市の独自様式である「滞納地方税債務承認及び納付誓約書」を可能な限り使用してもらうことにより、納税者の取り扱いを統一することが望まれる
【意見 23】

徴収猶予又は換価猶予を希望する者は、「滞納地方税等債務承認及び納付誓約書」を提出し、債務の承認及び納付について誓約することにより、1年又は2年の執行猶予となる。

債務の承認は地方税法第18条第2項第3号の規定に基づく改正前民法の第147条第3号の時効の中断事由である。地方税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅することから、徴収猶予または換価猶予により徴収権が行使できなくなることを避けるため、市では徴収猶予又は換価猶予を希望する者から「滞納地方税等債務承認及び納付誓約書」を入手し、債務の承認により時効を中断している。

【地方税法】

(徴収猶予の要件等)

第十五条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

(職権による換価の猶予の要件等)

第十五条の五 地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。

(地方税の消滅時効)

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

(中略)

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

【改正前民法】

(時効の中断事由)

第 147 条

時効は、次に掲げる事由によつて中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

上記のとおり、債務の承認は時効停止の事由であり、地方税法第 18 条第 2 項第 3 号の規定に基づく改正前民法の第 147 条第 3 号においては、特に様式は問われていない。市の過去の様式は債務の承認のみを行う様式であったが、簡単に債務の承認を行う納税者が散見されたことから、債務の承認と同時に「納付の誓約」

を行うことにより、納税者の納税の意識を高めることを企図して、市は1年前に様式を変更したとのことである。市は独自の様式を用意しているが、提出された書類の中に納税者が独自に作成した様式が含まれており、債務の承認は満たしているが、「納付の誓約」がなされていないものがあった。

地方税法第18条第2項第3号の規定に基づく改正前民法の第147条第3号においては、様式が問われていないことから、納税者が独自に作成した様式が直ちに問題であるということではないが、納税者が独自に作成した様式の場合でも、「納付の誓約」について追加いただく等、納税者の取り扱いの公平性については配慮する必要がある。また、可能な限り市の独自様式を使用してもらうことにより、納税者の取り扱いを統一的行うことが望まれる。

ケ 二重の更正を行うことがないように、課内で実施している業務の内容を共有することが望まれる。また、今後、税総合システムを改修する際には、財務会計システムとの連携が図れるようなシステム改修が望まれる【意見24】

【調定額及び収納額の対象年度の前提について】

令和元年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書における、法人市民税の調定額及び収入済額は、【図表4-10-16】のとおりである。

【図表4-10-16】令和元年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書（抜粋）（単位：千円）

款	項	目	節（区分）	調定額	収入済額
1	市税				
	1	市民税		4,529,491	4,509,744
		2	法人		
			現年課税分	4,503,751 (注1)	4,502,139 (注3)
			滞納繰越分	25,740 (注2)	7,604 (注4)

（出所：令和元年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書）

法人市民税の令和元年度調定額の現年課税分（注1）は、令和元年度中（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に申告期限が到来したものの総額であり、滞納繰越分（注2）は、平成30年度以前（平成31年3月31日以前）に申告期限が到来したもののうち、平成30年度以前（出納整理期間の平成31年5月31日以前）までに納付されなかったものの総額である。

なお、申告期限が令和2年4月1日以降のものは、令和2年度の調定額となり、申告期限が令和元年度中であった法人が、申告期限延長の申請を行い、申告期限が令和2年4月1日以降となった場合は、令和2年度の調定額となる。

また、令和元年度収入済額の現年課税分（注3）及び滞納繰越分（注4）は、それぞれの調定額のうち、令和元年度中（平成31年4月1日から出納整理期間が終了する令和2年5月31日まで）に納付された金額である。そのため、申告期限が令和2年4月1日以降のものについては、令和2年3月31日以前に納付されたとしても、令和2年度の調定額及び収入済額となり、令和元年度の決算書には計上されない。

歳入年度別の調定額及び収入済額の対象となる期間は、【図表4-10-17】のとおりである。

【図表4-10-17】 歳入年度別の調定額及び収入済額の対象となる期間

	令和元年度歳入		令和2年度歳入	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額
現年課税分	納期 H31.4.1～ R2.3.31分	左記調定額のうち、 下記期間に収納 されたもの H31.4.1～R2.5.31	納期 R2.4.1～ R3.3.31分	左記調定額のうち、 下記期間に収納 されたもの R2.4.1～R3.5.31
滞納繰越分	納期 ～H31.3.31分		納期 ～R2.3.31分	

(出所：監査人作成)

【財務会計システムと税総合システムの前提について】

法人市民税は、申告納税であることから、法人は法人市民税納付書に年度等の必要事項を記入して納付している。財務会計システムでは、原則、納付書の年度及び納付された日付によって収入年度が確定する。そのため、例えば12月決算及び1月決算法人が申告期限延長を申請し、5月31日までに納付した場合、申告期限は2020年4月末及び5月末となり、本来、令和2年度の収入済額となるところ、納付書には令和元年度と記入されていることから、財務会計システムでは、令和元年度の収入済額として処理される。この場合に、令和元年度の収入済額から、令和2年度の収入済額へ更正する処理が必要となる。

市では各税金の賦課徴収や収納に関わる処理を行うシステムとして、税総合システムを利用している。税総合システムは収納すべき会計年度の収入済額としてシステム上計上される仕組みとなっている。そのため、財務会計システムの情報

を、税総合システムの金額と一致させることにより、正しい年度の収入済額として更正することができる。その際、財務会計システムの個々のデータごとに金額を修正することはシステム上困難なため、合計金額で更正する処理を行っている。

納税課では、出納閉鎖時に決算数値を確定するにあたり、「財務訂正集計表」を作成し、財務会計システムの現年課税分及び滞納繰越分の調定額及び収入済額について、税総合システムの金額との一致を確認しており、不一致が生じている場合に、調定額の不一致は市民税課、収入済額の不一致は納税課が更正を行っている。

【意見の概要】

平成 29 年度から令和元年度までの「決算に係る財務訂正集計表」を確認したところ、法人市民税の収入済額の現年課税分の不一致による更正金額は、図表 4-10-18 のとおりであり、平成 29 年度及び平成 30 年度は、財務会計システムの金額を減少させる更正を行っていたが、令和元年度は、財務会計システムの金額を増加させる更正を行っていた。

【図表 4-10-18】収入済額（現年課税分）財務会計システムと税総合システムとの差額
(単位：円)

年度	財務会計システム①	税総合システム②	差額 (①-②)
平成 29 年度	4,352,338,365	4,335,868,750	16,469,515
平成 30 年度	5,046,687,785	5,033,467,670	13,220,115
令和元年度	4,476,708,264	4,502,139,549	△25,431,285

(出所：決算に係る財務訂正集計表)

これについて、市は令和元年度の更正が、前年度までとは逆方向となった原因を調査することなく、財務会計システムの収入済額を税総合システムの収入済額に一致させるための決算整理仕訳を計上していた。

逆方向の更正となった理由の調査を依頼したところ、通常実施している、4 月末、5 月末及び出納閉鎖時に財務会計システムを税総合システムに一致させる更正に加えて、図表 4-10-19 のとおり、令和元年度は、追加で 1 回更正を実施していたことが分かった。これは、令和元年度に納税課及び市民税課の担当者が代わり、市民税課の担当者が通常実施している更正とは別に、財務会計システムの更正が必要な収入を抽出し、納税課に更正を依頼したところ、納税課担当者も、通常実施している更正のことを知らずに、別途更正を実施したものであるとのことであつた。

従って、出納閉鎖時の更正額だけを比較すると、令和元年度は、通常とは逆方向の更正となっているが、4月以降の更正額で比較したところ、令和元年度においても、同方向の更正を実施していることが分かった。なお、令和元年度の振替額が平成30年度の振替額より増加している理由は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前述した申告期限延長を申請した法人が増加したことによるものと考えられる。

【図表4-10-19】法人市民税現年課税分更正額集計 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	
	平成30年度から令和元年度に振替	起票日	令和元年度から令和2年度に振替
4月末更正額	△46,839	2020/5/8	△7,891
5月末更正額	△15,727	2020/5/29	△18,829
(令和元年度のみ) 市民税課からの依頼による更正額		2020/5/27	△103,064 (注)
出納閉鎖時更正額	△13,220	2020/5/29	25,431
計	△75,786		△104,354

(注) うち、24,178千円は4月末及び5月末に振替済分を二重で処理したもの。

(出所：科目更正書)

決算時に財務会計システム上の収入済額が税総合システムの収入済額と一致するように更正されており、決算書は正しい金額となっているが、更正理由を確認する過程で、令和元年度のみ実施した更正において、4月末及び5月末の更正時に、令和元年度から令和2年度に更正済のものについて、二重で更正を実施していたことが判明しており、今後、誤って二重の更正を行うことが無いように、課内で実施している業務の内容を共有することが望まれる。また、財務会計システムの情報と、税総合システムの情報は一致させておくべきであるところ、現在の財務会計システムでは、1件ごとの収入情報を税総合システムの情報と突合することができない仕様となっていることも、二重の更正を行ってしまった一因と考えられる。そのため、今後、税総合システムを改修する際には、財務会計システムとの連携が図れるようなシステム改修が望まれる。

- コ 豊橋市債権管理計画の計画と実績の差異分析の結果を「豊橋市債権管理調整会議」に諮り共有するとともに、会議の意見を踏まえた上で次期計画を策定することが望まれる【意見25】

市は平成 27 年度～令和 2 年度の 6 か年の債権管理計画を策定している。この計画の目的は第 5 次総合計画後期基本計画推進を下支えするため、債権の適正管理と徴収の強化により確実な歳入確保を図っていくことを目的としている。

債権管理計画については、上記のとおり「豊橋市債権管理調整会議」に諮られている。

市は平成 29 年度までの決算状況と平成 30 年度の決算見込みを踏まえ、令和元年度から令和 2 年度までの未収金縮減計画を見直した結果を「豊橋市債権管理計画（平成 31 年度変更）」として取りまとめている。債権管理計画に対する進捗状況については「債権管理進捗状況報告書」を各課から提出してもらうことにより、進捗状況の把握・管理を行っているが、当該報告書をもとに債権管理課が取りまとめる主要債権進捗状況報告書には債権管理計画に対する進捗状況の記載はなく、「豊橋市債権管理調整会議」において共有されていない状況であった。

当該計画は令和 2 年度を最終計画期間としており、市は次期計画の策定に今年度着手する予定である。次期計画の策定にあたっては、本計画の計画値と実績値の差異分析を行い、その結果を「豊橋市債権管理調整会議」に諮り共有するとともに、会議の意見を踏まえた上で次期計画を策定することにより、計画を全庁的にオーソライズされた目標とし達成に向けての機運を高めることが望まれる。

1 1 情報システム

(1) 概要

ア 豊橋市の業務システム

包括外部監査の対象とした、豊橋市の市税に関連するシステムは岡崎市と外部データセンターの環境下で税総合システムを共同利用している。税総合システムとは、個人住民税や法人市民税、固定資産税といった、各税金の賦課徴収や収納にかかわる処理を行うシステムである。

豊橋市と岡崎市では従来、それぞれ、独自のシステムを構築・運用していたが、以下の理由によりシステムを共同化し、外部データセンターにシステム基盤を構築する方法を採用することにした。

- ・システム共同化当時、両市ともホストコンピュータの廃止を検討しており、税総合システムの再構築が必要であった
- ・システム共同化当時、国保・年金システムの共同化がすでに実現しており、他システムでの共同化を意識した
- ・職員の負担軽減や、システム運用・維持コストの削減、環境変化への迅速な対応などを可能とする必要があった

システムは外部のデータセンターに設置されるので、データセンターレベルの物理的なセキュリティの確保や災害時の事業継続性の確保が可能となっている。また、パッケージシステムを導入したことで、パッケージの標準機能の活用や、制度改正に向けたシステム改修において、人的および IT コストの軽減を図ることが可能となっている。なお、本システムは平成 27 年 1 月から本稼働しており、人口 30 万人以上の中核市規模における税総合システムの共同化としては全国初の取り組みである。

イ 市税に関連するシステム

市税に関連するシステムはCOKAS-iを中心に構成されている。

【図表4-11-1】システム概要

大分類	小分類	システム
共通	宛名管理	COKAS-i
	収納管理	COKAS-i
	総合証明（税関係）	COKAS-i
業務	個人市県民税	COKAS-i
	確定申告支援システム	The 確定申告
	国税連携システム	Ntax
	課税状況調べ（住民税）	統計システム
	固定資産税	COKAS-i
	概要調書（固定資産税）	統計システム
	軽自動車税	COKAS-i
	法人市民税	COKAS-i
	事業所税	COKAS-i
	課税資料ファイリングシステム	TOMAS-11
	開発用ツール	Rakuform
	ジョブ実行指示・確認ツール	Jobcenter
	スプール管理ソフトウェア	PrintCenterV

（出所：情報企画課作成資料を基に監査人が加工）

ウ 情報システム部門

豊橋市の情報システムを所管する部門は、総務部情報企画課（以下、「情報企画課」という。）である。

情報企画課の組織構成及び業務内容は図表 4-11-2 のとおりである。職員は課長以下 16 名により構成されている。情報企画課は情報化推進グループ、行政情報グループ、住民情報グループより構成されている。税に関するシステムに関しては、岡崎市と共同化がなされており、原課とのシステム運用のサポート、システム改善要望への対応等を行っている。

【図表 4-11-2】情報企画課組織構成と業務内容

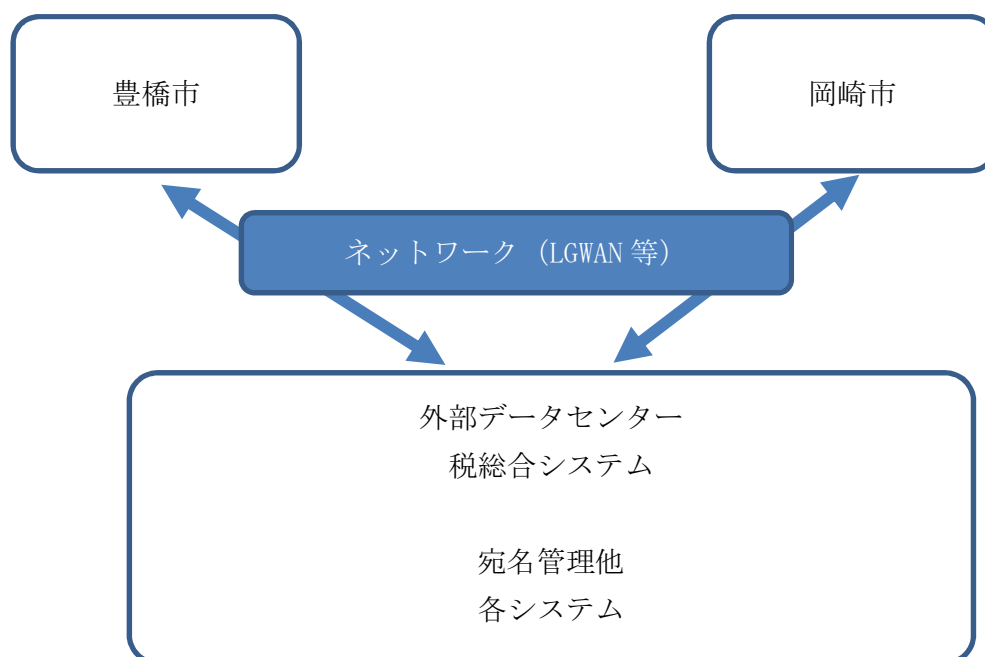
情報企画課組織構成と業務内容

部	課	グループ名	人数	業務内容
総務部	情報企画課	管理職	2	・業務統括
		情報化推進 G	4	・情報化施策の企画及び推進に関すること ・情報化に係る研修に関すること ・情報セキュリティに関すること
		行政情報 G	4	・情報化施策の企画及び推進に関すること ・情報システムの開発、管理及び運用に関すること（行政情報管理システム及び内部共通事務システム） ・情報化に係る研修に関すること
		住民情報 G	6	・情報化施策の企画及び推進に関すること ・情報システムの開発、管理及び運用に関すること（住民情報システム） ・情報化に係る研修に関すること ・情報セキュリティに関すること ・社会保障・税番号制度の実施に関すること

（出所：監査人がグループ名、人数、業務内容を確認し作成）

エ 市税に関連するシステムの構成

市税に関連するシステムは、外部のデータセンターに構築されている。豊橋市と岡崎市で共同利用され、各市との間は、LGWAN 回線等で接続されている。



サービスの形式としてはSaaS (Software as a Service) となっており、市は、税総合システムをサービスとして利用している。以下に、豊橋市が提供を受けている市税に関するシステムについてのサービスの概要について記載する。

(セキュリティ管理)

サーバやネットワークに不正アクセスがないようにファイアウォールを設置し、不正アクセスを疑うアクセスがあった場合は、障害対応手順による対処がなされる。また、コンピュータウィルス対策としては、パターンファイルを適時に更新し、スキャンを実施している。コンピュータウィルスへの感染が発覚した場合は、当該機器をネットワークから切り離し、障害対応手順による対処がなされる。アカウント管理に関しては、サービス管理用のアカウント管理を行っている。セキュリティパッチの適用に関しては、OS へのセキュリティパッチを適用するとともに、セキュリティパッチの適用状況を管理している。施設の物理的なセキュリティに関しては、大規模災害を想定した免震・耐火構造等の設備を有する施設に、サーバ等を設置するとともに、セキュリティカードや生体認証による入退室管理を実施している。

サーバ等の運用監視については、運用管理用のサーバを設置し、監視ツールに

よる監視を行い、障害の早期発見に努め、発生した障害は障害対応手順により対処されている。

(運用管理)

システム・業務データの保全のため、インフラ基盤管理、構成管理が実施されている。OS/ミドルウェアのバージョンアップは、事前に十分な互換性、影響度の調査を行い実施され、バージョンアップを実施しない場合は、影響範囲と対策を別途協議している。バックアップについては、バックアップの実行から世代管理まで計画に基づき実施している。リストアについては、障害発生時等緊急の場合に実施している。また、システムのログについても一定期間取得している。取得の粒度については、保管容量を考慮し決定している。

災害時対策として、耐震、停電対策、水害対策を講じている。

(運用保守サービス)

データセンターと豊橋市で、運用保守に関して役割を分担している。サービス運用全体の管理業務は豊橋市が主体で実施している。個別の運用保守サービスについては、問い合わせの受付、回答は委託先が実施し、問い合わせ内容の集約は豊橋市が実施している。サーバ等の稼働監視、インフラ・基盤運用は委託先が実施し、市税に関するシステムの日常運用は豊橋市が主体となっている。データセンター内の機器の管理はデータセンターが実施し、庁内の機器は豊橋市が管理している。障害対応は双方で実施している。機器の保守、ソフトウェア保守は豊橋市の指示で、データセンター側が実施している。

障害管理に関しては、障害対応方針、障害対応マニュアルに従って対応しており、障害の重要度に応じた対応を行っている。

ソフトウェア保守管理については、例年発生する制度改正等についてはサービスに含まれているが、抜本的な法改正や新制度については含まれていない。

カスタマイズや機能強化などの修正モジュールの適用については、データセンター側の検証後、豊橋市が検証を行っている。

(サービスレベル管理)

S L M (サービスレベルマネジメント) の考え方にに基づき、サービス内容について、適切にモニタリングし、サービスレベルを維持・向上させることを目的にモニタリング項目を規定し、月次報告及び3か月に1回の定例会で豊橋市側と共有している。サービスレベルが未達の項目があった場合は、改善計画を作成し、翌年度に改善することとされている。

【図表 4-11-3】 サービスレベルモニタリング項目（抜粋）

項目	評価項目
オンラインサービスの提供	稼働率
システム保守：ウィルス対策	スキャンエンジンの更新報告
アプリケーション監視	障害発生率
リストア	最新ポイントへの復帰
問い合わせ対応	規定時間以内回答実施率
定例運用管理	各種定期報告書の提出

オ 市税に関連するシステムについてのルール

豊橋市の情報システムについてのルールとしては、「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」、「豊橋市情報セキュリティに関する対策基準」を定めており、市税に関連するシステムについても、これらに従っている。

(ア) 豊橋市情報セキュリティに関する基本方針

豊橋市情報セキュリティに関する基本方針では、「豊橋市における情報資産に対する安全対策を推進し、市民からの信頼を高めるため、以下に積極的に取り組むことを宣言します。」として、以下の8項目を挙げている。

豊橋市情報セキュリティに関する基本方針

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な管理体制を確立します。
- (2) 情報セキュリティ対策の判断基準として豊橋市情報セキュリティに関する対策基準を策定し、その実行のための手順等を具体的に示した豊橋市情報セキュリティに関する実施手順を策定します。
- (3) 豊橋市の保有する情報資産を適切に管理します。
- (4) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施します。
- (5) 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応体制を整備します。
- (6) 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施します。
- (7) 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要になった場合及び情報セキュリティに関する社会情勢等の変化への対応が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーの見直しを実施します。
- (8) 職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって豊橋市情報セキュリティに関する基本方針、豊橋市情報セキュリティに関する対策基準及び豊橋市情報セキュリティに関する実施手順を遵守します。

(イ) 豊橋市情報セキュリティに関する対策基準

「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」に基づき、「豊橋市情報セキュリティに関する対策基準」が定められている。この中では情報資産の分類や管理方法、人的セキュリティ、物理的セキュリティ、技術的セキュリティ、運用に関する事項等、具体的な対策基準が定められている。

(ウ) 豊橋市税総合システムの情報セキュリティに関する実施手順書

「豊橋市税総合システムの情報セキュリティに関する実施手順」は、「豊橋市税総合システムの運用及び管理について、豊橋市情報セキュリティに関する対策基準に定める事項のほか、情報セキュリティに関する必要な事項を定めるものとする」として、平成27年1月5日から施行されている。同実施手順書では、管理体制、データ資産の管理、人的セキュリティ対策、物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策、運用におけるセキュリティ対策、実施手順書の維持及び管理について規定している。

(2) 監査結果

ア 監査の主な要点

- (ア) 市税に関連するシステムについてのルールが策定されているか。
- (イ) 市税に関連するシステムがルールに基づき運用されているか。
- (ウ) 市税に関連するシステムの運用が効率的に行われているか。

イ 主な監査手続

- (ア) 市税に関連するシステムについてのルールが策定されているか確認する。
- (イ) 市税に関連するシステムがルールに基づき運用されているか確認する。
- (ウ) 市税に関連するシステムの運用が効率的に行われているか確認する。

ウ 監査の結果

- (ア) S L Aの見直しにより、内部統制レベルのモニタリングレベルを向上することが望まれる【意見 26】

税に関するシステムは、岡崎市と豊橋市で運用する外部データセンターの環境下で運営されている。当該外部委託先とはS L A（注）を締結し、サービス項目について目標値を満たしているか継続的にモニタリングしている。

しかしながら、データセンターの利用開始後5年を経過している中で、S L Aの項目はサービス提供開始時より見直しされていない。S L Aの項目を見直し、システムの重要性に応じたモニタリングの実施が望まれる。例えば下記の観点が考えられる。

- ① 問い合わせ管理の対応時間
- ② システムの稼働の基準値
- ③ コロナ対応を踏まえたS L A項目の検証

(注) S L Aとは、Service Level Agreement の略称で、サービスの提供事業者と利用者の間で結ばれるサービスレベルに関する合意のことで、業務範囲、業務内容、達成目標等について定めたものである。

- (イ) 自治体クラウドの継続使用によるコスト削減及び参加自治体の増加による更なるコスト削減を実現することが望まれる【意見 27】

市は、従来、単独導入により税に関するシステムを運用してきたが、平成 27 年 1 月、岡崎市と共同運用するシステムへ移行している。この移行にあたって

は、単独導入を継続した場合の試算を行っている。実際に導入後5年を経過しているため、単独導入時と、共同化時のコストを比較した。

【図表4-11-4】システム共同化時の業者見積りと共同化による実績の比較

(単位：百万円)

	単独導入 (業者見積り)	共同化 (決算値)	削減率
イニシャルコスト	540	460	15%
ランニングコスト(5年)	660	187	72%
計	1200	647	48%

(注) イニシャルコスト：構築費(データ移行費含む)、カスタマイズ、アドオン
ランニングコスト：リース費用、保守費用(ハード、ソフト、アプリケーション)、稼働維持SE費

(出所：情報企画課作成 「豊橋市及び岡崎市 国保・年金システム及び税総合システムの共同による自治体クラウド導入について」を基に監査人作成)

上表のように、単独導入と比較して、コスト削減効果が実現されていることが分かる。税に関するシステムの安定運用を実現しつつ、コストを削減しており、当初計画したコスト削減効果が実際に得られていることから、今後も継続してコストを削減しつつ安定したシステム稼働を継続することが望まれる。また、システムの共同化は参加自治体が多いほど、コスト削減効果も見込まれると想定されるため、参加自治体が増加することが望まれる。

(ウ) アクセス権の定期的な棚卸によるアクセス権の見直しが望まれる【意見28】

アクセス権の管理は、不正アクセスを防ぎ、情報漏えいを防ぐ観点からセキュリティ対策として有効である。豊橋市では、税に関するシステムのアクセス権の付与・削除の申請については、原課より、情報企画課へ申請がなされ、情報企画課にて登録、変更、削除等実施されている。他方で、アクセス権の定期的な棚卸はされていない。

このため、資産税課について、システム上設定されたアクセス権と、資産税課について管理している台帳を照合したところ、一部の職員等について、現状の業務内容に照らして、アクセス権限を見直すべき事象が発見された。

アクセス権の管理は、不正アクセス防止の観点から重要であり、都度の申請による管理とともに、定期的な棚卸により、不要なアクセス権が設定されたままとなっていないか確認する必要がある。その際には、システム上の設定と、

台帳等を照合することが望まれる。

(エ) 不要なデバイスポートを閉鎖し情報漏えいのリスクを低減する措置を講ずることが望まれる【意見 29】

豊橋市では、パソコン等からの不正な情報の持ち出しを防ぐため、USB ポート等の開閉を制御するシステムを導入し、各課からの申請により、USB 等の使用を許可する運用を行っている。現状、利用可能な USB ポートは、情報企画課にて把握されている。

しかしながら、利用を許可したポートの利用状況の監視が、現状のシステムからはできないため、一度開放したポートが業務上不要になっても、開放されたままとなっている可能性がある。個人情報等の不正な持出を防ぐ観点から、情報の媒体による持出は必要最小限に制限する必要がある、実際の利用状況を、各課に照会し、不要なポートが解放されたままとならないように管理することが望まれる。

このため、申請により解放されているポートについて、その継続利用の必要性を定期的に確認し、不要なポートについては適時に閉鎖し、情報漏えいのリスクを低減する措置を講ずることが望まれる。

(オ) データセンターが SOC レポートを取得することが望まれる【意見 30】

豊橋市の税に関するシステムは、外部のデータセンターで運用されている。当該データセンターではセキュリティに関する認証を取得している。豊橋市職員も、現地のデータセンターを視察し、物理的なセキュリティの状況など確認している。また、税に関するシステムの運用に関しては、SLAを締結しサービスレベルをモニタリングしている。しかしながら、データセンターの日々の運用や、各課からの相談対応、システムの監視などの内部統制について、直接確認しているわけではない。

税に関するシステムの豊橋市における重要性を踏まえると、内部統制についても確認し、問題がないことを定期的に確認しておくことが望まれる。

データセンターの内部統制に関する保証制度としては、SOC2 レポートがある。SOC2 レポートはセキュリティ等に関する内部統制を対象とした保証制度であり、当該保証をデータセンターが取得すれば、一定レベルの内部統制が担保されていることが確認できるため、データセンターが SOC2 レポートを取得することが望まれる。

(カ) データセンターが COVID-19 対策を実施しているか継続的に監視することが望まれる【意見 31】

COVID-19 感染により、データセンターが利用できなくなった場合、税に関するシステムの安定運用に支障をきたすリスクがある。このため、データセンターは、税に関する業務を維持・継続するうえで、最大限の対策を講じる必要がある。かかる観点から、データセンターにおける COVID-19 対策について確認を行う必要がある。

データセンターでは、COVID-19 対策として、密集・密閉・密接の回避や、各種感染防止対策の徹底を実施している旨確認している。

COVID-19 対策は一過性のものではなく、長期にわたる対応が必要となることが想定されることから、データセンター側に継続的な対策実施状況の報告を求める必要がある。特にデータセンターの業務に支障が生じた場合、税に関する業務への影響が大きいと想定されることから、業務の継続性に最大限配慮し、対策が実施されているか確認を徹底する必要がある。